

## 平成23年第8回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成23年9月9日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成23年9月 9日
2. 閉 会 平成23年9月16日
3. 会 期 8日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

|    |         |     |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三 留 正 義 | 6番  | 鈴 木 満 子 | 11番 | 五十嵐 忠比古 |
| 2番 | 長谷川 義 雄 | 7番  | 多 賀 剛   | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 3番 | 渡 部 憲   | 8番  | 青 木 照 夫 | 13番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4番 | 伊 藤 一 男 | 9番  | 荒 海 清 隆 | 14番 | 長谷川 徳 喜 |
| 5番 | 猪 俣 常 三 | 10番 | 清 野 佐 一 |     |         |

#### 2. 不応招議員

なし

## 平成23年第8回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

平成23年9月9日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成23年9月12日（月）

- 日程第1 一般質問（猪俣常三 伊藤一男 長谷川義雄 鈴木満子 多賀剛）

平成23年9月13日（火）

- 日程第1 一般質問（荒海清隆 青木照夫 五十嵐忠比古 清野佐一 長谷沼清吉）

平成23年9月14日（水）

- 日程第1 議案第1号 平成22年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第2号 平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第3号 平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第4号 平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第5号 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第6号 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第7号 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第8号 平成22年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第9号 平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第10号 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第11号 平成22年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第12号 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第13号 平成22年度西会津町水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第14号 平成22年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成23年9月15日(木)

日程第1 議案第1号 平成22年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 議案第2号 平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第3号 平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第4号 平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第5号 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第6号 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第7号 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第8号 平成22年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第9号 平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第10号 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第11号 平成22年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第12号 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第13号 平成22年度西会津町水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第14号 平成22年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成23年9月16日（金）

- 日程第1 議案第15号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第8次）
- 日程第2 議案第16号 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第3 議案第17号 平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第4 議案第18号 平成23年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第5 議案第19号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第20号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第21号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第22号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第23号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第10 報告第1号 委任専決処分事項
- 日程第11 西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第12 意見書案第1号 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続の実施場所に関する意見書
- 日程第13 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第16 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第24号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第9次）
- 追加日程第1 議会案第1号 西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置について
- 追加日程第2 西会津町議会基本条例制定特別委員会委員の選任
- 追加日程第1 西会津町議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について

平成23年第8回西会津町議会定例会会議録

平成23年9月9日（金）

開 会 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 正 義 | 7 番  | 多 賀 剛   | 12 番 | 武 藤 道 廣 |
| 2 番 | 長谷川 義 雄 | 8 番  | 青 木 照 夫 | 13 番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4 番 | 伊 藤 一 男 | 9 番  | 荒 海 清 隆 | 14 番 | 長谷川 徳 喜 |
| 5 番 | 猪 俣 常 三 | 10 番 | 清 野 佐 一 |      |         |
| 6 番 | 鈴 木 満 子 | 11 番 | 五十嵐 忠比古 |      |         |

欠席議員

3 番 渡 部 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 建設水道課長     | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長   | 和 田 正 孝 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 伊 藤 てる子 |
| 企画情報課長  | 杉 原 徳 夫 | 教 育 長      | 佐 藤 晃   |
| 町民税務課長  | 成 田 信 幸 | 教 育 課 長    | 大 竹 享   |
| 健康福祉課長  | 高 橋 謙 一 | 代表監査委員     | 新井田 大   |
| 商工観光課長  | 新 田 新 也 | 農業委員会会長    | 斎 藤 太喜男 |
| 農林振興課長  | 佐 藤 美恵子 | 農業委員会事務局長  | 佐 藤 美恵子 |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 健 一 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

## 第8回議会定例会議事日程（第1号）

平成23年9月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長　ただいまから、平成 23 年第 8 回西会津町議会定例会を開会します。

(10 時 00 分)

まずはじめに、去る 7 月 28 日からの集中豪雨により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、東日本大震災の発生から間もなく半年が経とうとしておりますが、被災地の一日も早い復旧復興、特に東京電力第 1 原発事故の速やかな収束を祈念いたします。

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達されますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

3 番、渡部憲君から、本定例会の会期を通じて欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

このほかの報告について、事務局長から報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長　報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 23 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会の一般質問の通告は、10 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条、第 1 項の規定による平成 22 年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価の結果については、教育委員長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、4 番、伊藤一男君、9 番、荒海清隆君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの8日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、長谷川徳喜君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 続いて経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1点だけ、総務常任委員長にお尋ねしますが、8ページの工程表であります。一緒に経済常任委員会の調査をしたときには、伝送路幹線工事は7月から、引込み線は8月からという工程表が、われわれに渡っているわけですが、今回、このように変わった工程表が出ているわけですが、これは主に私らに最初に渡ったのは最初の計画であって、途中で工程表を変更したのをここを載せたと私は理解しているわけですが、そういう理解でいいのかどうかお尋ねします。

○議長 総務常任委員長、長谷川徳喜君。

○総務常任委員会委員長 今の質問に対して、最初に配付したのは間違いであって、今度のが正解であるということですので、それでご理解していただきたいと思うんですが、いかがですか。最初のが間違いだと。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それはそれでわかりましたが、ならば議長にお願いしておきますが、こういうときは、私らの経済常任委員会にも資料が渡っているわけですから、われわれの委員会にも正式に訂正のものをもらわなければならないわけですから、そのようにこれからはしていただきたいと思います。

○議長 はい、後日そうします。

14番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私はですね、経済常委員長の報告の中で、そのケーブルテレビの工事については、間違いが発生したと言ったのか、ここは。適切ではない工事をしたという意味だと思うんですけども、その発生というのは、今度のミスは、これは人的なミスですよ、発生なんていうのは伝染病が発生したとか、バツタが発生したら発生ということがあるけ



れども、人的ミスに発生なんていうことはあり得ないと私は思いますよ。私どもはこれ直しました、私の手元にその発生したという用語が入ってましたので、これは適切ではないと、起きたというふうに訂正しました。経済常任委員長はどういう見解なのか、それを聞いてみたいと思います。

○議長 経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 これは間違いと、発生は同じ意味だと思いますから、起きたことは、発生したと、間違いは同じ、発生したということは、やっぱり間違いがあったということ。

○議長 委員長に聞きます。発生という言葉を使っておりますが、起きたと同等の意味で使用したと解釈してよろしいですか。

経済常任委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員長 発生は起きたという意味も含めますから、これは訂正する必要はないと思います。

○議長 14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私はですね、発生というのは、伝染病が発生したとか、害虫が発生したら発生したというのはそれは適正だけれども、このケーブルテレビの間違いが起きたということを、間違いが発生したなんていうことは、やはり、これは字句を直すべきだと思う。そういう間違いが起きたと素直に、それが適切だと私は思うんですが、それどうしても委員長のほうで直さないというんだったら、これはみんなケーブルテレビを見ているんですから、どちらが正しいか、見ているかたが判断すると思うから、これ以上私は言いませんが、発生というのは、これは適切ではないですよ。起きたですよ。

○議長 発生と起きたを同意語としてとらえ、そういうことでご理解願いたいと思います。これをもって所管事務調査実施報告を終わります。

日程第 5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第 6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第 7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時16分)



平成23年第8回西会津町議会定例会会議録

平成23年9月12日（月）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 正 義 | 7 番  | 多 賀 剛   | 12 番 | 武 藤 道 廣 |
| 2 番 | 長谷川 義 雄 | 8 番  | 青 木 照 夫 | 13 番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4 番 | 伊 藤 一 男 | 9 番  | 荒 海 清 隆 | 14 番 | 長谷川 徳 喜 |
| 5 番 | 猪 俣 常 三 | 10 番 | 清 野 佐 一 |      |         |
| 6 番 | 鈴 木 満 子 | 11 番 | 五十嵐 忠比古 |      |         |

欠席議員

3 番 渡 部 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 建設水道課長     | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長   | 和 田 正 孝 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 伊 藤 てる子 |
| 企画情報課長  | 杉 原 徳 夫 | 教 育 長      | 佐 藤 晃   |
| 町民税務課長  | 成 田 信 幸 | 教 育 課 長    | 大 竹 享   |
| 健康福祉課長  | 高 橋 謙 一 | 代表監査委員     | 新井田 大   |
| 商工観光課長  | 新 田 新 也 | 農業委員会事務局長  | 佐 藤 美恵子 |
| 農林振興課長  | 佐 藤 美恵子 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 健 一 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第4号）

平成23年9月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1. 猪俣 常三   | 2. 伊藤 一男  | 3. 長谷川 義雄 |
| 4. 鈴木 満子   | 5. 多賀 剛   | 6. 荒海 清隆  |
| 7. 青木 照夫   | 8. 五十嵐忠比古 | 9. 清野 佐一  |
| 10. 長谷沼 清吉 |           |           |

○議長 平成 23 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

13 番、長谷沼清吉君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

農業委員会会長、斎藤太喜男君から、公務出張のため欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、おはようございます。このたび定例にあたりまして、一般質問いたします。

まず最初に、環境問題についてお尋ねをいたします。去る 3 月 11 日に東北地方太平洋沖大地震により大きな被害を受けました。さらに東京電力福島第 1 原子力発電所の事故に伴う放射能の被害、風評被害に悩まされている現状、いまだ原子力の放射能の事故が収束にいたっていない状況が続いております。

このような中で、先般、8 月 8 日に議員全員協議会において、汚泥処理及び 5 月 2 日以後の汚泥の搬入はしないということの内容について、町関係者に対して、県及び関係業者が 7 月 25 日に説明されたことの報告はありましたが、搬入量、そして空間汚染について説明はなされなかったと。しかし、7 月 12 日付け及び 8 月 10 日付けの新聞報道により指摘されているので、2、3 点お伺いをいたします。

その報道の中で、県北流域下水道県北浄化センター、または県中浄化センターで発生する放射性物質を含む汚泥について、お隣の柳津町で管理型の産業廃棄物最終処分場を営する本社会津若松市のあいづダストセンターに受け入れを要請しているとの報道がありましたが、同社は施設の許容範囲の中で受け入れを承諾した経緯があります。また、新聞報道によりますと、753 トンの汚泥が搬入されているとことがわかりましたが、本町はこの事実を事前に県から、あるいは関係機関から通知はあったのかどうか、また同時に、放射線が健康への影響はないのかどうか、町のお考えをお伺いしたいと思います。

二つ目に、この処分場に 5 月 1 日以前に、どのくらいの汚泥が搬入したのか、搬入量を求めます。また、放射性物質を含む汚泥が搬入されているが、厳重な調査をなされたのかどうか、その後の経緯について説明を求めます。

三つ目に、住民の命を守る、あるいは健康を守る、そのために安心安全であることの証として、処分場の周囲、周辺及び下流域に西会津町があるため、自然環境はもちろんのこと、農林漁業や水域汚染、さらには空間線量、いわゆる空間汚染などの万全な対策などについて、常にデータを公表すべきと思われますが、町の対応についてお伺いいたします。

四つ目に、放射性物質を測定できる測定器の備えはできないのかどうかお伺いをいたします。

次に、林業問題についてお伺いいたします。近年、全国的に経済が低迷しており、雇用

が一段と悪化しております。わが西会津町管内においても厳しい状況がございます。そういう中で、林業を活性化させることと、雇用の創出、いわゆる雇用促進を図ることが急務と考えます。なぜならば、今、林業において価格の低迷が続き、山の手入れがなされず、間伐がなされたとしても間伐材が置き去りされている現状は、好ましい状況ではありません。経済効果を高めるために、林業をよくすることこそ、林業が潤い、町もよくなる相乗効果が期待されると考えられます。それらの材を山林野から搬出することによって、私は雇用が生まれると思っております。国も雇用創出を政策として取り組んでおり、林業基金の3年間の延長などを考えているとの報道がありました。

そこで本町としての取り組みを積極的、かつ建設的に対応して、山林から間伐や倒木した置き去りになった材を搬出されるように、雇用創出を図る観点から搬出費の一部補助を考えてはどうか、町の考え方を伺いいたします。

二つ目に、この搬出の補助によって、搬出された材の利活用、いわゆるコルク加工をして、火力発電所の燃料や一般家庭の薪ストーブ、ペレットなどのバイオマス燃料として使用でき、さらに遊歩道への利用や、諸加工など、多面的に利用され、この材の支援策として期待できるものと思うが、町の考えを伺いいたします。

次に家庭菜園についてであります。お尋ねをいたします。原発事故に伴って、放射能被害が発生して以来、さまざまな風評被害が広がっております。そのため、町民のかたがたの食品の安心安全のため、家庭菜園での野菜などの放射線量検査をすべきと思われるが、町の考えを伺いいたします。

以上をもって質問といたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　5番、猪俣常三議員の環境問題についてのご質問のうち、私からは放射能及び放射性物質に対する町の基本姿勢についてお答えを申し上げたいと思います。

3月12日に福島原発が爆発を起こしてから、放射性物質を飛散しました。本町は幸いにも、原発から120キロほど離れておりまして、空間放射線量は野沢小学校で1時間当たり0.08～0.1マイクロシーベルトでありました。また、土壌濃度も農地で1キログラム当たり125ベクレル以下と、県内で最も低く、安全な数値を示しております。また、農作物モニタリングの結果も暫定規制数値を大きく下回っておりまして、6月以降は、農作物、飲料水、学校プール、河川水、このいずれも放射能は検出されておられません。

このような中、4月30日に県中浄化センターの下水道汚泥及び溶融スラグから高濃度の放射性物質が検出されました。5月2日以降、あいづダストセンターには、受け入れを中止しましたが、その間5月1日までのあいづダストセンターに搬入され、処分されたものがございます。詳しくは担当課からのちほどご説明申し上げたいと思いますが、福島市、あるいは県北、県中などから約1,700トン、これが搬入されたわけであります。

この件について県土木部及びあいづダストセンターからはまったく報告もなく、マスコミ報道で判明したところでありまして、町としては誠に遺憾であるというふうに思っている次第であります。このため、8月11日、柳津町とともに県土木部を訪れまして、速やかにこの内容と、正式な文書でこれらの説明すること、そしてモニタリング調査を実施するように申し入れたところであります。

放射性物質を持ち込むことは、比較的安全な会津地方に放射能汚染を拡大するものでありまして、到底町としても認めることはできません。私は、今回の原発事故は人災であると思うしております。このことから、原発事故で発生した問題は、東京電力、そして国が責任を持って対処すべきものであって、今回の放射能を含む廃棄物処理についても、国が法律に基づいた基準を早急に示すべきものであると考えております。

国では1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物は埋め立て可能ということにしておりますけれども、これはあくまでも暫定的数値でありまして、法律に基づいた基準ではありません。また、放射能を含む廃棄物は、本町と柳津町、あいづダストセンターの三者で協約を締結しておりまして、これは産業廃棄物処理にかかる公害防止協定であります、ここには一切、この放射性という文字は含まれておりません。今後、県も含めた中で、協定を見直すことが必要であると考えております。

したがって私は、次の方針を持って対応してまいりたいと思います。

一つは、風評被害を招くような放射性物質を含む下水汚泥は他の地域から持ち込ませない。

二つ目は、法律に基づく基準が決定後、改めて地域住民の理解を得ながら、協定の見直しを行う。

三つ目は、福島県とあいづダストセンターには、放射能測定の実モニタリングを継続させる。また、町独自で、空間線量と河川水・飲料水の検査を毎月測定し、公表する。

この3点を町の基本姿勢といたしました。

今後も、きめ細かなモニタリングと情報公開をすることで、町民の皆さんだけではなく、町内外からも安心して来ていただけるまちづくりを進めてまいりたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

その他のご質問等につきましては、担当課長に答弁いたします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 5番、猪俣常三議員の環境問題のご質問にお答えいたします。

はじめに7月12日の新聞等により、あいづダストセンターが汚泥搬入の受け入れを承諾したとの報道がなされた点でございますが、これについては、新聞社の誤報でございます。もしこれが事実でございますと、事前に本町と柳津町には連絡がある訳でございますが、今回、連絡はございませんでした。また、新聞社も後日、これが誤報であることを認識をいたしまして、8月2日の新聞でございますが、そこには訂正のお詫び文ということで掲載をしております。なお、汚泥の搬入量については、町長がお答えしましたように、本町7月25日に県の下水道課、県北浄化センターが、本町におきまして説明会を開いたわけですが、その際には説明がなく、後日、8月9日、10日のマスコミ報道によりまして量を知ったところでございます。

この件につきましては、福島県の土木部に強く申し入れをしたところでございまして、なお量ですが、マスコミの報道ではさまざまな数字が出されておりますが、後日、県の土木部から正式に出た量では、浄化センター、先ほど申しました県北浄化センターや県中ほか、全部で8カ所から1,696.47トンが搬入されたということでございます。

次に放射線量の測定に関しましては、福島県の災害対策室原子力班が5月2日、8月11

日の2回、また、あいづダストセンターでは5月から9月まで計5回測定を行っております。一方、町といたしましても町民の皆さんの安全安心のため、独自に8月より毎月、青坂、縄沢周辺の空間線量及び河川水、飲料水の測定を行っております。

この結果、あいづダストセンター内及び周辺の空間線量は、いずれも高い数値を示すところはなく、町独自に測定した本町の青坂から縄沢までの空間線量は、1時間当たり0.07～0.24マイクロシーベルトであり、また河川水や飲料水からの検出もないことから、安全性は確保されていると認識をしております。

次に、データの公表につきましては、町長、各担当課長がケーブルテレビの番組により詳しく説明をするとともに、またケーブルテレビの文字放送でもお知らせをしているところでございます。今後も、定期的に測定した結果を公表することによりまして、町民の安全・安心を確保してまいります。

次に、放射能の測定器についてでございますが、安全・安心を確保する観点から自治区等へ貸し出しをするため、今次の補正予算に15器購入する経費を計上しております。さらに、保育所や教育施設などは県の固定式線量計が設置され、その結果につきましてはインターネットで確認ができることとなりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、林業問題と家庭菜園の放射線量検査についてお答えいたします。

現在町では森林の適正な管理と木材の利活用を図るため、国や県の補助事業を活用し、間伐対策事業や森林の整備を行うための支援事業などに取り組んでおり、森林病虫害防除等事業なども継続して実施しているところであります。また、林業従事者も高齢となり山の手入れが行き届かなくなってきたことから、間伐を推進するために町単独での間伐事業の嵩上げ補助を行い、所有者の負担の軽減にも努めてきたところであります。さらに林業の活性化と担い手育成等を目的に菌床栽培用パイプハウスリース事業などさまざまな事業に取り組んでおります。

ご質問の伐採した木材の搬出費の補助を考えてはとのことですが、本年度より国においては、造林補助事業で実施する間伐については、間伐材の有効利用を促進するため、すべて山から搬出することが要件となりました。事業内容については、1施業面積が5ヘクタール以上で1ヘクタール当たり10立方以上搬出することが補助の要件となり、今までの切り捨て間伐から大きく内容が変わっております。県におきましても、森林組合等を対象として、間伐材運搬経費に対して支援を行う福島県間伐材搬出支援事業を実施しているところであります。

このように、国や県から搬出間伐に対して積極的に支援を行っていくとの方針が示されたことから、町としましても、この制度を積極的に活用してまいりたいと考えておりますので、現在のところ町単独での搬出費の補助は考えておりませんのでご了承願います。

次に間伐材の利活用については、今年度森林資源の循環利用を推進するため、役場庁舎や菌床栽培用パイプハウスに薪ストーブを1台ずつ設置し、その効果検証を行う予定です。また、会津管内の三つの森林組合や地元林業事業体で構成している会津流域部会でも、新たに間伐作業で発生する未利用材を活用する事業も計画されているため、これらの動向を



確認しながら利活用を図ってまいりますのでご理解願います。

次に家庭菜園での放射線量検査についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災に伴う、東京電力福島第1原子力発電所事故により、県内では、農作物、家畜、水産物等の出荷停止や、農林水産業をはじめ商工業、観光等にまで風評被害という形で被害が拡大しております。

3月21日、県内で生産されたハウレンソウから暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、福島県に対して国から野菜の出荷停止・摂取制限の指示がありましたが、会津地区は5月18日には解除になり、現在、町内では一切の出荷制限はありません。

これまで、町といたしましては県と協力し、安全性を確認するためのモニタリング検査を実施してきましたが、野菜、ソバ、キノコ、山菜、牧草、魚、土など、8月末までの47件の検査結果では、いずれも暫定規制値を大きく下回っていて、安全性が確認されております。

このモニタリング検査は、福島県農業総合センターに導入された、検査機器としては最上位のゲルマニウム半導体検出器により精密に判定され、その結果は県が公表し、新聞等による報道のほか、町でもケーブルテレビやホームページ、必要に応じチラシなどにより町民の皆さんや農家のかたがたへお知らせをしております。

検査機器は、簡易な物もありますが、この簡易な機器は、検査能力が低いと正確なデータによる安全確認ができないことから、今後も県による農業総合センターでの検査を計画的に、継続して実施していくこととしております。

なお、この検査をする対象品目については、町内農林産物の出荷時期に合わせて、町と県で打合せを行いながら決めているため、家庭菜園の野菜についても特に希望があれば、今後の検査計画に組み入れることは可能ですが、基本は出荷する物を中心に、引き続きこのモニタリング検査を実施し、安全性を確認してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変詳しい説明をいただきまして、その中で一つ確認をしたいと思います。

先ほど町長がおっしゃられました1,700の汚泥があるというお話の中で、常に町長は健康が第一ということを念頭を置かれ、住民の心をつかんで、絶えず町政をとっておるわけでありまして。しかしながら、この1,700の数字が入っているということになりますと、現実、その中で町としての対応が、どのような形で汚泥の処理がなされているのか、保全管理がされているのか、そこら辺のところを、お考えを確認したいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、今回まったく町が、あるいは設置されている柳津町がわからないままに県、そしてあいづダストセンター、この両者によって持ち込まれたということでありまして、その後の対応については、先ほど申し上げたところであります。

今ほど議員からご指摘のありました埋め立てしてしまった内容について、どのような考えでおるのかということについては、早速その埋め立ての状況、そして埋め立てた地表、いわゆる土壌の表面積の中における、いわゆる放射性濃度がどの程度にあるのかというデータをきちっと示させたわけでありまして。その中においては、はっきりとした数字はあれ

かな。この中での埋め立ての中においては、いわゆる5月2日で0.73マイクロシーベルト、8月18日の検査で最高値が0.43マイクロシーベルトでございまして、1を超えるというような高濃度ではありませんでしたので、ある程度安心しているところでございました。

しかし、これは1回だけで計ればいいということでは決してありませんので、先ほどいいましたように、いわゆる周辺地域、そしてこれから水等々についても定期的にこの数値を計った、観測した、測定した内容について町にお知らせするというモニタリング検査を提示するというのを確約をさせたところであります。

もう一つは、町としてもやはり責任を持って町民の皆さんに安心していただけるような、これは町独自で自らが計るということでもありますので、これもまた公表したいということでもあります。

もう一つは、ではこれからの汚泥というのは西会津も出るわけであります。この西会津町の汚泥処理については、これまであいづダストセンターにお願いをしてきたわけですが、この5月2日以降の関係で全部ストップ、現在させておりますので、あいづダストセンターの中ではこの汚泥処理は行われておらないというふうに認識しているわけがあります。したがって町としては、これを他の地区の施設にお願いをしているということでもあります。これは須賀川市にある肥料会社であります、ここの肥料会社については、200ベクレル以下のものについては安全性であるという認識から、西会津町の汚泥については引き受けましょうということになりまして、現在そちらのほうに西会津町の汚泥処理というものは行っておりますので、他の地域との比較うんぬん言うつもりは毛頭ありませんけれども、ある意味ではあまり溜まりすぎて、いろいろ問題になっている市町村もありますけれども、西会津町の場合については、計画的にそちらのほうにお願いをしているということでもありますので、そうした問題については、ある意味では適切に対応しているということが言えるかと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その中で、まず現状を把握されているのかどうかを再度確認させていただきます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 現状というお話ですが、先ほど搬入の量なり、またこれまでの経過ということで、町長、私、2人でご説明申し上げてきました。またモニタリングにつきましても、福島県、あいづダストセンター、また町も独自に空間線量については付近の縄沢、大畑、また青坂というところも数値を計ってございます。また水についても、付近の切石川、青坂の沢ということで、いずれも検出されないというような結果でございます。そういう状況の中でございますが、やはり今後も引き続きモニタリング調査を行って、安全ですよ、安心ですよということが続けていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 とにかく大量の汚泥が入っているということを考えたときに、その業者の処理場の中に、どのような形で保全、保管されているのか、私が一番これから心配されるのは、高台にあるところに風が吹いて、いろんな方向に散らばるという、飛散をするというドリフということになるんでしょうが、そこに粉塵というのが、そこに粉塵というのが一

番怖い存在物なんですね。それをまずどのような形で保管されているのかと聞いているので、まず町がそれを確認したのかどうか、それを確認させていただきたいということです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ただいまのあいづダストセンターの、その保管の状況ということのご質問だと思います。

このあいづダストセンターは議員もご存知だと思いますが、管理型ということで、シートを敷いて、その上に埋め立て処分をするというような処分場でございます。今回の汚泥につきましては、脱水の汚泥ということで、下水道から出ました汚泥をある程度水を抜いたものを埋め立てておりまして、それを石灰と一緒に混ぜ込み、埋めております。ただそれだけではなく、その上に覆土ということで、土を埋めることによりまして、その汚泥にあった放射性物質が遠くに飛散するということがないような埋め立て方法をしているということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 飛ばないという措置を取っているんだとすれば、まだまだ予断は許されない状況にあるわけです。大気汚染ということもございまして、まずはレベル的に低い値だからということで、それが安心かといえど安心ではないはずで、だからこそ町長が一生懸命になって取り組んでいる健康が第一なんだということになると、町をあげてこれに対して立ち向かっていかなければならないということを経験した上で、その現状が粉塵というのがどうしてもぬぐいきれないということが一つございます。その粉塵がどんなような状態になっているのか、飛ばないからそれでいいのかどうか、どうしてもそこが引っかかる点がございまして、納得いく説明をお願いしたいと思います。

○議長 5番、今の質問ですが、結局はどうしたい、どうしろといたいわけですか。

○猪俣常三 現状があるとすれば、その現状を見て、これではいけないといえど改善をさせていただくようなことを求めたいということです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この放射線については、議員おっしゃるとおり、これはどこまでが安全で安心できるのかというデータや数字は今もって国から公表されておらないというのが実態なんです。ですから、すべてにわたって暫定規制とか暫定数値という、暫定という言葉を使っているのはまさにその内容でありまして、これまでこういうものは、いわゆる戦後、一貫して事故が起こっておりませんので、当時の広島、長崎に起きたときの現状というものの数値なんていうのは、まさに参考にしているのかどうか私もわかりませんが、あくまでもこれらの数字の基本となるあるいはデータというのは、確かチェルノブイリ等々の関係から、ある意味では数値的なものが暫定という規制の中で出てきているのではないのかなと思っています。

今ほどおっしゃられた、いわゆるそれが最高の保管方法なのか、埋め立て処理なのかということについて、私がこれがすべてだとか、これで安全だとかということは私から申し上げることはできませんけれども、いわゆるこの埋め立ての一つの基準に基づいて風化しない、あるいは飛散しないようなもの、あるいは覆土にしても、それは何センチ以上とい

うような決まりがあるわけでありますので、そうした規制の中で行われていると判断しているところであります。

これ以上になりますと、いわゆる覆いをするとか、あるいはまったく飛ばない方法にするとか、こういうこともいわゆるこれまで福島とか郡山で学校で行われている、あの表土をはいで、それが飛ばないような方法でビニールシートで覆っている現状も見受けられますけれども、そうしたことが、いわゆる同等にそのあいづダストセンターで必要なのかどうなのか、これは十分調査をしながら、町としてもこれから、今いわれた内容についても調査をしてみたいというふうに思いますので、現状確認は、これから担当にさせたいというふうに思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　建設的な答弁をいただきましたことに対しては、大変ありがたく思っております。さらに今の放射能の被害等を考えたりした場合には、この町が、下流流域にある西会津町なんだということになりますと、その水域の中におきまして、まず縄沢、あるいは森野、それから上小島の方面にかなりの水田、水域というものはあるわけでありまして、そういったことを考えると、ただ単に見ているわけにはいかないということでもありますので、そういうことを早めに町の対策を、あるいは早い手の打ち方をしていただきたい、こういうことをもって私、質問をさせていただいているわけであります。

それで、いつごろ予定するのかをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　これは先ほども答弁で申し上げましたけれども、今ほど心配されるこの河川水、飲料水、そして空間線量、これは定期的に行っているという現状でありますから、もうすでに行っているということで認識していただければいいんではないかなというふうに思います。特に河川水においては、その水の検査というのは、これまで放射線量がうんぬんという問題以前の問題として、ダストセンターが建築してから、河川水についてはいろんな物質等々によって汚染されていないかどうか、これは定期的に検査をするということの協定の中で定まっておりますので、これも含めて、今後もっと厳しく検査をし、その結果についてあいづダストセンター、あるいは町としてもその公表については町民の皆さんにもお知らせすると、こういうふうにしていって、これからも継続していくということにしていきたいと思います。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　それだけきめ細かな検査の箇所をもっておられるとすれば、さらに検査の箇所を増やしながらも、やっぱり住民の健康を守ってもらいたい。それから命を守ってもらいたいということでございます。ですから、どういうところのどういう箇所があるのかということであれば、そういった点も教えていただきたいと思いますというふうに思います。

それと同時に、かなりの量が入って、どのくらいの処分がされて、あとどのくらい残っているのかということを確認したのかどうかをお尋ねいたします。

○議長　　量が残っていると、そのどれだけ残っているというのはどこの量の話。

○猪俣常三　1,700 トンの汚泥が入っている中で、どの程度埋め立てられて、あとどのくらいの量がどのような形でなっているのか。ダストセンターの処分場の中で。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えをいたしたいと思います。

町独自に検査をしております、まず空間線量でございますが、ここについては縄沢、甲石、大畑、青坂ということで、うちの町でも一番ダストセンターに近いところの空間線量を全部で9カ所計ってございます。数値については、先ほど申し上げましたとおり、特に大きな値を示しているところはありません。

水ですが、河川水は3カ所計測をしております。まず一つは、青坂の脇の沢でございます。あと2カ所は、切石川、甲石から縄沢に流れていく川ですが、その上流部と下流部の2カ所を計測しております。あと飲料水は青坂集落を計測しております。水についてはいずれもまったく検出がされないというようなことで安全でございます。

あいづダストセンターに埋め立てた量でございますが、先ほど町長、私が申し上げたとおり、1,696.47トン、これが細かな数字でございます。それでこの量が3月から5月の1日までに埋め立てた量すべてでございます。なお8カ所から搬入されてございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その中で、魚についての検査をしたかどうかをお尋ねします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 河川水、先ほど申し上げましたように3カ所計測をしておりまして、まったく検出されておらないということでございますので、当然そこに住む魚も、それはないというようなことで考えております。したがって、魚自体計ったというものはございません。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 口に入るものでありますので、できるだけ安心安全を表に示すという関係であるとすれば、計っていくのが本当の考え方ではないのかと思いますが、再度伺います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 農林産物のモニタリングの件なので、農林振興課のほうからお答えしたいと思います。魚についても県の内水面試験場を中心として、継続的に検査を行っております。柳津町、西会津町のそれぞれの近辺の魚を検査しておりますが、現在のところ規制値を超えるものもありませんし、安全性が確認されております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間もなくなつてまいりますので、次の問題に移りたいと思います。

先ほど農林振興課長のほうからご説明がありました林業問題の中で、私が申し上げたいのは、まず倒木したり、あるいは伐採したものがなかなか搬出するのにそれなりの経費がかかっていると、また価格も低迷している中でなかなか出せないということがあがるがゆえに、町としてはそういう国の関係でいろいろと補助については考えていないというお話がありました。ただ、私のほうで申し上げたいのは、この搬出費用、できるだけ一部助成をしていただきたいという理由は、南会津町にも、また喜多方市にもこれらについて、だいたい1立方当りの価格でいうと、6、7千円くらいかかるそうであります。であるとすれば、なかなか一林業家のかたがたが、これを出そうとしても無理だという部分もありますので、できるだけ町がやさしい手立てをしていただくには、この一部搬出費の助成を補助

金といひましようか、そういうものを考えていただけないのかどうか、そういうことの意味合いをもって私は物事の考え方をお示し申し上げているところでありまう。それについて再度、考え方を求めたいと思ひまう。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にありました搬出費の補助につきましては、県の森林環境税を財源としまして、平成 18 年から県の事業として実施してあります。それは 1 立方当り 500 円、それぞれ運搬を担う森林組合等に対して支援が行われてあります。町につきましては、その間伐をするための経費の一部補助ということで、現在は林業の、所有者の皆さんに支援を行ってありますので、なおこれからこの間伐事業、全部搬出ということが要件になりましたので、それらの今年度からの動き、それから現在森林組合等で活用している県の搬出費の支援などについて状況を確認しながら、今年度は森林経営計画というものを立てることになってありますので、その辺で現状の検討を十分行っていきたいということで考えてあります。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 できるだけ今、森林関係の林業関係については、本当に厳しい状況だということを確認していただいて、まずはその搬出されるべきものの材を、いかに有効利用させるかということも考えていかなければならない。それを進めることによって、すごくいい経済的な部分が見出せる部分もあれば、また活性化というものが非常に求められる部分がございますので、そこら辺は要望としていろいろと検討していただきたいと、こんなふう考えてあります。

以上をもちまして私の質問を終わりにしたいと思ひまう。

○議長 4 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 4 番、伊藤一男でございます。これから 9 月議会定例会において初めての一般質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。通告に従って順次質問をいたします。

それではまず、町工業団地への企業誘致についてご質問をいたします。

本町は現在、少子高齢化の進行に伴ひ、人口減少、過疎化が大きな問題となっております。昨年 12 月の国勢調査の結果によりますと、5 年間で西会津町の人口は 875 人減少し、人口減少率は 10.6%で県内 59 市町村の中で減少率が上から 3 番目と高く、私は非常に憂慮すべき問題であると思ひてあります。ちなみに県内で一番減少率が高いのは、やはり会津地方の町村で、一番減少率が高いのが三島町であります。14.4%の減少率であります。2 番目に高いのが、やはり会津地方の金山町であります。これは 13.1%でございます。それから西会津町の 10.6%になってあります。

やはり原因としては、若者の全体的な減少、そして都会への流出、それに伴う少子化、そして高齢者の自然減が大きな原因であります。その人口減少に少しでも歯止めをかけるためには、高齢者を支える若者が定住できる環境づくりを推進していかなければならないというふう考えてあります。それにはまず、若者が生活するための雇用の場の確保であります。現在、町で行っている農業政策の一環として、新規就農者サポート事業によって農業を志す何名かの若者が移住してきてありますので、大変よい事業であると評価してあり

ます。しかしながら、なお多くの若者に町に定住してもらうためには、町工業団地への企業誘致を積極的に推進していくことが大変重要なことだというふうに私は考えております。

去る3月11日の東日本大震災によって県内の多くの企業が壊滅的な打撃を受けてしまい、いまだ復興できずにいる企業がたくさんあります。そういう企業の皆さんの救済を含め、工業団地の土地の無償提供を行い、災害の少ない町であること、通信情報網が整備されていること、高速道が通りインターチェンジがあること、そして新潟空港が近いこと等、本町の良さ、利便性、優位性を強調するなど、県内外に情報を発信し、企業誘致委員会等を設置するなどして、企業誘致に積極的に取り組んでいったらよいと考えますので、町の考え方、そして取り組みについて伺います。

続きまして、高齢者介護施設の充実についてご質問をいたします。

本町の高齢化率は40%を超え、高齢化社会を迎えているのが現実であります。高齢化の進行に伴い後期高齢者も増加の一途をたどり、要介護者も増えております。その要介護者を支える家族も高齢化が進んで、介護力も低下しております。そういう中で施設介護の果たす役割は、私は大変重要なものとなってきていると思います。本町では、現在町からの指定管理者制度によって、社会福祉法人にしあいつ福祉会が介護施設を管理運営をしているわけであります。施設には介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホーム、生活支援ハウス等がありますが、どの施設も待機者が多く、施設介護を望む多くの高齢者が入所したくても入所できない現状を町はどうとらえ、これからの高齢者対策としてどのように考え取り組んでいくのかをお伺いいたします。

これで私の一般質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、私からは高齢者介護の充実について、本年度策定することになっております第5期介護保険事業計画の基本的な考え方について、お答えをしたいと思います。

平成12年度から開始された介護保険制度は3年を1期とした事業計画を定め、取り組みを進めてまいりました。特に平成18年度の第3期以降の国の方針は、介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、施設や居宅などの介護サービスをはじめ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス、これなどが切れ目なく提供される、いわゆる地域包括ケアの考え方について進められてきております。

今年度策定します第5期介護保険事業計画についても、この地域包括ケアシステムの実現に向けて事業を進めることとしておりまして、とりわけ地域の実情に応じた認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住にかかる連携、生活支援サービスなどを優先的に取り組むことにしたいと考えているところであります。

計画としては、一つには認知症支援策を進め、地域実情に応じた施設整備。二つ目には、デイサービスなど居宅サービスの拡充。三つ目には他の在宅福祉サービスの再構築などを盛り込んでまいりたいと考えております。このため、介護施設については、これまでの一極集中型施設が良いのか、あるいは地域に根ざした分散型施設が良いのか、あるいはこの介護サービス充実にあたっては負担なども含めて、十分調査してまいりたいと考えて

おりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、高齢者介護施設の待機者の現状とその対策についてお答えいたします。

7月1日現在で、特別養護老人ホーム、さゆりの園の入所待機者数は135名、うち町内者103名、介護老人保健施設、憩の森では95名、うち町内者65名、グループホーム、のぞみでは8月25日現在で14名、町内者のみとなっております。ただ、この待機者人数には、周辺市町村も含め複数の施設に申し込みされているかた、ショートステイやホームヘルプサービスなどの利用で在宅介護が可能なかた、医療的措置が必要となり入院されたかたなども含まれており、入所決定の確認の際に次のかたに譲られる場合が多くあります。

また、施設入所については申し込み順ではなく、緊急性の高いかたから入所できるようになっているため、緊急に入所を希望されるかたの実数は少ないものと推測しております。なお、緊急に施設介護が必要な場合には、ショートステイの利用などの対応が可能であります。

町といたしましては、今後も施設整備の検討を含めた施設介護の充実と併せ、待機者のかたも在宅で十分な介護が受けられるよう、在宅介護における手すりの設置、トイレ改修など介護環境の整備、デイサービスやデイケア、またショートステイやホームヘルプサービスなど在宅福祉サービスの強化・充実をにしあいつ福祉会と連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、町工業団地への企業誘致についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、人口の減少や過疎化の進行に歯止めをかけることは、本町の最大の課題であると認識しております。その対策として、若者の定住を促進するための企業誘致は、大変有効な手段であると考えております。

現在までの企業誘致に対する取り組みにつきましては、町長が県東京事務所や商工労働部、会津地方振興局等に出向き情報収集にあたるとともに、県が主催する企業立地セミナー等において、県内外の企業に本町の工業団地の情報発信を行ってまいりました。しかしながら、過去において数社の問合せはあったものの、円高をはじめとした現下の厳しい経済情勢などにより、誘致までにはいたっておりません。

今後も引き続き県との連携強化や情報収集に努めるとともに、議員おただしの通信情報網の整備や磐越道インターチェンジ等の本町の持つ利便性や優位性を大いにアピールしながら企業誘致に努めてまいります。また、企業誘致を一層推進するため、誘致企業に対する各種助成金や税制面における優遇措置などの新たな施策についても早急に検討してまいります。

次に、東日本大震災及び放射性物質の影響により、操業中止を余儀なくされた企業の受入れにつきましては、県内でも放射線量の低い本町としては、被災者支援の観点から取り組むべき施策であると考えております。現に、震災発生から現在までの間、数社の問合せ



がありましたことから、県との連携を図るとともに、優遇制度等についても早急に検討し、被災企業の受入れに積極的に取り組んでまいる考えであります。

なお、おただしのありました企業誘致委員会等の新たな設置につきましては、町の付属機関の一つに位置付けられ、企業誘致の推進等についてご審議をいただく西会津町商工観光審議会の活性化を図るとともに、行政では把握が難しいさまざまな情報を有する町内企業との情報交換を推進しながら、企業誘致に積極的に取り組んでまいる考えでありますのでご理解をお願いします。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま町長、課長より明解な答弁がありましたが、これから再質問をいたします。

まず最初に、高齢者介護施設の充実についてであります。今ほど町長よりいろいろ答弁いただいて分かりましたが、その中で課長が答弁されました老健施設、特養、グループホームの待機者についての人数、そして町内の待機者の人数を説明いただきましたが、やはり特養の95名の待機者のうち、やはり65名西会津町、そして特養においては135人の待機者のうち、町の待機者が103名と、そしてあとはグループホームが14人のうち全員14人が町内の待機者ということであったわけであります。

やはりこの現状を見ますと、私はやはり介護施設の拡充、ベッド数を増やす、そういうこともやはり念頭に考えながら私は高齢者対策を考えていかなければならないのではないかと考えておりますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私から基本的な考え方についてはじめに述べましたので、もし詳しい数字とか、これからの中でありましたら担当課にお聞きしたいと思います。

確かに待機者の数字を今ほど見てもわかりますように、町内においても入所希望者がたくさんおりますという現実であります。ただこれまで、来年度すぐにこういう状況に合わせて建設できるかという、決してそういう状況ではございません。これは3年に一度ずつ福祉計画を見直しながら、その増設なら増設という計画が、西会津町の福祉計画に載っているかどうかということが、一つこれから県との調整とか、国の補助事業を受けて実施する場合にどうしても町の計画が必要であるわけであります。これが基本ベースなんでありまして。これまでこの計画の中に載っていなかった。ですから、これからはやはり、先ほど言いましたように、施設だけ、一極集中の施設でいいのか、あるいは先ほど言ったような地域ケア的なシステムの中で、地域全体で包含するような、そうしたこれは施設がいいのか、これから十分検討しながらですね、これは迫られておりますので、その辺のところについても十分ご意見を拝聴しながら進めてまいりたいと思います。

今後、新しい施設が、増設が本当に必要かどうか、あるいはそういった場合について、この計画の中でどの部分で、あるいはどういう施設が必要なのか、先ほど言いましたように、今、課題になっておりますのは認知症との関係があるという内容でありますので、そういう施設が必要なのか、こういうことも含めながらですね、ぜひ早急に町の考え方を提示しながら、ご意見をいただいてまいりたいなと、こんなふうに考えているところであります。

○議長 4 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長から答弁をもらいましたので、それでは、これからの待機者は、これから増えていくのか、どの辺がピークなのか、その辺の実態について把握されていたらご答弁いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 待機者の今後の動向というようなご質問でございます。これにつきましても第5期の介護保険事業計画の中で、介護認定が必要なかたの推計をいたします。またその中で介護認定の認定度の高いかたが施設入所になるわけでございますが、それらについても今後3年間の第5期の介護保険計画の中で推計をすることになっております。まだその結果が出ておりませんので、明確なことを申し上げられませんが、本町におきましては、75歳以上の後期高齢化率が年々高まっておりますので、その点から介護認定を受けるかたが増えるということになれば、町内の待機者のかたも増えるということが予想はされますが、今後推計調査をいたしまして、その辺は明確にしていまいりたいと考えております。

○議長 4 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 75歳以上の高齢者の人数といいますか、一人暮らしの人数、そういう世帯数がお分かりだったらご答弁いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 75歳以上の高齢者のかたの人数ということでございますが、本年9月1日現在で75歳以上のかたは1,976名でございます

大変失礼いたしました。一人暮らしの世帯数でございますが、これは555世帯でございます。ただこれは75歳以上ということではなくて、65歳以上のかたの一人暮らし世帯、555でございますが、この中には特別養護老人ホームに入所されているかたにつきましては、町外からのかたについては住所をこちらにお持ちですので、そのかたも含まれますので、50弱はここから減るものと思われま

す。

○議長 4 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今いろいろお聞きしましたが、介護施設には東日本大震災によって被災された高齢者が何名が入っているような話を聞いておりますが、現在どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、大震災によりこちらの介護施設に現在入所されているかたでございますが、特別養護老人ホーム、さゆりの園に7名のかた、介護老人保健施設、憩の森に2名のかた、合計9名のかたが現在入居しております。

○議長 4 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 施設介護を受ける場合、1人当り、やはり国からの補助金があると思いますが、それは介護認定度によって違いはあると思いますが、だいたい平均的な補助金、そういったものはお分かりでしょうか。そして、入居者の平均の料金、そういったものはお分かりでしょうか。分かったら答弁いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それではお答えをしたいと思います。

介護施設等への入所者の月額費用ということでございますが、それぞれそのかたの所得等に応じて若干違いはありますが、介護老人保健施設でございますと、7万2千円から月額8万1千円ほどでございます。

○議長　国の補助は。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　国の助成の内容について申し上げたいと思います。

介護保険の財政的なもので申し上げますと、介護サービス介護給付費の中で5割が公費でございます。5割の公費のうち、町、県が12.5%、それを除く分が国でございます。介護サービスを受けているかたからは1割の負担になります。また、現役世代からの支援、介護分の負担というのが4割ということで、介護給付の財源の内容になります。

○議長　4番、伊藤一男君。

○伊藤一男　これはにしあいづ福祉会の話というか、やはり毎年黒字決算であるというようなことを聞いておりますが、その中で、そういう拡充に向けての建設費用の積み立てとか、そういうものはないのでしょうか。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

町が指定管理者制度によりましてにしあいづ福祉会のほうに介護老人保健施設ですとか、生活支援ハウス、グループホーム等の施設の管理運営を委託しているわけでございますが、委託を受けて事業の運営主体はにしあいづ福祉会でございまして、そちらでどういう決算をなされていて、また黒字の場合、それが介護施設の建設資金に当てられるかどうかにつきましては、にしあいづ福祉会の問題でございますので、その点はご了承をいただきたいと思います。

○議長　4番、伊藤一男君。

○伊藤一男　いろいろご質問を申し上げましたが、やはり西会津町における町民の声というのは、やはり町の施設に入って、町で介護を受けるというようなことが、やはり一番いいと。また介護する人も、先ほども申されましたように、介護力の低下というようなことで、介護する人も歳をとって、なかなかほかの柳津町、山都町、喜多方には、なかなか冬もあって、なかなか行けないと、そういうような声も強いので、これからやはり町としてもいろんな経緯的なこともあると思いますが、その経緯をおくみいただきまして、これから検討いただきたいと思います。ただいまの質問については、これで終わらせていただきます。

次の再質問に移ります。

先ほど、町工業団地への企業誘致について課長より答弁をいただいたわけですが、その中で町長が県東京事務所や関係機関に行って、いろんな情報収集や企業誘致のお願いをしているということでありましたが、今後とも積極的にそういう企業誘致や情報収集についてやられるのかを、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　これまでも何回もそうですけれども、やっぱり若い人がこの町にいて働ける場を

確保するということが、この町の経済発展にとっては欠くことのできない大きな課題であるというふうに認識しております。そういう中から、これまでも何回か工場誘致の問題については取り上げられまして、そしてなかなか実現的なものについてお答えできないというのが率直な内容でありました。私もこれまで、どういう企業がこういう地方に適しているのだろうか、あるいは企業の中においては、こういう地方においても操業できるような、そういう情報があるのだろうかということで、これまで大震災以降もそうでありましたけれども、例えば誰しもが考えるわけですが、やっぱり放射能とか、そういった問題があれば、比較的安全なところに企業は移り住んでくれるんじゃないかということで、先駆け、そういう情報収集のために東京事務所、こういったところに行きましてお願いをし、どんな情報でもいいですから、ぜひいただきたいということのお願いやら、それから状況なり、そうしたこともろもろ含めて話し合いをしてきた経緯がございます。

そしてその中で、そういう課題については十分に、もしこういった情報があれば、すぐに提供してやりたいという話もありましたし、あるいは県商工労働部あたりにおいても、再三にわたってこれまで震災等々で、もしこういった会津地方にこられる企業があれば、積極的に町としてもその内容について受け入れていきたいということで、そのお話をしてまいりました。

しかしながら、この最近の円高の傾向、こういったものもありますし、昨日でありましたか、各党の幹事長会談がNHKの番組でありまして、その中で言われておりましたけれども、福島県の中で浜通りの震災にあった企業の約40%以上が再開は不可能であると、あるいは辞めたいというかたがいるということがその中で話されておったんですね。私はあれを聞いて唖然としましたけれども、やっぱり実情は相当厳しいのかなと、こういう思いをしたところでありますけれども、しかし、それはそれとして、これからの西会津町に積極的にそういった企業があれば、やはり受け入れ態勢をしていきたいし、土地の提供、あるいは建屋、こういったことも含めて真剣に取り組んでいかなければというふうに思っているところでありまして、今後そういった活動は、これからも十分してまいるつもりでありますし、大いにそういったPRをしていきたいということであります。

これまで、2、3ありました。しかしなかなか現実的にいかない問題がありまして、公表するまでにはいかなかったということが率直な話でありまして、土壇場までそういった企業もあったことは事実であります。

○議長　　4番、伊藤一男君。

○伊藤一男　いろいろ町長に答弁いただきまして、分かりました。

それでは、町工業団地の残地分の土地の面積、そして今見ますと、工業団地を見ますと、すぐに使えるような状態ではないような気がするんですが、それに対する費用みたいなのは、分かったら教えていただきたいと思います。

○議長　　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　お答えいたします。

現在の町工業団地の残地の面積でございますが、2万6,871平方メートルでございます。それから現在、分譲地に残土が多量にあるということで、ほぼすべての残土を撤去した場合の経費であります。今、申し上げました2万6,871平米、これ平米単価が3,300円で

分譲しておりまして、すべて売れた場合の価格が8,867万4千円ほどであります。この価格近くは残土処理でかかるという試算を現在しております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 先ほど私、企業誘致に関して課長の答弁の中で、企業誘致委員会は設置、設置といいますか、別な町での商工観光審議会、そういうものがあって、そこで審議をしていきたいというようなことですが、その商工観光審議会とはどのような内容の審議会だかお伺いをいたします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

西会津町の商工観光審議会の業務であります。まず商工観光審議会につきましては、町の付属機関の一つに位置付けられております組織であります。先ほどご答弁いたしましたとおり、企業誘致の推進、さらには商工観光における振興についてご審議いただく審議会ということで、商工観光全体の活性化を図るための審議会であります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それはそうすると、企業誘致専門のそういう審議会ではないということですね。やはり企業誘致を積極的に進めていくには、やはり専門のそういう委員会、審議会等をつくって、やはりそういう委員会、審議会のメンバーにも専門家、そして大学のやはりそういう企業誘致を専門としているそういう先生を入れながらやっていかないと、やはり企業誘致、難しいのではないかと、また先ほど課長の答弁で、いろんな補助や税制優遇措置、そういうふうにしても、なかなか難しいと思います。やっぱり専門的な見地からそういうものをやっていかないと難しいと思いますが、その辺についての見解についてはどう。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 ただいまの議員のご意見につきましては、前向きに検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 最近、町に企業進出の話があったと聞いておりますが、その辺は本当にそういうものがあったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 先ほど答弁でもお答えいたしましたが、震災後、現在まで数社の問い合わせがあったということでありまして、現実には田村市の企業、縫製関係の企業であります。ところが1社、それから郡山市の鉄鋼関係の業者1社が実際本町を訪れまして、できれば西会津町で操業できればというような問い合わせがございまして、はじめの田村市の企業につきましては、町内の空き施設で操業できないかということで、空き校舎ですとか、そういったところを何箇所かご案内いたしまして、どうでしょうかという話をしたところではありますが、結果、条件が合わないということで、新潟県のほうに決まりましたというようなご連絡がありました。郡山市の業者につきましても、空き工場でできないかという話がありまして、それにつきましても、現在まだ検討中ということで、まだだめになったということではありませぬので、今後の展開によっては西会津においでいただけるかもしれないという状況であります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長から詳しい説明をいただいたわけではありますが、条件面の折り合わなかったというような話でしたが、その条件面の折り合わないというのはどの辺のことだったのでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 条件面と申しますのは、やっぱり空き施設の場合ですと、施設の構造ですとか、そういった部分でなかなか合わなかったということでございまして、ほかの理由は特段ございません。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろと今ご質問をさせていただきましたが、とにかく定住人口の増加というのは、私は町の発展、そして経済の活性化に一番つながっていくと思いますので、これから一生懸命、積極的にやはり企業誘致については進めていただきたいと要望を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 暫時に休議します。(11時36分)

○議長 再開します。(13時00分)

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 2番、長谷川義雄です。私の質問の趣旨ですが、3月11日の大震災に対して、町の初動対応は適切であったと6月議会では答えていますが、その後におけるダストセンターへの汚泥搬入への対応、住民への公告がきちんとなされていません。私は今後のことを考えれば、職員の中に放射能における知識を受講させたり、ある程度の専門的知識のある職員がいれば、前向きな対応ができると思いますが、町長の考えを伺いたく一般質問に入ります。

町職員採用についてですが、(1)として、採用に対しての基本的考え及びプロセスについて具体的に聞きたい。

(2) 今回の震災や原発のような事態が起きた場合に、的確な対応ができるよう専門的な知識、技術を有する職員を採用する考えはないか。

3として、先のケーブルテレビ高度化事業における管理体制不備の問題、柳津町にあるダストセンターにおける汚泥搬入問題、また西会津町が計画している統合小学校建設に対して、専門分野の職員がいらないと思われるが、迅速かつ責任のある対応ができるのか。工学部出身者等を採用する考えはないか、町長の考えをお聞きしたい。

二つ目として、西会津町新交通体系計画についてですが、(1)として、町では町内において地区説明会を行いました。現在行っている費用と、デマンドバスの費用について説明すれば、住民の要望の度合いや質問が違ったものになったと思うが、費用の試算はどのようなものか。

2、現在、西会津高校へ坂下方面より多数の学生が通学していますが、バス停に屋根がなく、雨、雪などに苦労しているのを見かけます。付近にはスーパー、コンビニもあり、町民も利用している場所なので、西会津高校存続も踏まえて、新交通体系整備の中で利便性を考えてプレハブ等でも設置できないか。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、長谷川義雄議員のご質問の中で、私からは新交通体系についてお答えをいたします。

現在の町民バスは、西会津中学校開校にあわせ、平成14年度から運行しております。今回、統合小学校が来年4月から開校することに伴い、バス交通体系を児童・生徒の通学専用車両と一般町民用のバス運行に区別した抜本的な見直しを行うことといたしました。

新しい交通体系計画案では、これまでの路線バスについては、野沢坂下線と野沢尾野本循環線の2路線を残して、それ以外の路線バス区間は、新たなデマンドバスとして運行をすることとしたところであります。

デマンドバス運行は、利用するかたが予約をして、その時間帯に合わせ乗降場所までくるといふ運行であります。具体的には、町内を七つのブロックに分割して、7台の車両を配置し運行することを計画しております。この、デマンド交通にする利点としては、一つは、町内すべての集落に同様のサービスが提供できるようになること。二つ目は、車両の小型化によりこれまで乗り入れができなかった集落内への運行も可能になること。三つ目は、予約により運行するため効率的な運行が可能となって、結果として経費の削減につながるものと考えているところであります。

一方課題としては、予約が必要なこと、急な用件に対応できないことであります。

これまで地区説明会を行ってまいりましたが、町としては、こうした課題について耳を傾けながら、より利用しやすい、身近な町民の足として生活バス運行計画を策定してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、この点の詳細について、あるいはその他の職員採用等のご質問がございましたので、その他につきましては担当課長より答弁いたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、新交通体系の運行費用に関するご質問、それからバス停に関するご質問にお答えいたします。

8月上旬に実施しました地区説明会は、新交通体系の策定作業の一環として、町の考えに対して町民の皆さんのご意見を伺うため実施したところでございます。5会場、合計で96名のかたにご出席をいただきました。

ご質問の新交通体系の運行費用についてであります。町としましては概算経費の積算を行い、今後の財政負担を考慮しながら、計画案を策定していますが、まだ制度的に流動的な面が多いこと、今次の見直し作業には使用料の在り方も検討テーマの一つとしており、説明会時点での経費の公表は行わなかったところでございます。なお、運行費用の概算額であります。現在の交通体系では、町民バス9台を運行しておりますが、その内5台は中学生用のスクールバスというようになっておりまして、教育費として予算は計上されているなど、単純な比較ができないことから、スクールバス運行も含めた総体費用で説明させていただきます。

まず、現行であります。小学校用のスクールバスを7台、町民バス9台、合計16台の車両を運行しておりまして、年間約1億130万円の費用がかかっております。それが新交通体系、新しい計画になりますと、スクールバスが12台になります。町民向けのバスにつ

きましては路線バスが2台、デマンドバス7台、合計車両台数が21台というようなことになります。したがって、総額1億1,500万円程度の費用となるものと見込んでおります。車両の小型化などにより、車両1台あたりの費用の軽減は見込まれますが、車両が総体では5台増えることとなりますことから、使用料を現行どおりに徴収した場合においては、現行より1,370万円の費用増となることを見込んでいっているということでございます。

次に、西会津高校前へのバス待合施設の設置についてでございます。西会津高校前の停留所は、高校生のほかに、近くにスーパー、コンビニなどがあることから、比較的用户の多い停留所であることは町としても認識しております。新しい交通体系で導入するデマンド運行につきましては、駅や診療所などの特定の場所だけでなく、まちなかの随所に乗降場所を設け、そこから乗車し帰宅ができるような運行形態を考えております。さらには、商店街の活性化などにも結びつけていくために、既存の公共施設や商店の店先を利用した待合所の設置を検討しておりまして、今後商工会等と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

これらの作業にも、まもなく着手していくこととしておりますことから、西会津高校前のバス待合所につきましても、こうした一連の作業の中において検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、町職員採用についてのご質問に、お答えをいたします。

まずはじめに、職員採用の基本的な考え方及びプロセスについてのご質問であります。本町では、行財政改革の一環として、町職員数の適正な管理を行うため、平成18年に定員適正化計画を策定し、平成16年4月の145名に対し平成26年4月までに120名体制とすることを基本として、現在取り組んでいるところであります。この計画期間中の各年度において、大きな職員数の変動が起らないよう、全体的な調整を図りながら職員の採用を行っているところであります。

採用に関する具体的な手順であります。福島県町村会が主催する町村共通の採用候補者試験を1次試験として実施し、一定の基準を上回った受験者に対し、2次試験を実施しております。

本町では、面接及び小論文を実施して、1次試験の結果と合わせ、総合的な人物評価を行い、定員適正化計画により決定した採用人数に対し、上位の者から採用を行っているところであります。

次に、専門分野への職員採用についてのご質問にお答えいたします。

町職員については、これまで町全体の業務をこなすことができるように、一つの職場に限定することなく、さまざまな業務を経験することにより、幅広い知識を持った人材の育成に努めてきたところであります。

その一方で、近年における市町村の行政需要は、複雑で多種多様化してきており、内容も専門的になってきていることから、本町ではこれまで広く町民生活に密着した業務の中で、保健師や管理栄養士などの専門職を採用し、対応してきたところであります。来年度は、福祉業務を専門的に担う社会福祉士を採用する計画であります。



しかしながら、議員がおただしのような、大規模災害や原子力発電所事故等に対応できるような専門職員の採用については、業務内容が極めて特殊でありますことから、常時雇用することは、現在の町村においては非常に困難なことを考えております。また、工学部出身者等につきましても、本町のような小規模な町村においては、常時雇用するだけの業務量がないことなどを考慮いたしますと同様であります。

このような特殊な知識を要する業務につきましては、必要に応じて専門家の指導を受けるなり、あるいは専門の業者へ委託することにより、町民の皆さんの安全安心の確保に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が町職員採用についての質問の中で、3番目に専門分野のほうがないということなんですけれども、柳津町にあるダストセンター、汚泥の搬入の件に対して、町職員が測定の立会いにあいづダストセンターへ5月2日、7月5日、8月4日と行っていますが、なぜ報告が住民にされなかったのか。また今後のことを考えれば、町独自の調査、資料の検討及び報告についてはどうなるのでしょうか、お尋ねします。

○議長 職員採用とは別、これと職員採用は関連しないですね。ちょっと質問をし直してください。

○長谷川義雄 質問を変えます。

西会津町交通体系整備計画において、地区説明会はほとんど乗らない人が集まったと聞いていますが、今後の対応はどうなるのでしょうか。住民サービスの低下にはならないでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 地区説明会についてのご質問にお答えします。

先日お話いたしましたように、今回、地区説明会、合計で96人のかたに5会場で参加をいただいたわけですが、この間も説明しましたように、ほとんど利用しないというかたが52%いらっしゃいました。そういった状況でございました。この間も説明させていただきましたように、今後、そういった当事者といわれるかたがた、地区の老人クラブとか、そういったかたがたとの話し合いも今後、9月中に実施をしまして、当事者といわれるかたがたのご意見も賜って、最終的に計画案の見直しをしていくというようなことで計画しております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先ほどのバス停にプレハブ等を設置できないかの件なんですけれども、設置するバス停に、例えば町や地元の企業のPRを入れて、コストを削減してもやるような柔軟な対応はできないのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 答弁の中で申し上げましたように、今度はデマンドバスというような形で、循環線も当然あるわけで、今の西会津高校前は循環線のバス停がもちろん設置されますし、それから坂下線のバス停もあると、さらには先ほど言いましたように、あの辺から各奥川だとか、新郷だとかというような形で帰れるような乗降場所というようなものも設置されることになるというふうに考えております。

そういった場所を町中に何箇所か設けながら、地元で、町中で買い物をして、その乗降場所で待っていてお帰りいただくと、そんな利用の仕方ができれば、より町の活性化にもつながってくるのかなというふうに考えております。

西会津高校のバス停は、道路向かいにあったり、逆に新郷方面に行くのは茶室の裏側にあたりというようなことで、実際に乗っていく場所によって待っている場所がちょっと違うというようなことでありまして、どこにどんな形で待合場所を設けていったら一番安全で、安心して乗っていけるような場所になるのかなというようにすることも十分検討していく必要があるのかなというふうに思います。

それで乗っていく場所にすべて屋根をかけたりというような、そういった経費をすべて町で出していくというのもこれは大変な作業なので、なるべく既存の公共施設だとかの軒先を借りたり、あとうちの商店の前にバスの待合所、ちょっとした雨よけにはなりますからここを利用して下さいみたいなことでいろいろ話をしながら、何箇所か選定をしていきたいというふうに考えているところでございますので、そういったことも含めまして、その西会津高校の場所についても検討していくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　以上で私の一般質問を終わります。

○議長　　6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　　6番、日本共産党の鈴木満子でございます。2点ほど通告いたしましたので質問いたします。

まず第1番目、町長の政治姿勢についてお尋ねします。

一つ目は、今年6月の町議選は、18人も立候補して大変にぎやかな選挙になりました。5日間の選挙中に町長が特別な候補者に対して応援していることが明らかになったのですが、本当ですか、お尋ねします。

二つ目は、今までの町長選では誰もこのような行為はいたしませんでした。いつも中立な立場を取るべき町長が、こういうふうなことではいけないのではないかなとこう思っておりますが、どうですか。

三つ目は、このような行為は自ら対立を認め、煽る結果になったのではないかと思います。それで私は、9月の議会は初めて皆さんが勢ぞろいしたわけですから、方向が間違えれば、そのまま行ってしまうということですので、ひとつここで正す必要があるのではないかなとこう思いまして質問いたしました。やはり、ルールを守って、中立な立場を取ってほしいことを要望し、次の質問に移ります。

二つ目は、西会津高校を存続させるために、町はどんな働きかけをしてきたのかお尋ねします。取り組みの内容についていろいろあると思いますが、4年前の3月の議会するとき、私は町をあげて存続させるべきだということを一般質問に出したら、前向きに取り組むという答弁でした。そのとき前の町長は坂下までバスを通して、70人の応募があったと。3年前から具体的な取り組みをやっぱりしておかないと、このままだと西会津高校はちょっと危ないと、こういう事態でございます。

それで2番目は、西会津高校がトータルケア修学資金貸付金、いわゆる奨学金制度がありますが、町の西会津高校卒業した人が該当する部分があるんですよ。それから、西会津の住民であることということ二つからいろいろな資格を取れるために、その奨学金を貸してやるぞと、そういうことになっているわけです。今年の3月の議会で同僚議員が、魅力ある高校をつくるべきだと、こう質問しました。教育長は同じ考えです。答弁しましたね。70人の生徒は昨年卒業してしまいました。また前と同じ状態になってしまったので、何とかしないと本校としての存続は難しいのではないかなと思うがどうですか。

西会津高校とこの奨学金とを結びつけて、どうにかその一本化をして、この医療関係の資格を取れるようにしたら、これは会津管内から希望者が多く出るのではないかなと思っております。

それで、西会津管内ばかり考えると子どもがいない、それで県のことから、私ら町では言えない。とんでもないことです。前の町長は、ずっと前の町長は、西会津高校をつくるために、県庁に週に4回行ってきたそうです。私はちょうど中学校を卒業するころでしたので、そしてまた県に来た、また来たと、本当に熱心に行ってつくってくれたと、根負けです、こう県のほうから言われたわけです。そのようなことでつくった学校を、今さらだめにするのではないかなこう私は思います。

平成25年、教育課程の、高校の教育課程の編成があります。まだ23、24、25、2年ありますので、何とかその高校が存続できるように、やはり町が要請しないと県は動きません。ある地域では、とにかく聞くと、おらほうの町では高校が大事だと、誰に聞いても存続されます、そういう言葉が出るんです。私、今地域も、わからないというのが普通になっていますので、その辺をよくと話し合って、高校と話し合って進めていくという、これを要望したいものだと思っております。

それで、高校をつくるのには三つの考え方があります。一つは進学校をつくるということです。二つ目は、中高一貫教育の、いわゆるスポーツ関係で学校に行くということで、三つがいわゆる地域に根ざした高校をつくる。この三つ目がわれわれの西会津高校が該当するのではないかと、こういうふうに思っております。やはりトータルケア修学資金貸付金制度を利用して、ぜひとも勉強して西会津の子どもが資格を取れるようにという、そういうような考えをぜひ持って戦っていきたい。それから、県に何回も行かないと通りません。だから今までは、本当に県に要請したのかどうか、その辺をお尋ねして私の質問に終わります。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　6番、鈴木満子議員のご質問のうち、私の政治姿勢についてのご質問がありましたので、お答えいたしたいと思います。

本年6月に実施されました町議会議員選挙において、議員がただいま、町長は特別な候補者について応援したのではないかなということでありましたが、私は今回の一般選挙において、特別な候補者はおらない。いわゆる町長は特定な候補者の応援をしたのではないかなということが正しいのではないかなというふうに思っておるわけですが、確かにそうした内容もございました。現職の市町村長が、個人の資格で特定の候補者にかかる街頭演説、または会場において演説を行うことは、判例上、公職選挙法で規定する地位利用に

よる選挙運動には、該当するものではないと、こうされております。

町民の皆さんにとっては、私が個人の資格で行ったといっても、それは町長として見られてしまうのは仕方ないことではありますが、法に抵触するものではありませんし、どんな選挙においても、候補者同志の公約や主義主張が異なることは、これは民主主義においてやむを得ないものと考えておるわけであります。

次に、この選挙で、対立をあおった結果になったのではないかというご指摘がございましたが、私は、選挙結果と町政運営は分けて考えるべきだと思っております。選挙は、民意の結果を反映しているわけでありまして、町政運営は、執行者と議会が互いに町政伸展に対し誠意をもって取り組むべきであるものであると考えております。

したがって、私は現在も、これからの将来においても、まちづくり基本条例の本旨に沿って対応してまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問、西会津高校存続については教育長並びに担当課長より答弁いたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、西会津高校の存続についてのご質問にお答えいたします。

西会津高校では、平成18、19年度の2年連続で入学者が募集定員の半数を割り、分校化に直面したことから、町では平成19年7月に町内の団体の代表や町内の有識者で組織する西会津高校活性化対策協議会を立ち上げるとともに、これまで実施してきた生徒活動後援会への補助や、修学資金貸与制度に加え、会津坂下町方面への通学バスの運行や同窓会等と連携を密にしてのPR活動などを実施してきたところであります。

その結果、平成20年度以降は定員の半数以上の入学生徒が確保され、分校化の危機から脱却したところでございましたが、今年度、平成23年度入学生徒数は、残念ながら定員の半数を下回る結果となってしまったところであります。児童・生徒数が減少する中、生徒の定員確保は大きな課題でございます。平成22年度には、西会津高校活性化対策協議会を春と秋の2回開催いたしまして、委員の皆さまからご意見やご提言をいただきながら、町内へのPRや近隣市町村教育委員会、中学校など学校関係者へのPR活動など、募集に向けた取り組みや活動を実施してまいりました。

また、西会津高校の定数削減、35人学級、現在は40人学級でございますが、それを35人学級の実現を目指して、町長が会長である西会津高校活性化対策協議会といたしまして、県へ強く要望してきているところでございます。県教育委員会では、過疎、中山間地域における学習機会の確保を図るため、小規模校の統廃合基準の見直しなどを含めた高校教育のあり方について、学校教育審議会で、現在審議しているところでございまして、統廃合基準の見直し等について本町としても大いに期待を寄せているところでございます。

次に、西会津高校と医療系の専門学校や大学との連携についてのご質問についてでございますが、議員ご提言のように、保健・福祉関係の大学、専門学校と高校との連携が図られることは、生徒の目標実現にとっても大切であると認識しておりまして、県教育委員会、高校に要望してまいりたいと存じます。併せまして、西会津高校活性化対策協議会を中心に各関係団体が連携して、将来、町内の福祉施設等に就職し、介護福祉士、保健師、作業

療法士等として、健康がいちばんのまちづくりに貢献するため、保健、福祉関係の大学、専門学校に進学する生徒への支援策であります修学支援制度等の一層の周知を図り、生徒数の確保に結びつけていきたいと存じますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、西会津高校支援のためのトータルケア修学資金貸付金制度の利用状況についてお答えいたします。

この制度は、以前の保健従事者養成修学資金を充実させ、保健師、理学療法士のほかに、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸与することを目的として、平成18年4月1日から開始いたしました。

対象者は、町内に住所があり、または町内の高校を卒業したかたで、学業優秀であり、修学に際し経済的援助を必要とするかたであります。修学資金の額は、修学する学校等に応じ、卒業するまでの間、月額3万6千円を無利子で貸与するものであります。この修学資金は、県立西会津高校に福祉ケアコースが設置されたことに伴い、中学生やその家族が西会津高校への進学意欲を高めてもらうための支援策でもあります。

現在までの利用者は、西会津高校卒業生で介護福祉士をめざす1名を含む5名であり、4年修学の理学療法士2名、作業療法士2名、3年修学の介護福祉士1名であります。現在の在学状況は、最終学年が3名であり、今年入学者は2名であります。

今後も、西会津高校への支援も含め、修学意欲のあるかたがたを積極的に支援してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 町長の政治姿勢について、町長が町議選で特定候補者を応援するという問題は、本質はどこにあるのかと、そこをお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは私に限らず、一般選挙において、これは首長と議会議員選挙において、双方がお互いの主義主張や、あるいは今後政策等々において、それぞれの内容において意思疎通を図りながらも、当然、議会においては議論をしなければなりませんけれども、そうした町政という、町民生活というそうした視点に立って、それぞれ意気投合したり、あるいは一緒にこれから対応しようと、こういう政策の中で一致できれば、私はそれぞれの特定候補者ということについても十分応援しても何ら問題はないと、こう考えているところであります。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 あなたが、町長がやったことに対しては、何ら何にも反省していなということですか、お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 反省とかということは、これはある意味では、こういうことを起きたからといって、仮に大きな問題になった、あるいは町民全体に迷惑をかけた、そしてこれが犯罪行為であったとか、そうした課題や問題が出た場合に対して、町長に対して反省を求めるということでもありますけれども、これは正当な選挙制度の中において、行うべき行為の中にお

いて当然行ったということでもありますので、それは反省には値しないところと思っています。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 やっぱり町長は、自分の見方、いわゆるイエスマンづくりになるのではないかなと私は思って、はじめて当選した人は、これから一生懸命やると、こういうことがある中で、こういうふうに通じる候補者の中で、何人かを特定するということはよくないことではないかなと私は思っていますが、いかがなものでか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 結論付けられて、良いか悪いかの判断でいえば、私は悪いとは思っておりません。ただしそれが、指摘のとおりイエスマンをつくるとかという、そういう姑息な考えで私はこのたびの特定候補者といわれる議員の皆さんを推したということではありません。先ほど言いましたような、政策、制度上におけるこれからの町政運営において、それぞれ意見を交換をしながら、そして町政にプラスになるような対応だと、こう判断をした結果で、そういう対応を取ったわけでもありますので、これは何も議員から指摘されるものではないところと考えております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 私は、この中で特別な候補者というのはあの人かなというくらいで、町長が応援した候補者は誰ですか。もう言ってもいいでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それは、誰とか彼とかではなくて、私もそれは鈴木議員からぜひ応援に来ていただきたいとか、そういうことであれば私は行ったかもしれない。そういったかたがたがおられたということでもあります。何もこちらからアクションをかけて、うんぬんということをやったわけではありませんので、それは双方でいろいろと、その日程、時間帯、合わせながら、その中に対応したということでもあります。あなたからそういう依頼はいただいたわけではありません。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 これはやっぱり、間違った方向に行くというのは私は困ると思うんですよ。やっぱりここで改めてもらってまっすぐ行かないと、新しい議員さんがとんだことになってしまうと私は思うから言うわけです。

そうすると、要請されたのか、自分で行ったのかとこうつめられたらどう答えますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それは、政策の中でそれぞれがその対応が一致したということでもありますので、そういう対応であります。したがって、いついつ要請したからとか、うんぬんとかということで、ここで議論をすべき内容ではないと私は思っております。

○議長 今の質問ですけれども、頼まれて行ったかどうかを聞いているわけでしょう。

町長、伊藤勝君。

○町長 これは政策においていろいろ合致する部分があったので、別に頼まれたとかではありません。それぞれこの種の問題については候補者となるかたがたが、それぞれ意見交換をした中で内容でありますので、そうした中で判断をしたと、これは私にとってい

ば、私はそういったことで同調し、そしてそれに応じて対応したということでもありますから、むしろ私から積極的に対応したと、そうとらえてもいたしかたないことではないのかなと思います。

○議長　さっきの答弁は、頼まれたから行っただと、最初に言ったんです。今のやつで解釈していいということですね。

6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子　やはり町長は、執行者はルールを守らなければ、特定議員にこうやると、特定議員さんも容易ではなくなってくるんですから、やっぱりルールを守って、中立な立場を取ってほしいというから質問しているんです。これを要望して次の質問に移ります。

西会津高校存続についてお尋ねします。今、教育長から細かく説明があつて、やはりトータルケア修学資金貸付金制度と合体して、西会津高校をより皆さんが多く来るように、やっぱり運動していかなければならない。私らは義務制は、教育委員会だというふうな判断では、今、県に申出にいかないと、このままになってしまうから、何かここできちんとした学校づくりの方針を立てて、ぜひ行かなければならないし、1 回、二度行っただって、それはなりません。今出ているのは分校という線です。分校になってしまうという線です。これはやっぱり絶対に分校にさせないという強い要望、町民の要望並びに西会津高校の対策委員会もそうですが、署名運動をしたり、そういうことをしながら、やっぱり盛り上げながらやっていかなければならないこう思っておりますが、そういうことをやる気持ちがありますか。

○議長　教育長、佐藤晃君。

○教育長　鈴木議員、おっしゃられるとおりでございます、西会津高校は本町になくてはならない高等学校であります。この高等学校がなくなってしまうと、過疎化は進行し、本当に大変なことになってしまうわけでありまして。そのところは私どもも肝に銘じて受け止めているところでございまして、それからまた、先ほど鈴木議員がおっしゃられましたように、ご承知のように平成 25 年から高等学校の学習指導要領が新しくなります。本年度が小学校、来年が中学校、再来年が高校と、こうなっております。それで高校側では、昨年からの検討を開始しておりまして、県教委に対する町の強い要望によってつくっていただいた福祉ケアコースでございまして、残念ながら就職とか、進学において苦戦をしていると、そういう実態があるようございまして、これは私どもこれから対策協議会等で十分ご説明をいただきながら検討していかなければいけないわけでありまして、そういうことも含めまして、県教委並びに高校にということで強く要望をしていかなければいけないなどこんなふうに思っております。

さし当って、残念ながら今年度の入学生は 45 名の志願者がいたんですが、33 名の合格者にとどまっているんです。これは本当に残念なことでありました。来年に向けては、絶対過半数、41 名を確保するという、これを不退転の決意でもって取り組んでいかなければいけない、そのためにはどうするんだということではありますが、県教委で今、中山間地の高校、地方の高校をなくさないために、ということで審議会で今協議をしているわけでありまして、町長を先頭にさらに要望活動を展開するとともに、高校さんとできたら一緒に中学校等をまわりまして、どうか西会津高校に生徒をいっぱいよこしてくださいと、

こういうお願いをするとともに、西会津高校と西会津中学校の連携も大事であります。さし当ってスポーツで交流をするとか、高等学校が中学生にとって非常に身近な存在になるということも大事なことでありますので、いわゆる中高の一貫ではございませんが、連携も図りながら、西会津高校の存続に向けてあらゆる手立てを講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長　　6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　教育長さんにお願ひがありますので、医療関係は理科、数学、これが強くないと行って通用しなくてなってしまうので、これはやっぱり小学校から中学校まで、しっかり理系の力をつけていただけるように、小中学校にお願ひしてほしいと、そのことを要望して質問を終わります。

○議長　　暫時休議します。(13時54分)

○議長　　再開します。(14時15分)

7番、多賀剛君。

○多賀剛　皆さんこんにちは、7番、多賀剛でございます。本日最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

このたびの改選で2期目の当選をさせていただきました。ご支援を賜りました町民の皆さまのご意見、ご要望を真摯に受け止め、町政に反映していけるよう初心に帰って一生懸命努力してまいりたい決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、順次通告に従いまして質問に入らせていただきますが、本日の同僚議員の質問と一部重複する内容もございますが、通告どおり質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まずはじめに、福祉と医療行政についてお尋ねをいたします。

1点目として、待機児童の問題についてお伺いをいたします。町長の主要施策の中には、子育て支援の充実を掲げていらっしゃいます。現に今町では、結婚祝い金、第3子以降の出産祝い金からはじまり、中学生までの医療費を無料とする子育て医療費サポート事業を行ったり、同時に2人以上の子どもが保育所に入所している場合、2人目以降の保育料を無料とするなどの施策を行っております。子育て支援に積極的に取り組まれ、ある程度の効果、成果があがっているものと評価するものであります。

その中で、待機児童の問題についてお尋ねをいたします。この待機児童の問題というのは、実は私、都市部の、都会だけの問題かと思っておりました。本町のように加速度的に人口が減少していき、過疎化が進む中、町の保育所が統合されたり、あるいは休所されたりしている現状で、まさか待機児童がいるとは思ひもよりませんでした。野沢保育所においては、生後6カ月以上経過した乳幼児を0歳児保育として受け入れております。他のへき地保育所においては、2歳児以上の保育にはまだまだ余裕があり、入所は可能ではあります。0歳から1歳児の入所は現在のところなかなか困難なようです。これには例えば5歳児に関しては1人の保育士が30人の児童をみられるのに対して、0歳児は1人の保育士が3人の乳幼児をみなければならないなど、保育士の配置基準の問題や、児童1人当りの居住スペースの問題、給食施設の問題など、いろいろな要因があるかと思われます。本来であれば、特に0歳から1歳ぐらいの子どもは、親が、お母さんがといったほう



がいいかもしれませんが、常に子どもに付き添い、しっかりと抱きしめて子育てをするのが理想かもしれません。

しかし、現下の厳しい経済情勢の中、やむを得ず子どもを保育所に預けてでも仕事をしなければならない。あるいは育児休暇がある職場でも、子どもが1歳になる前には職場に復帰しなければ復職できないなどと、大変厳しい現実があるのも事実であります。子どもは地域の宝、町の宝、国の宝であります。町長も常々そう申しております。この宝物をわれわれはしっかりと守っていかなければならない、しっかりとサポートしていかなければならない、安心して子育てできる環境をつくっていかなければならない、町長も基本的な考えは同じものと思っております。

現在、野沢保育所では0歳から1歳児で入所したいとの問い合わせは7名ほどいるようであります。また、このほかにも潜在的な需要があるやにも聞いております。待機児童をすぐにすべてなくすというのはなかなか難しいかもしれません。保育士の配置の問題や定員の問題、保育所の運営計画など、年度途中ではいかようにもならないこともあるでしょう。しかし、これらの問題は計画的に進めれば、必ずクリアできるものと思います。現在のところ対象者は、幸いといいますか、残念ながらと申しましょうか、そう多くはありません。

以前、高福祉社会をゆりかごから墓場までという言葉がありました。本町は、0歳からしっかりと町がサポートしてくれる、待機児童もまったくいないとなれば、町の魅力がアップするばかりではなくて、本当に子育て支援に力を入れているんだということがアピールできれば、近隣市町村から若い夫婦が移住するようなことがあるかもしれない。費用対効果を考えれば、町民福祉の向上ばかりではなく、いろいろな複合効果も期待できます。

以上のことを踏まえ、待機児童をなくすために、来年度からでも0歳から1歳児の受け入れ枠を増やすことはできないかお尋ねをするものであります。また、母子手帳などで乳幼児のいる世帯の対象数はお分かりになるでしょうから、保育に関しての意向調査をすることはできないか、併せてお尋ねをいたします。

二つ目に、医薬分業にかかる院外薬局についてお尋ねをいたします。町長の提案理由の説明にもありましたが、町では今、10月の開局を目指して院外薬局の準備を進めているようであります。医薬品の事故防止や、きめ細やかな服薬指導ができるなど、いろいろな効果があるようではありますが、具体的には利用する町民の皆さんにとって、メリットとデメリットはどんなことがあるのかお示しいただきたい。また、薬局を運営する事業者とは、どのような契約となっているのか、取り扱いとなっているのか、これも併せてお尋ねいたします。

二つ目に、防災対策についてお尋ねをいたします。今年は3.11東日本大震災による未曾有の大災害にみまわれ、その後の福島第1原発の爆発火災、放射能漏れ事故においては、震災後半年の時間が経過しているにも関わらず、避難されているかたがたにはいまだに終わりの見えない悲惨な状況が続いております。また、7月末の新潟福島豪雨災害においては、激甚災害に指定されるような大雨の大災害にみまわれ、本町においてもいまだかつてない水害により、多大な被害がもたらされました。被災されました町民の皆さまには、改めてお見舞いを申し上げます。

最近起こるこれらの災害は、地球規模の自然のサイクルの一つ、自然現象、あるいは地球温暖化がもたらす異常気象によるものと、こう言われればそうなのかもしれません。しかし、すべてにおいて自然災害かという、決してそうではありません。これらの災害の被害を大きくした原因について、少なからず人的な要因があるのも事実であります。そして、これらの災害の惨状を語るとき、想定外という言葉がいとも当り前のように、何の違和感もなく使われている事実に変えておられます。想定外の高さの津波、想定外の雨量、あるいは観測史上最高などと最近は当り前のように使われておられます。最近の新聞報道によりますと、この想定外をある程度想定していたにも関わらず、何の対処もしていなかったという、何ともずさんな状況も報告されておられます。

そのような中、これからの防災対策は、しっかりと想定外を想定して、計画的に防災への取り組みを進めていかなければならないと痛切に感じておられます。最近のこのような状況の中、例年にも増して防災対策がさげられ、われわれ町民の中にも防災への意識の高まりが感じられるようになっておられます。またいろいろな所で、自助、共助、公助という言葉が使われておられます。自助、共助については、それぞれが努力をし備えることは当然一番大切であります。公助の部分について伺います。

本町のように高齢化率が40%の状況下で、高齢者の一人暮らし、あるいは障がい者のいる世帯など、いわゆる災害時要援護者といわれるかたがたの非難時の問題であります。災害時に自力で避難できないかたがたについてどうするのか、災害時の情報提供、安否確認、非難支援等を行う体制を、マニュアルをつくり、構築する必要があるのではないか。現在は自治区や民生委員、あるいは消防団などが連携をして対応をされていると思われませんが、要援護者の状況に応じて、災害情報を徹底すれば自力避難が可能なかた、あるいは安否確認が必要なかた、また避難支援が必要なかたなど、避難支援の対象者をある程度明確にして、その地域にあったマニュアルをつくっておけば、誰でも対処できることになります。

地域コミュニティの実情に応じた支援体制、災害時要援護者の避難支援にかかるマニュアルの整備が必要ではないか、お尋ねをするものであります。併せて、本町における災害時の避難体制についてお尋ねをいたします。

今年は先ほど申し上げましたが、東日本大震災において、さゆり公園体育館を避難所として町外からの避難者を受け入れ、避難所の運営に関しては一つの形、モデルケースができあがったものと思っております。また、7月末の新潟福島豪雨災害では、町民のかたがたが一時公民館に避難されたケースもあったようであります。このような中で、町では各自治区において災害時、避難する場所、避難方法などは住民の皆さんに周知されているのでしょうか伺います。

先週の台風12号による豪雨、土砂災害では、紀伊半島を中心に通信、水道、電気など、すべてのライフラインが閉ざされ、一時孤立した集落が数多く発生いたしました。本町においても同じようなケースも考えられます。備蓄米など非常食など飲料水、医薬品などの確保はできているのか伺います。

もう一つは、災害時の広報システムについてお尋ねをいたします。現在は災害時ばかりではなく、火事やクマの出没情報、農作物への被害防止情報、交通安全の啓発など、各種広報は防災無線を使って町内全域に放送され、それに併せてケーブルテレビや町の広報車

などを使って広報に努めているところでもあります。これはこれでまったくいいわけですが、中には防災無線が聞きづらい地域があったり、聞き逃したりとのケースも少なからずあります。そこで私は最近、全国の多くの自治体で導入され、あるいは検討されている緊急速報エリアメールを導入できないかお尋ねするものであります。

最近の正確なデータは持ち合わせておりませんが、相当の割合で皆さん携帯電話をお持ちになっていらっしゃると思います。そのメール機能を利用したエリアメールの導入をご提案いたします。この緊急速報エリアメールは、住民の安心安全にかかわるさまざまな情報を各自治体ごとに決まったエリア内に配信することが可能です。配信対象エリアの受信者は、緊急地震速報と同様に、月額使用料や通信料など、無料で受信できます。導入しました自治体によりますと、一つとして、地域内に限定した情報配信が可能であること。二つ目といたしまして、eメールと違い、メールアドレスの管理が不要であること。三つ目といたしまして、短時間で配信が可能であり、即応性と同報性が確保できることなどの、数多くのメリットがあるということでもあります。また、防災無線等で聞き逃した情報もメールであれば文字として残っており、あとからでも見るができます。何と言っても導入にかかる初期費用と年間の運用費用も、他の伝達手段と比べれば格段に安価であることも最大の魅力であります。ぜひこの緊急速報エリアメールを導入できないかお伺いするものであります。

3番目に、西会津高校の生徒数定員割れの現状についてお尋ねをいたします。この問題は、私は3月の定例会においても同じ質問をさせていただきました。今回は町長の西会津高校分校化阻止に関しての姿勢についてお尋ねをするものであります。

前回、3月の質問をさせていただきましたときは、2期選抜試験の合格発表直後であり、定員の半数に満たない状況でありました。3期選抜での合格者の増員を期待したわけですが、残念ながら半数にいたらず、今年の入学者は、先ほど教育長から話がありましたとおり、33人となってしまいました。来年の入学者いかによっては、また数年前のように分校化への危機が危ぶまれる状態になってしまいます。

高校は自らの努力で、魅力ある学校づくりや、他の地域からも学生が集まる工夫、募集努力は、当然力を入れなければなりません。それと同時に、町としても断固たる姿勢を示すことも必要ではないでしょうか。今ほどの同僚議員の話にもありましたが、この西会津高校をつくるために尽力された先人たちの奮闘をかえりみると、町の高等学校として、後期中等教育機関というそうではありますが、町の高校として分校ではなくて、しっかりとした独立校として何が何でもなくしてはならない存在であります。町長は西会津高校のOB、同窓生でいらっしゃいます。県立高校である以上、県教委の方針や意向もあるでしょう。しかし、町の特異性や、この町には高等学校はなくしてはならない、こういう強い意志があれば、分校化、廃校などというシナリオはあろうはずはありません。町長の政治生命をかけてでも西会津高校を守るという姿勢を示していただきたい。

以上の3点を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　7番、多賀剛議員のご質問のうち、私からは西会津高校の生徒数定員割れの現状についてのご質問にお答えをしたいと思います。

少子化、過疎化が進行していく中で、児童生徒数が減少し、地方の高校存続が危ぶまれてきております。このため、町といたしましては、西会津高校活性化対策協議会を中心に各関係機関、団体が連携して、存続に向けて取り組んでおります。町では、野沢・坂下間のバス運行と通学定期代の補助、保健・福祉関係の資格を取得するために専門学校や大学に進学する生徒への修学資金貸与制度、生徒活動後援会への補助などについて支援策を講ずるとともに、県教育委員会に対し、35人学級の実現を要望しているところであります。

西会津高校は、今日まで町内外で活躍する有為な人材を輩出しておりますし、本町唯一の後期中等教育機関、いわゆる高校教育機関として、本町における人材の育成や地域の発展のためには、絶対にこれをなくしてはならないと考えております。私は、町長として、今後とも西会津高校存続のために、全力を傾注して取り組んでいく決意でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、保育所における0～1歳児の待機児童についてお答えいたします。

近年の少子化や核家族化、また、女性の社会参加の拡大や就労形態の多様化など、社会状況の変化により、乳幼児の保育環境に多様なニーズが生まれ、子育て支援の必要性が増加しております。町内においても0～1歳児の乳幼児保育について、その要望が増加しております。特に今年は震災の影響による転入や、昨年度から2人目以降入所児童の保育料無料化などにより入所希望者が増加しており、受け皿となる保育所の入所定員や施設の整備等が課題となっております。

本町では0～1歳児の乳幼児保育は野沢保育所において実施していますが、8月末現在で0歳児が8名、1歳児で16名が入所しており、保育士は0歳児で4名、1歳児で4名を配置しています。毎年、受け入れ体制の準備については、前年の11月に次年度の入所希望を取りまとめ、その人数や年齢に応じて保育所の人員配置等を前年度中に行っておりますので、転入などにより年度中途からの入所申し込みが多く出された場合には調整が難しくなる場合があります。

0～1歳児の定員を増やすには保育室の面積拡大や保育士の人員配置など、クリアすべき課題があり、十分検討しなければなりません。現在、他の三つのへき地保育所を含めた中で調整し、待機児童の解消ができないか調査・検討を行っているところであります。

今後は、年度当初に入所を希望しない潜在的な児童が多数いる場合は、保育にかかる事情など、個別に聞き取り調査等を行い、実態の把握に努め、待機児童の解消に向けた対応策を取ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、医薬分業に係る院外薬局のご質問のうち、利用する患者のメリットとデメリットについてお答えいたします。

医薬分業は、患者の薬はすべてかかりつけ薬局の薬剤師によって、患者ごとの薬に関する記録が作成され、複数の診療科を受診した際でも薬の重複投与や飲み合わせの確認とともに、薬の効果や飲み方、アレルギーや副作用などについて、分かりやすい説明や相談を受けることができるなど、充実した医療の提供と薬の適正使用を目的としております。

医薬分業による患者のメリット、利点といたしましては、薬剤師による薬歴管理の基、薬の十分な説明と服薬指導が受けられ、処方内容を正確に知ることができるほか、重複投与や副作用などのチェックが可能となります。さらに医師と薬剤師によって薬の処方内容が二重にチェックされ、薬の効果と使用の安全性がより高まります。また、調剤薬局では取り扱う薬の種類も豊富になり利用範囲が拡大され、治療に必要なかつ患者に合った薬が提供され、充実した医療が提供されることとなります。さらに、希望によりジェネリック薬品、後発医薬品の利用が拡大され、一部負担金の削減にもつながるなど、患者にとって多くのメリットがあります。

逆にデメリット、不利な点といたしましては、医療機関と調剤薬局に支払う一部負担金の合計が若干高くなります。処方される薬の種類などで違いはありますが、薬剤師による調剤料や徹底した薬歴管理料等の診療報酬が加算されることにより、1割負担の患者で100円から300円程度高くなります。また、一度、診療所で診察代などの一部負担金を支払い、診療所から処方せんを受取り、調剤薬局に処方せんを持って行き、薬を受取ってから再度薬代を支払うことになり、患者の負担が増えることにもなります。

このように患者の負担は一部増えることとなりますが、専門の薬剤師による薬歴管理の徹底と薬の提供により、充実した医療サービスの提供と安全性が向上し、さらには待ち時間の解消などが図られるものと期待しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に薬局を運営する事業者との契約内容についてお答えいたします。

本年4月に調剤薬局の業者として那須塩原市に本社があります有限会社日本メディカルを選定し、5月から調剤薬局の店舗設置場所を協議してまいりました結果、患者の利便性を考慮し、西会津診療所側は診療所前の旧医師住宅とし、群岡診療所側は診療所向かいの旧群岡中学校敷地としたところあります。7月には財産の使用許可を行い、10月3日の分業に向け、有限会社日本メディカルでは、独自に運営する調剤薬局の店舗整備を行っているところであります。

今後は、調剤薬局としての通常の医療サービスのほか、身体の不自由な外来患者や在宅寝たきり患者、出張診療等に係る薬の提供内容等について協議する予定であります。町民の利便性向上のため、西会津方式の医薬分業を目指し、地域医療サービスの向上に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、今年3月11日発生 of 東日本大震災や7月末発生 of 新潟福島豪雨災害などによる、防災意識の高まりと防災対策についてお答えいたします。

はじめに防災時要援護についてお答えいたします。町では平成20年3月に西会津町地域防災計画を策定し、この中で災害時要援護者対策として災害に弱い立場の高齢者・障がい者等の要援護者に対する避難支援対策を定めております。これに基づいて平成22年3月には災害時要援護者避難支援計画を策定し、災害発生時の対応や平常時の対策などについてより具体的に定めているところであります。

本町においては、平成18年度に民生児童委員協議会を中心に災害時要援護者マップを作成しており、これらを活用した民生児童委員の協力による災害時の安否確認や、自治区や消防団のほか、各地域での見守り体制もあることから、去る3月の震災時や7月末の豪雨災害時にも、要援護者の安否確認は迅速に行われました。

しかし、この災害時要援護者避難支援計画を、より具体的に効果的に機能させるためには、この計画と共に要援護者一人ひとりの避難支援のための情報収集や支援対応が必要になります。

今年度において国の補助による地域支え合い体制整備事業により、災害時要援護者マップを電算システム化し、より機能的な活用を図る計画であり、このマップ作成とあわせて支援方針等を定めて、災害時の要援護者避難支援を効率的に推進してまいる考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 7 番、多賀剛議員の防災対策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、災害時の避難場所及び避難方法の周知についてお答えをいたします。日頃から町民の皆さんが災害に備えるため、避難場所、災害時における注意事項、非常持出品などを掲載した西会津町防災対策ガイドを作成をいたしまして、全戸に配布することによって周知いたしております。また、広報紙の防災特集の中にも防災対策ガイドの内容を掲載し、継続して周知を図っているところでございます。特に、土砂災害に関しましては、ハザードマップを全戸に配布するとともに、土砂災害警戒区域を有する自治区を対象としまして、昨年 11 月には奥川小学校で、今年 10 月にはさゆり公園体育館で講習会を開催し、避難場所と避難方法を自治区の中で話し合っていたく取り組みを進めています。

今後は、機会あるごとに、広報紙やケーブルテレビなどを活用し、避難場所及び避難方法を周知徹底していくとともに、大規模な防災訓練と住民参加による避難訓練を通じながら、災害への備えを進めていきます。

次に、災害備蓄品についてお答えします。町民の皆さんにつきましては、広報紙や防災対策ガイドにより、災害発生後、ライフラインが復旧するまでの間、おおよそ 2、3 日間の飲料水と非常食の備蓄をお願いしてきました。しかしながら、大規模な災害にありましては、即座に避難せざるを得ないケースもあることから、町では、その際の避難者を 200 名に想定し、それに見合う 3 日間の備蓄品として、現在、アルファ米、レトルト食品、ミネラルウォーターなどの非常食と、毛布や布団などの生活用品を備蓄しております。今後は、東日本大震災に伴う地域防災計画の全国的な見直しの中で、備蓄に対する考え方も検討されることから、国、県の指針等に沿った整備を進めていく考えでございます。

次に、防災情報を周知する新たな情報ツール、緊急情報メールサービス、エリアメールのご質問にお答えします。これは、携帯電話会社のメールサービスを利用し、国や市町村から災害発生時に避難勧告や各種警報などの緊急情報を送信する方法です。情報提供に係る経費は、現在のところ、送信・受信ともに無料であり、屋内屋外を問わずに確認ができることから、災害時に有効といわれています。しかしながら、サービスを実施している携帯電話会社が限られていること、対応しない機種も多いことから、利用者は限られているのが現状でございます。エリアメールは、いつでも、誰でも、携帯電話を携帯していれば、メールで容易に確認できることから、今後、携帯電話会社及び対応機種の普及状況を踏まえながら、提供可能な情報の整理と併せ、導入に向けた検討を進めていきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7 番、多賀剛君。

○多賀剛　それでは再質問をさせていただきます。

最初に0～1歳児の待機児童の問題についてお尋ねしたいと思うんですが、実は一昨日、保育所の運動会がありまして、野沢保育所に関しては、先ほどお話あったように0歳児保育を受け入れているせいもありまして、定員いっぱいいっぱい、相当な大所帯で運動会をしております。かたや芝草保育所に関しましては、一時60人も70人も子どもたちがいたにもかかわらず、今は15、6人しかいないと。それで、野沢保育所に忙しいときは芝草保育所から保育士に手伝いに来てもらっているというような話も先生から伺いました。なんだってバランスが悪い配置だなとつくづく感じてきました。

先ほど言いましたように、年度途中で一気にこう変えるというのは難しいことでありまして、また今、野沢保育所にいる子どもたち、次の年から芝草に行け、ほかに行けなんていうことはかわいそうでなかなかできないと思います。しかし、毎年十数名の人は保育所を出て小学校に入学していきます。その分を0歳児保育できる保育所というのは野沢保育所しかございませんので、その部分を野沢保育所の0歳児保育の定員を少しでも増やしていっていただければ、それで徐々に人数の少ない芝草保育所なりへき地保育所に児童を振り分けていただけるようなことができれば、振り分けるという言い方は語弊がありますが、新しく入る子どもたちをそっちに入らせていただくようなことができれば、バランスのよい保育所運営計画ができるのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それでは、野沢保育所の乳幼児保育の件でございますが、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、現在、他の三つのへき地保育所を含めた中で調整し、待機児童の解消ができないかということで調査検討を行っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　7番、多賀剛君。

○多賀剛　これは政策的なことなので、町長がやるかやらないか判断一つで、一気にできないにしろ来年度からでも少しずつ待機児童をなくしていくということではできると思いますので、あまりひまをかけないで、来年度からでもできるようにお願いしたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　先ほどの一般質問の中にもありましており、私もこの0歳から1歳児の間の待機児童の状況ということについて、実際調べてみないと本当にはっきりしたことを申し上げることができなかったんですが、確かにこの間、調べてみました。そうしたら、具体的な数字があがってきております。これはそんなに多くはないんですけども、やっぱり要望があるということは、それだけ必要性があるということでありますので、これにお答えできるような体制が取れないか、今、指示しているところでありますので、来年に向けて対応したいというふうに思っているところであります。

実際、調べた内容の中において、問題はどこにあるのかとこういったら、やっぱり冬期間は自宅でみられるんだそうであります。しかし、実際、忙しくなるとか、そういった場合にみてもらうことはできないかという、途中からの要望もあるということなんです。ですから、実際に11月ころ、来年度に向けた実際の受け入れ態勢の調査や、あるいは申し込

みをみた時点では、そう多くはないとか、対応できるなど判断しても、途中からの内容にそっては、なかなか厳しいという現実もあるという担当からの話でありましたので、その点について今後どう対応すべきなのかも含めながら、検討していく必要があるのかなとこう考えておりますが、できるだけこの西会津町に待機児童がいるなんていうことのないようにしていくということは必要なことだと思っています。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ来年度からでもそうしていただきたいと、若い夫婦のためばかりではなくて、この西会津町の人口を増やす一助になるかもしれない、そういうことも踏まえて早めにやっていただきたいと思います。

質問を変えます。次に院外薬局のことについてお尋ねしますが、この利用する町民にとってメリット、デメリットはどういうことがあるのかという質問をしましたがけれども、健康福祉課長のご答弁の中には、薬局としては、いとも当たり前のことを、当然やらなければならないことが答弁として申されております。要はその院外薬局、医薬分業することによって何らかのいいことがないのかなと、通常の薬剤の指導だとか、服薬指導だとか、そんなのは当然どこでもやらなければならないことでありまして、町民にとって、例えば院外薬局、今まで民間の企業がやることによって、例えば遠方から薬をもらいにだけくるような人があった場合、例えば薬の配達なんかできるようになるかもしれないとか、そういう町民にとっていいメリットというのをお尋ねしたかったわけではありますが。

そんなことも含めまして質問させていただきますが、逆にメリットとデメリットの部分なんです。今まで診療所に行って診察を受けて、例えば具合の悪い人が、ちょっと風邪ですから温かいものでも食べて養生してもらえば治りますよと、そういう診察がされた場合、お医者さんの言葉というのは、患者さんにとっては大変重いものでありまして、今までは必ず診療所でそういう診察があっても、ちゃんと服薬指導があって、薬をもらってお金を払って帰ってくるというのが当然のことですけれども、これからは院外薬局、処方箋だけを出すということになりますと、可能性の問題ですけれども、お医者さんからもみてもらってなんとなく安心したと、安静にしていれば多少よくなるのかなと、本来であれば薬局に行って薬を、処方してもらった薬を買って帰らなければならないところが、あいにくお金がないと、処方してもらったけれども、家に帰って安静にしようとして、そういうケースは発生しないのかなと大変危惧しているんですが、そんなケースはないでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

処方箋を受け取って、院外薬局で薬を受け取らないで帰る可能性がないかというご質問でございますが、現在、各診療所でそれぞれ行っておりますが、そういう想定は院外薬局では今のところ考えてはおりません。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 おそらくケースとしてはそうない、レアなケースだと思いますが、可能性としてはあると思うんですよ。今までは否が応でも診察を受ければ薬をもらって、お金を払って、診療所に行けば帰ってこなければいけなかったのが、今度は薬代はあとから払えばいい



いということになれば、診察を受けて、お医者さんから大変重い言葉ですよ、養生しなさいよというような言葉で安心して、薬を買えないので、そういうケースが、まれなケースだと思いますが、そういうことも想定できますので、そんなことはないように、ぜひやっていただきたいと思います。

それと、運営する事業者に対しまして、これはあくまでも民間の企業でありますから、民間の企業である以上、営利目的、儲け、採算が合わなければ事業は継続できないわけですよ。この薬局は開局して始まったはいいが、なかなか思うように収益があがらないと、今度はやっていけないと、最終的に辞めざるを得ないと、そういうようなことがあるときに、町としてはどういう対応をなさるおつもりでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

調剤薬局、有限会社日本メディカルが西会津町の診療所の調剤薬局を院外薬局として整備を行って、調剤を行うわけですが、仮に収益があがらない場合ということでございますが、これにつきましては、西会津町にいくつかの調剤薬局を出したいというかたがこられてまして、それにもとづいて選定委員会をしたわけでございますが、お話を聞くとところによりますと、採算が取れるということで西会津町のほうに出店をしたいという、当初からの意向でございまして、それは患者数ですとか、それらはすべて調剤薬局さんは実態を調査しながら出店を希望しているということでございますので、収益が悪化するということは考えられないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 健康福祉課長、当然、今、出店なさろうとする事業者に関しては、そういう下調べをして採算が合うという判断のもとに出てくるわけでしょうから、当然今はあんまり心配していない。将来的に、これも可能性の問題ですけども、将来的にそういう事態に陥ったときに、町と何らかの取り決めはあるのか、あつてしかるべきと思うんですが、その辺をお尋ねしたいんですが。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、お答えをしたいと思います。

院外薬局につきましては、調剤薬局さんが独自に出店をするわけでございますが、今回の場合、町の施設の一部を行政財産の使用許可という形で対応しております。その中での一つの取り決めとしまして、さまざまな院外薬局として不適切な内容があったりした場合ですとか、法に触れるような場合、そのような場合には土地の使用を取りやめるというようなことも含めて書いてございます。

また、将来的にということでございますが、何年か後に撤退したい、将来的にあり得ないことだとは思いますが、何年か後に撤退したいということがあれば、現在、調剤薬局をやろうとしております日本メディカルさんと協議の上、後継の、後に続く院外薬局さんも紹介していただきながら、十分協議をしながら、その点については遺漏のないような対応をしてまいりたいと考えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 はい、わかりました。それでは、その何らかの変更がある場合は、事前に協議

をするということになっているとして理解してよろしいですね。

そうであれば、私は聞くのは、利用する町民にとっていい薬局であってほしいし、便利な薬局であってほしいということであって、何らそうであればとやかく言うところはございませんが、そういう将来的トラブルも想定されますから、そういうことのないように運営していただきたいと思います。

質問をまた変えまして、次に防災対策の中で、緊急速報エリアメールの導入をご提案したわけではありますが、その町民税務課長のご答弁ですと、利用者は限られているし、なかなか対応する機種を持っている人がどれだけいるかわからない旨のご答弁ありましたけれども、ご答弁されているように、これお金かからないことなんですよ、あまり。パソコンで2行程度の文章を打てば、全部同時に発信してくれる。あんまり手間もかからないし、お金もかからない、ですから、これはすぐに私は取り組むべきだなと思っているんですが、何でこれできないんでしょうか。

具体的に言えば、NTTドコモの電話機がどれだけ普及しているかということ何でしょうけれども、あと、対応の電話機がどれだけ普及しているかということであるんでしょうけれども、仮に半分だって、4割だって、それだけの情報がエリアメールとして受けられるということは、町民の安心安全には大変大切なことであると思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　今ほどエリアメールということで再質問いただきました。

ご存知のように、エリアメール、ちょっとイメージがなかなかわきませんので、一般的によくわかりますのは、緊急地震速報ということで、例えば震度4以上、その地域で起こりそうな場合にはぽっと入ってくる。あれをちょっとイメージしていただくとエリアメールはわかると思いますが、あの地震速報については、ご存知のようにドコモさん以外の会社も対応しております。今ほどお話ししましたエリアメールは、一つの市町村なり、または県なりというエリアが決まっています、その中で出るものですが、これは現在のところドコモさんだけというのが現実でございます。あと、対応している機種といいますのは、もちろん昔のムーバはだめなんですけれども、フォーマの中でも今のシリーズというんですか、それ以降のものにしかエリアメール自体は対応していないというお話でございました。

県内の取り組みをみますと、去年まではなかったんですが、今年から一つの村が何とか入れたということで、これの有効性については議員申されたとおり、2、3行の字がぽっと出てくるような形で、やはり屋内にいても屋外にいても大変便利だということが一番な点だと思います。そういう点で、若干今のところ、これを出せば皆さんに行くという点が若干弱い点がございます。しかし、やはりどこでもそういうふうに電波さえ届けば確認ができるという利点がありますので、先ほど答弁の中でも申しましたが、どういう情報まで出せばいいのか。あと、やはりある程度の広がりを見ながら、防災行政無線とこれと、あといろいろな複数を重ねながらやっていきたいということで、現在その導入に向けて検討しているところでございます。

○議長　7番、多賀剛君。

○多賀剛　ぜひ、これは先ほど言ったように、全部に配信できるサービスであれば本当は一番いいんですが、この地域の実情に合った、エリアに限定した情報が流せるような、自治体が契約するわけですから、例えば災害情報ばかりではなくて、先ほど言いましたけれども火事だとか、クマだとか、あるいは不審者の情報なんかも流せるかもしれない。大変有用性のある有効な手段だと思いますので、検討していただけるということなので、これは早急に、その割合がドコモの電話機何台持っているということもあるでしょうけれども、これは1割でも2割でも3割でも、そういう情報はどんどん発信すべきだと思いますので、ぜひお金もかからないことですから、早急に進めていただきたいと思います。

最後に、一番最初に町長のご答弁をいただきましたけれども、西会津高校の問題、これは県立高校である以上、教育長なり町の権限というのはある程度限定されてくるとは思いますが、やっぱり一番大切なのは、先ほど申しましたけれども、町の姿勢、町長の姿勢だと思います。絶対何があっても、ちょっと語弊ありますけれども、絶対西会津町の高等学校をなくしてはならないというような強い姿勢を、これを打ち出していくことが一番大切だと思いますので、最後にその辺を町長、もう一度、強いご決意をお聞かせいただきたい。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議員ご指摘のとおり、やっぱり今本当に、教育委員会の教育長を中心として対応しておりまして、別な言葉で言えば、私はよく町立西会津高等学校のようなものだと、こう思っているわけでありまして。やっぱりそれだけ熱の入れようといいますか、やはり町と、そして高校が一緒になって、この地域のためにはなくしてはならないと、こういう強い決意を持って取り組んでいるところであります。この決意も、現在、県の教育委員会のほうにも伝わっておりまして、今回、本当に残念ながら定数割れを起こしてしまいましたけれども、しかし県教育委員会の教育長の話では、このすぐに定数割れを起こしたからといって、これまでの西会津町の取り組みを無にはできないという話を実はしているわけでありまして。したがって、これから有効と思われる内容、特にこの35人定数の問題というものは、やっぱり県に強く要望していくと同時に、西会津高校と西会津中学校、地元のやはり高校にどれだけ入っていただけるかという基本的な理念を、やっぱり十分これから持って、対応してあたりたいというふうに思っているところであります。

○議長　7番、多賀剛君。

○多賀剛　今日はまさに今、秋真っ盛りで、本当にいつもより大変収穫の多い、実りの多いご答弁をいっぱいいただきました。ありがとうございます。今日ご答弁いただいた内容、一刻も早く実現できるようにご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時13分)



平成23年第8回西会津町議会定例会会議録

平成23年9月13日（火）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 正 義 | 7 番  | 多 賀 剛   | 12 番 | 武 藤 道 廣 |
| 2 番 | 長谷川 義 雄 | 8 番  | 青 木 照 夫 | 13 番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4 番 | 伊 藤 一 男 | 9 番  | 荒 海 清 隆 | 14 番 | 長谷川 徳 喜 |
| 5 番 | 猪 俣 常 三 | 10 番 | 清 野 佐 一 |      |         |
| 6 番 | 鈴 木 満 子 | 11 番 | 五十嵐 忠比古 |      |         |

欠席議員

3 番 渡 部 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 建設水道課長     | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長   | 和 田 正 孝 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 伊 藤 てる子 |
| 企画情報課長  | 杉 原 徳 夫 | 教 育 長      | 佐 藤 晃   |
| 町民税務課長  | 成 田 信 幸 | 教 育 課 長    | 大 竹 享   |
| 健康福祉課長  | 高 橋 謙 一 | 代表監査委員     | 新井田 大   |
| 商工観光課長  | 新 田 新 也 | 農業委員会長     | 斎 藤 太喜男 |
| 農林振興課長  | 佐 藤 美恵子 | 農業委員会事務局長  | 佐 藤 美恵子 |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 健 一 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第5号）

平成23年9月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 荒海 清隆 | 2. 青木 照夫  | 3. 五十嵐忠比古 |
| 4. 清野 佐一 | 5. 長谷沼 清吉 |           |

○議長 平成23年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。昨日に引き続いて傍聴の皆さんがおいでになりまして、それだけ議会に対する関心がおありなのかと思ひまして、身の引き締まる思いで一般質問をさせていただきます。

それでは、一般質問をいたします。昨日の同僚議員の一般質問と重複する部分もあると思いますが、私は私の視点から質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、あいづダストセンターの下水道汚泥処理についてであります。8月の18日全員協議会において、この件についての説明がなされたわけでありまして、この件についての説明がなされましたが、町民への説明をまだ果たしていないと思ひますので、このことについてお尋ねをいたします。

3月11日以降の主な経過と町の対応をお聞かせください。

続いて、国は放射性セシウム濃度が8,000ベクレルキログラム以下なら一般廃棄物として埋め立て可能としているが、町はどのような対応を考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

3番目に、本町には現在、10トン以上の下水汚泥が保管されていると聞いておりますが、その処理方法をお伺いするものであります。

次に雇用の拡大を図る施策についてであります。3月11日の東日本大震災と福島第1原発の事故は、本県の経済に大きなダメージを与え、いまだ立ち上がることのできない企業や個人が多くいます。特に原発周辺の町村においては、いつ故郷に帰ることができるのか、できないのか、まったく先の見えない不安な日々を送っております。

そこでお伺いするものですが、被災地の会社や工場に積極的な誘致活動を行ってはどうでしょうか。土地価格の割引や、税制面での優遇措置をとり、1社でも誘致ができれば、本町の雇用の拡大につながるものと思ひます。

また、住宅団地等には、特売価格で販売する考えはありませんか。

以上をもって私の一般質問とさせていただきます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 9番、荒海清隆議員のご質問にお答えをいたします。

昨日、5番、猪俣常三議員へお答えした内容と重複する部分がございますが、改めて主な経過と対応についてご説明をいたします。

東日本大震災によりまして、東京電力福島第1原子力発電所が事故を起こし、大量の放射性物質を拡散をいたしました。この影響によりまして県内の下水道汚泥等からは高濃度の放射性物質が検出されたことから、あいづダストセンターは5月2日以降、下水道汚泥を一切受け入れておりません。しかし、5月1日までは受け入れをした汚泥があることが

ら、あいづダストセンターと県災害対策本部原子力班は空間線量及び土壌濃度を測定しております。その結果、空間線量及び土壌濃度とも周辺と大差ないことを確認しております。また、町も独自に、8月から毎月、青坂、縄沢自治区周辺の空間線量及び河川水、飲料水の測定を実施した結果、空間線量については町内他地区と同程度の値となっており、河川水、飲料水からの検出はございませんでした。

あいづダストセンターへの汚泥受け入れにつきましては、県から町へ正式な説明がなかったことから、7月25日に県の下水道課及び県北浄化センターが西会津町に来町いたしまして説明をいたしました。その際にも具体的な説明はなく、後日、報道により公表されたことから、8月11日柳津町とともに県土木部を訪問し、文書による説明と調査を継続するよう申し入れをし、これについて県も了承したところでございます。

町民の皆さんには、これらの内容を町長はじめ各担当課長がケーブルテレビの番組を通じて詳細に説明をしております。また、測定結果につきましては、ケーブルテレビの文字放送などを通じまして皆さまにお知らせしているところあります。

次に、放射性セシウム濃度1キログラム当たり8,000ベクレル以下の処分につきまして、町の考えをお答えいたします。国からは6月16日に当面の取り扱いに関する考え方といたしまして、8,000ベクレル以下の汚泥につきましては、最終処分場への埋立処分を可能としております。しかしながら町といたしましては、風評被害を招くような放射性物質を含む廃棄物は他の地域から持ち込ませないという基本的姿勢でございます。

次に、本町の下水道汚泥につきましては、5月2日以降、あいづダストセンターへ搬入できなくなったため、野沢浄化センター敷地内や脱水ホッパー内に仮置きをしておりました。下水道汚泥のモニタリングを3回実施した結果、すべて1キログラム当たり200ベクレルを下回り、肥料化が可能な濃度のため肥料化处理に切り替え、8月18日に3.34トン、19日に3.27トンを須賀川市の業者へ搬出しております。

9月1日現在、屋外へ仮置きした汚泥をまだ12トンほど保管しておりますが、今後、これらにつきましても、須賀川市の肥料化する業者へ搬出し処理をすることとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 9番、荒海清隆議員のご質問のうち、東日本大震災に関係した雇用の拡大を図る施策等についてのご質問にお答えいたします。

まず、東日本大震災及び福島第1原子力発電所の事故の影響により、操業中止を余儀なくされた企業の受け入れにつきましては、昨日、4番、伊藤一男議員に、ご答弁申し上げましたとおり、県内でも放射線量の低い本町といたしましては、被災者支援、さらには本町における雇用の拡大といった観点から積極的に取り組むべき施策であると考えております。

このことから、県との連携を図るとともに、優遇制度についても早急に検討し、被災企業の受け入れに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、被災者に対して住宅団地を特売価格で販売してはとのご質問にお答えいたします。

町長の提案理由の説明でも申し上げましたとおり、東日本大震災等により町内に避難されているかたは、8月末現在で二次避難所に9名、一般住宅等に47名の合計56名となつ



ております。また、会津地方には大熊町や檜葉町などの相双地区の被災者のかたが数多く避難されております。

町といたしましては、これまで被災者支援の一環として、町営住宅の斡旋や民間アパート及び空き家の情報提供を行ってまいりましたが、照会のありましたほとんどのかたが、一時的な避難を希望されていることや冬期間の生活に対する不安により、住宅団地の購入などによる本町への永住を希望されるかたはおりませんでした。しかし、福島第一原子力発電所事故の収束の目途が、いまだ立っていない現状にあることから、今後、放射線量の低い本町への移住を希望されるかたが出てくるものと予想されるところであります。

このことから、住宅団地を購入し、本町に移住される被災者のかたに対する助成金や優遇制度などについて早急に検討し、被災者支援及び住宅団地の分譲促進に努めてまいりたいと考えております。なお、議員お質しの被災者に対する住宅団地の特売価格での販売につきましては、既に購入されているかたとの関係があることから、現在のところ困難であると考えておりますので、ご理解願います。

○議長 9 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町民税務課長にお尋ねをいたします。

5 月 1 日以後、あいづダストセンターには下水汚泥は搬入されていないということですが、5 月 1 日以前に約 17 トンですか、搬入された汚泥の処理、この仕方なんですが、5 月の 12 日に国から放射能汚泥の副次産物の当面に取り扱いに対する考え方を示されているわけですが、その指標がなかったということは、それ以前は普通の一般廃棄物として処理されたものなののでしょうか、お伺いいたします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

まず、あいづダストセンターへの下水道の汚泥の搬入ということで、議員おただしのとおり、5 月 2 日以降は一切受け入れをしておりませんが、5 月 1 日までに受け入れをした量がございます。正確には全部で 8 社から 1,696.47 トンほど汚泥が搬入されてございます。5 月の 12 日、当面の取り扱いに関する考え方ということでございまして、この場合、土壌の濃度、1 キロ当たり 8,000 ベクレルという一つの基準がございまして、それ以下であれば埋め立て処分が可能だということですが、実はこの基準、議員もご存知のように、もともと放射性物質の埋め立ての基準というのがそれまでなく、原発の事故が起き、こういう事態が起きてから初めて県、国のほうでどういう取り扱いをしたらいいかということで協議をした結果、8,000 ベクレル以下であれば埋め立てもできるでしょうというようなことになったものでございます。

したがって、それまでは放射性物質の埋め立てなり取り扱いの基準すらなかったということで、初めてこの 5 月 12 日時点から、その濃度によつての処分の仕方が示されたというようなことでございます。

ただ、本町といたしましては、これはあくまでも当面の取り扱いということでございしますので、基本的にはそういうものについては他地域から持ち込ませないという基本的な考えのもとに進めているところでございます。

○議長 9 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私、申し上げたのは、5月1日までに搬入された汚泥の処理の仕方、これはどういう指針に沿ってされたかお伺いしているわけでございます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 その下水汚泥の処理の仕方と、あいづダストセンターの処理の仕方という形でよろしいのでしょうか。これにつきましては、うちのほうからあいづダストセンターのほうにお聞きした内容、また見た内容でお話申し上げたいと思いますが、これまであいづダストセンターには、車によって脱水、水を抜いた汚泥が、先ほど申し上げました量が入っております。埋め立て処分ということでございまして、それらを石灰を混ぜながら、置いて、その上に覆土ということで土を上にかける形で厚くして、飛散をしないような形での埋め立てをしております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それは、あくまでもあいづダストセンターからのやり方ですよというようなお話があったわけですね。そう理解してよろしいですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ほかの処分場でどういう方法になっているか詳しく調べたわけではございませんが、基本的な最終処分場の処理の仕方としては、同じような方法をやっているというようなことでございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 結果的には放射性の物質は検出されなかったというようなことでありますが、これが今後、法的に整備された場合、最終処分場に8,000ベクレル以下の放射性物質は埋め立てすることができるというようなことになれば、町としてもその対応を考えざるを得ないのではないかと思います。その辺は町としてどんなふうにお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議員お話されたとおり、8,000ベクレルという一つの基準がございまして、これについては、当面の取り扱いということで、ご存知のように法に基づいたものではなく、当面の取り扱いという形でございます。したがって、法的な基準という形ではっきり示されれば、それに基づいた対応をしていきたいというふうに考えております。

また、あいづダストセンターとは、ダストセンター、柳津町、西会津町のこの3者によりまして協定という形で協定を組んでございます。この協定自体には、特に放射性物質というものが明記されてございませんので、法的な基準が示されれば、それに基づきまして、改めてご協議しながら協定を見直していきたいというふうに考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると法的に整備された場合は、放射性物質の埋め立て処分も可能であるというようなお考えですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 法的な基準により、その濃度に応じた処分の方法というのが示されまして、それに従いましてやっていきたいと思っております。ですから、それが埋め立ての形がどういう形になるのか、例えば容器に入れなければならないのか、コンクリートブロックの中に入れるのか、おそらく濃度によってさまざまな方法が出てくると思っておりますので、それ

に基づいて対応していきたいというふうに考えております。

○議長　　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　そこまで確認できれば、まずは私の質問の意図とするところでございます。法的な整備がなされれば、まずそれに沿った処分の仕方がありますので、万が一にも西会津町、町民に被害が及ぶようなことがあってはなりませんので、その辺は町として間違いないような対応を取っていただきたいと思います。

続いて本町にある汚泥の処理なんですけど、200ベクレルを下回り肥料化が可能ということで、須賀川の業者に搬出しているというふうなことでございますが、まだ12トン保管されている。これも濃度的には下回っているわけだと思いますが、やはり須賀川に搬出するというふうなことでよろしいんですか。

○議長　　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　下水道の汚泥のことでございますので、建設水道課のほうからお答えいたします。

今、12トンほど野沢の浄化センターに仮置きをしております。それにつきましては、今後も今のところは須賀川の業者に委託し、肥料化の処理というふうにして考えております。

○議長　　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　一日も早い汚泥の処理をお願いしたいと思います。そして、12トンの保管ですか、これの処理をしていただき、安心して暮らせるような町になってほしいと思います。

次に雇用の問題でありますけど、今、町では大変働く場所がないということで、若い人たちがどんどん流出しております。震災を境に県の人口も200万人を切ったというようなことが報じられております。このことは、人口が減るということは生産力が落ちる、ひいては産業が疲弊してくるということだと思います。町にとっても人口の減少は、やはり町の活性化にはならない、産業が育っていかないと。そのために、まず工業団地に今、原発周辺の企業が存続できないのではないかというようなことが言われておりますので、こういう企業、工場がありましたら、積極的に誘致活動、税制面の優遇措置をとってやっていくべきと思いますが、この辺をもう一度お願いしたいと思います。

○議長　　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　　ご質問にお答えいたします。

先ほど答弁でもお答えいたしましたとおり、放射能等の被害で操業中止を余儀なくされた企業の受け入れにつきましては、町長が県の東京事務所、県の商工労働部、それから振興局等におうかがいしまして情報収集にあたるとともに、町といたしましても雇用の場の確保という観点から、積極的に先ほど答弁申し上げましたとおり、その優遇制度、そういった企業に対する優遇制度につきましても、早急に検討いたしまして、ぜひ本町に来ていただけるような取り組みを積極的に図ってまいりたいと考えております。

○議長　　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　その姿勢は十分理解できますが、昨日のご答弁で、工業団地に残土8,000平米ですか、があるというふうなことをお話されたと思うんですが、企業を誘致するためには、そういう残土の処理などもまず優先的に考えなければならないのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 工業団地の残土であります、分譲で残っている土地が約2万6千平米ということで、残土は3万立米弱ということであります。8万はございません。残土の処理につきましては、来ていただける企業があれば、早急に撤去しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 物の考え方だと思いますが、来ていただける企業があれば早急に撤去することと、整備しておきましたから来てくださいということでは、だいぶ違うんじゃないかというように思いますが、今、その3千立米の土砂をまず片付けて、それから来ていただくというような考えはありませんか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず町の方針としましては、まずきちんと来ていただけるというような企業さんが決まってから残土を処理するという考えで今進めてございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 来ていただけるか否か、その辺の考えをはっきりしてから土砂の撤去をするというようなことですが、私は、やはりもともとあそこにあったものではないわけですから、撤去をしておいて、いつでも来ていただけるような態勢をつくるべきだと考えております。そういう考えはないでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 再度お答えいたします。

現在の町の方針といたしましては、先ほどお答えいたしましたとおり、来ていただける企業が決まってから、早急に残土の処理をするという方針でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町の方針としてやっておられるというようなことで、いくらこれはお話してもできない、前向きな考え方か、後ろ向きな考え方か、この辺は意見が分かれるところがあります。改めてそれがいいか悪いかは、来る企業があつてわかるかと思いますが、この件についてはこの辺にしておきます。

それで、住宅団地の分譲のことなんですが、特売で販売するということを申し上げましたが、これはただ特売ではなくて、原発周辺、特に10キロ、20キロ以内の圏内では、まず今後住むことができないのではないかとまで言われております。こういう点を踏まえれば、特に若い夫婦などが、そういう希望があれば3割引でも、また半額にしても来ていただけるなら、これが町にとっての活性化にもなるし、また被災者のかたの助けにもなるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

原発の20キロ、30キロ圏内のかたにつきましては、現在もそうありますが、しばらくの間はそこに住めないということで、その被災されたかたが西会津に移住されて生まれ

るということにつきましては、被災者の支援の関係、それから町の活性化の関係で大いに期待されるところでございます。先ほど答弁でもお答えいたしましたが、町としては、そういった被災者のかたが西会津に来ていただいて永住されると、そういったかたについては、まず優遇制度、それを検討してまいります。例えば移住されれば奨励金としていくらか、そういった形の優遇制度はもちろん検討いたします。ただし先ほど答弁でお答えしましたとおり、現在の住宅団地の分譲価格を割り引くということについては、もうすでに買われているかたとの関係がありますことから、その値引きではなくて、被災されたかたが移住する際の優遇制度ということで考えてございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 優遇制度、割引するには今まで買われたかたがたが、やっぱりいろいろ問題があるというようなことで、優遇制度というようなお考えのようですが、例えば優遇制度というのはどういうふうなことをお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 まだ町としての方針ははっきり決まってございません。先ほど答弁でお答えしましたとおり、早急に検討するというお話でありまして、ただし、考えられる優遇制度につきましては、被災されたかたが西会津に移住されてくると、かつ例えば住宅団地の土地を購入されて家を建てて移住していただけるということでしたら、移住奨励金的なもの、例えば1世帯いくらかとかという、そういった奨励金も選択肢の一つではないかと考えてございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 震災から、原発の事故から半年が経っているわけなんです、この6カ月大変なご苦労があったかと思えます。そういう人たちに、やっぱり早々に手を差し伸べるべきだと思いますので、町としてそういうコンタクトを取ったことはおありなんではないでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 先ほど答弁でもお答えいたしましたとおり、被災されたかたから、さまざまな問い合わせが町に寄せられてございます。例えば空き家、空きアパートはないですかというような話もかなり来てございます。そういった問い合わせにつきましては、町として空き家調査なり、アパートの調査なりをいたしまして、空いている所を問い合わせのあったかたに紹介しまして、実際にその空き家の中まで見ていただいて、これだったら住めるというような取りつきもしてございます。

ちなみに、現在までそういった被災者のかた、町を通して照会をしまして、空き家ですとか空きアパートには、南相馬とか、いわき、飯館村等のかた6世帯が現在西会津にお住まいであります。これは町を通して空き家を紹介してございます。そのほかにも、現在空き家に入居を検討されている世帯、それも2世帯あります。問い合わせにつきましては、今までも20件を超す問い合わせがございまして、それぞれ町として対応をしてございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 20件ほどの問い合わせがあったということでございますが、その中で住宅団地に関しては何件あったのでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 住宅団地の問い合わせにつきましては、1件ほどございました。しかしながら先ほど答弁でお答えしましたとおり、やっぱり問い合わせのほとんどが一時的な避難を考えているかたでありまして、まだ永住をしたいというなかたの問い合わせはほとんどございません。ただし、先ほどご答弁申し上げましたとおり、原発事故の収束が長引けば、今後、ぜひ放射線量の低い西会津に永住したいというなかたは、今後おられるのかなというふうに考えてございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 この原発の収束というのは、まだまだ長い時間がかかるように考えております。余談ではありますが、先日テレビで旧ソビエトのチェルノブイリですか、その25年後の、事故が発生してから25年後の現在の映像を映しておりました。現在はそこは廃墟と化して、もちろんですが。それで驚いたことに、まだそこに25年、近くに、もっとも圏外なんです、新しい町ができています。なぜかという、そこは原発を収束するために、その雇用があるわけなんです、そこでチェルノブイリに通う人たちがいるということ。25年経った現在でもそういうふうな状態であります。福島原発もレベル7というようなことであります。できるだけそういう事態にならないように願ってはおりますが、このことも踏まえて、ぜひそういう住宅団地の販売促進に向けて努力していただければと考えております。

これで私の一般質問といたします。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 皆さん、おはようございます。青木照夫でございます。質問に入らせていただく前に、3月11日の東日本大震災にはじまり、新潟福島豪雨災害、そして9月に入って台風12号による紀伊半島をはじめとする各地を襲った豪雨による土砂災害で、多くの犠牲を出すにいたっております。今、まさに日本列島大災害の連続の年であります。被災者及び罹災者のかたがたに哀悼の意を表し、一日も早い復興復旧を願うものであります。

さて、今次の定例会におきましては、ただいま申し上げた防災に対する質問事項をはじめとして、二つ目はケーブルテレビの運用についての質問。最後に高齢者社会に対する福祉施策について合わせて三つの質問事項であります。順次項目に従い質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、今月は防災の月でもあります。自然災害を中心に安心安全なまちづくりには防災対策の充実が必須条件であります。防災対策の整備強化の重要性については、これまでも何度か質問をし、若干の提案などもしてまいりました。個々の問題については、その都度真摯な答弁をいただいております。まちづくりにとって何よりも重視されなければならない課題は安心安全、いかにして確保するかであります。今次は防災予算について基本的な町のスタンスとともに、次の諸点についてお伺いいたします。

9月に入り来年度の予算編成の準備が進められているころと思います。予算とは行政課題を具体的な金額で示したものでありますから、当初予算に計上されない事業は、よほどの緊急事態が発生しない限り、実施されることはないと思われます。来年度の予算編成基本方針に、当然に防災対策予算が計上されると思いますが、どのような位置付けを考えて

おられるのかお伺いします。

多種多様な行政需要に対する予算編成に苦勞の多いことは容易に想像できます。行政課題の選択と予算の配分には、選択とバランス、選択と集中という二つの面があります。当町では、北川やすまさ氏が講演で述べられた、あれもこれも予算はバランスを重視したものであり、あれかこれか予算は、行政課題の選択と予算配分の集中を意味するものであります。明らかであります。今日の財政状況からすれば、行政課題の厳しい選択と予算の集中に移行せざるを得ない面があると思います。この点について町当局のご所見を伺います。

地方分権推進の観点からは、今後の予算編成においては、住民の意見がどのように反映されるのが重要課題となります。町民懇談会の要望などが予算編成に活かされると思われませんが、予算編成に際し住民が何らかの形でかかわれる常設の機関、あるいは組織をつくる考えはないでしょうか。行政情報を積極的に住民に提供することが必要であります。各部局の要求と査定結果の公表なども住民の自治意識の向上に有効と考えますが、いかがでしょうか。

次にケーブルテレビが提供するサービスについてであります。ケーブルテレビに関する質問は、住民生活にかかわりが大きいことから、過去4回、今次で5回目の質問であります。昨年の12月、定例議会の一般質問において、次の2点について答弁がありました。1点目、インターネットサービスの水準は近隣市町村と同等程度であること。2点目、下り100メガの提供が可能であることでした。

そこで次の点についてお伺いします。

現在のケーブルテレビ、ユーザーが契約しているサービスの3段階がある中で、1番容量の多いスタンダードで10メガが最大であります。せめて50メガ程度のサービスの期待しているのですが、実現はいつごろになりますか。それに伴う利用料金はどのくらいになるかをお尋ねいたします。

ケーブルテレビの通常放送で、文字情報としての定時放送と、データ放送としての情報があります。提供される情報に両者一致していない部分や、すでに終了してく情報などがあり、若干気になります。情報の整理、編集作業が大変であることは理解できますが、改善はできないでしょうか。通常放送の定時文字情報番組は、操作の苦手なお年寄りなどには確かに便利であります。必要な情報を必要なときに入手できるという観点から、データ放送が便利であります。両者の特性を活かしたサービスと改善を求めることをお伺いいたします。

最後に、福祉施策についてお尋ねいたします。保健、医療、福祉のトータルケアとして当町は平成4年、福祉施設がスタートされております。以来20数年近く先進的な取り組みがなされてきたことは評価できるものであります。そこで次の点について質問をいたします。

近年施設に入所される高齢者のかたが増加しております。老人施設の中には認知症及び予備群のかたも含まれておられるようです。当町では、管理された中での施設運営かと思われませんが、高齢化に伴う入所希望者が増え続ける中で、特に程度に差のある認知症患者のかたが増加しております。万全なケアに取り組むには、入所対象者を明確にする必要があると思います。入所者の症状に合わせた対応などについてお伺いいたします。

障がい者の円滑な地域生活を促進するために、国が昨年、自立支援協議会設置を求めているようであります。県でも設置率 100%を目指していたようであります。設置されている関係者の声からは、障がい者から相談を受ける相談員の人材に力を入れるべきなど意見が出されたようです。その後、当町でも設置をなされたようであります。今後の方針、取り組み方などについて伺いいたします。

以上、3項目が私の一般質問であります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、青木照夫議員の多岐にわたる質問がございましたが、私からは安心安全なまちづくりの予算に関するご質問にお答えいたします。

本町では、西会津町総合計画に基づき、まちづくりの基本理念であります「みんなの声が響くまち・にしあいつ」の実現に向け、各種施策に取り組んでいるところであります。

はじめに、予算編成に関する基本的な考え方を申し上げますと、平成23年度当初予算の編成においては、特に、地域経済の活性化、教育の振興・人材育成、健康づくりと安全安心の推進、この三つを重点目標として、町民の皆さんの視点に立って、町民の皆さんが夢と希望を持って暮らせるような予算編成を行ったところであります。

ご質問のうち、第1点目の防災対策事業の重要性に関するご質問であります。このたびの東日本大震災や新潟福島豪雨災害を契機として、町民の皆さんの安全安心を確保する上で、この防災対策の重要性については、改めて認識を強くしたところであります。

本年度の防災関連予算につきましては、当初から計画性を持ちながら必要な予算額を計上したところであります。今後につきましては、現状に照らし合わせながら、追加予算が必要な場合については、当然ながら補正予算をお願いすることとなります。

第2点目の来年度予算編成に関するご質問にお答えいたしますが、各種施策に対する予算配分の選択とバランス、選択と集中の考え方につきましては、町の基本構想・基本計画・実施計画に基づき、年度別事業計画と行政需要のバランスに考慮しながら、財政計画に沿った形で適切に行っているところであります。町民の皆さんの福祉向上を図るためには、さまざまな施策が必要であり、一つの事業に対してのみ、予算を集中的にできるものではありませんが、全体の各種施策を推進する中で、特に重要と判断されるものについては、重点的に予算計上することはあり得るものであります。

来年度予算編成につきましては、年度別事業計画と行政需要のバランスを考慮しながら、必要な予算措置を行う考えであります。

第3点目の予算編成に対する住民参加に関するご質問であります。これまでも町民の皆さんの視点に立ち、町政懇談会や町長へのおたより、各種審議会・委員会などで出された意見を尊重しながら各種施策に取り入れて、予算へ反映してきたところであります。町といたしましては、今後も、町民の皆さんの意見を聞く機会を数多く設け、そこで出された意見を尊重しながら、実現可能と判断できるものについては、積極的に取り入れていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 8番、青木議員のご質問のうち、ケーブルテレビに関するご質問にお答



えいたします。

はじめに、インターネットサービスについてであります。現在、ケーブルテレビのインターネットサービスは、通信速度によりまして三つの使用区分が設定されております。まずライトですが、速度は512キロビーピーエスであり、月額料金は1,800円となっております。次にレギュラーであります。速度が2メガビーピーエスで料金は2,200円となります。次にスタンダードです。速度が10メガビーピーエスであり料金は3,000円となっております。民間プロバイダーに比較しますと安価な料金でサービスを提供しているところでございます。

町ではケーブルテレビ高度化事業第2期整備工事を進めており、平成23年度中には町内全域の光ファイバー化が完了する計画であります。この工事が完了いたしますと、インターネット環境につきましても、これまで以上に高速で安定したサービスの提供が可能となりますことから、平成24年度から通信速度の引き上げを検討しているところであります。具体的な数値につきましては、それぞれの使用区分ごとに現在検討しているところであります。最大速度はおおむね30メガビーピーエス程度と考えております。また、使用料につきましても加入者の負担等も考慮して検討してまいりたいと考えております。

次に、文字情報とデータ放送についてのご質問であります。文字情報につきましては、自主放送の定時ニュースやコーナー番組の合間に、文字によって行政情報や各種お知らせ、行事予定などを随時提供しているものであります。

一方、データ放送につきましては、デジタルテレビなど、データ放送に対応した機器で自主放送を視聴する際に、リモコン操作によって表示するサービスであり、こちらは、くらしの情報や気象情報、町のできごとなどを文字と画像によって提供しているものでございます。

ご質問のありました両者の特性を活かしたサービスの改善についてであります。文字情報につきましては、入力した情報が一定の周期で繰り返し放送されることから情報を見逃すことが少ないということが大きな特徴でございます。今後も行政情報を中心に町民生活に必要な情報を提供していくこととしております。

また、データ放送につきましては、放送の双方向機能を活用したテレビによる情報の検索ができることが大きな特徴でございます。現在提供しております情報は23項目あり、公共施設の電話番号やゴミ収集情報、小中学校の行事予定など文字情報では出しつくせない情報や出生、結婚、お悔やみなどの即時性を持たせた情報等を扱っております。なお、これらの情報につきましては、随時速やかに更新するよう努めているところでありますが、過去の情報が放送され続けることがないように今後とも十分にチェックしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、介護施設入所者の症状に合わせた対応についてお答えいたします。

介護保険法に基づく施設への入所については、主に身体介護が必要とされるかたの入所だけでなく、認知症への対応も合わせて必要となるかたの入所が増加してきており、本町の施設においても同様の傾向にあります。町では平成14年に、認知症対応型共同生活介護

を提供する施設としてグループホームのぞみを開設し、主に軽度の認知症対応のサービスを行ってまいりました。

おただしのように、身体介護とあわせ中・重度の認知症のそれぞれの症状に応じた施設サービスが求められるようになっており、最近はこのような認知症対応型の施設も近隣市町村に開設されてきております。

しかしながら認知症対策のみならず、介護保険事業全般において、施設介護のみに依存することなく、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう地域全体の仕組みづくりが求められております。

町といたしましては、今年度策定いたします第5期介護保険事業計画の中で、認知症支援策としての施設整備についての検討を行うとともに介護予防の取り組みなどと合わせて地域の見守りネットワークづくりや、サロンへの支援を通じた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、自立支援協議会の設置状況や具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。平成18年4月に施行された障がい者自立支援法は、障がい者が地域で安心して暮せる自立と共生の社会実現を目的としており、従来の支援費制度の対象外となっていた精神障がい者を含む身体・知的の3障がいが一元化されました。また、各種サービスの実施主体を市町村にすることで、地域生活支援や就労支援のための事業創設など、障がい者が地域で暮せることをねらいとした利用者本位のサービス体系に再編されました。この中で、障がい者のニーズに応じたサービスの調整や提供などを協議する組織として、地域自立支援協議会が位置付けられたものであります。

町では自立支援法施行以前から同様の組織として西会津町高齢者サービス調整チームや西会津町地域ケア会議、障がい者部会を設置しており、サービスの調整などを協議してまいりましたが、地域自立支援協議会につきましては、制度として設置すべきものであることから、本年3月に西会津町障がい者地域自立支援協議会設置要綱を制定いたしました。

現在は委員の委嘱を行う事務手続きを進めているところでありますが、今後は、障がい者が地域でより良い生活ができるようサービスの調整や事例の検討など、情報を共有して具体的に協働するため、その中核となる組織として、この地域自立支援協議会を早期に開催してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 では再質問させていただきます。

まずはじめに、今、町長から答弁いただきました防災対策についてであります。これは必要なところには予算を配分するという、簡単に言えばそういう答弁であったと思います。私は今回まで、12月、3月、6月と、それに準ずる質問をさせていただいております。それはなぜか、防災対策は本当に、ちょうど私が3月の定例会で防災対策に対しての問題を提起しました。たまたま3月11日が議会の最中に起きました。それは本当に予期せぬ想定外の質問のことであったかのようにありますが、私は常に西会津町が安心安全な町であるということを訴えたい。そういう願いから継続して質問させていただいているわけであり

ます。6月においては、滝坂地区の地滑りに対して、いろんな北陸地方整備局、また東北整備

局のいろんなシミュレーションなりのことを踏まえた質問もさせていただいております。そのとき私は、あくまでも地滑り対策ではなく、地震対策としての質問でありました。当然、町としては地震に対する答弁ではなかったのですが、今月にも新聞に会津地震ということの想定の内容が載っております。まさしくこれは縁起でもない、今からそんなことという言葉の言霊であってはならない、そう思いますので申し上げますが、これから本当にまちづくりの安心安全を図るためには、いろんな意味での知恵を出さなければいけない、先ほど申し上げた地滑り対策の経費は、国直轄の経費でありますので、今後 350 億かかると言われております。今申し上げるのは、地震対策としての切り替え、これをしなければ本当の安心安全ができないのではないかと思うわけであります。

そこで町長にご答弁をいただきたいのは、今、町の予算は限られております。60 億の中での防災対策費というのは、ほとんど限られた予算になるかと思われまします。それに対して国直轄の工事であるということであれば、地滑りではなく地震対策としての、これからの町、住民ばかりではなく、先ほど申し上げました阿賀川上流、下流の地域のかたの安心安全のためにも、これは対策が必要であると、これは町民の運動、それをやはり県、国にこれから拡大して、そういう防災対策など必要であると思いますが、町長いかがですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　　どういう話で答弁したらいいのちょっと整理をしていきたいと思いますが、まず、地滑りの中で、国直轄で行われているのは滝坂地滑りでありまして、これは全国でも非常に有数というか、非常にまれにみる大規模な地震、地滑り地帯であります。したがって県から国直轄に移行しながら、継続した事業を行っております、このことは阿賀川流域の市町村、これの地滑り対策協議会をつくっておりますので、私がその会長をしておりまして、毎年、これは国への要望事項として北陸地方整備局に、これを陳情を行いながら予算確保を図っているところであります。

今回の地震があった際に、この地滑り地帯がどのような影響を及ぼしたのかということ、早速阿賀川の河川事務所の所長が地震直後まいりまして、おかげさまでそんなに大きく移動したという形跡はなかったということで、ある意味では安心したところであります。まず今後ともそうした対策については、これはずっと継続して、いつまでこの事業が終わるのか、その収束すらわからないわけでありますので、今後とも継続していきたいというふうに思っておりますし、また、この西会津町においても、かつて慶長 14 年、大地震が起きまして、このところについても大きな影響が起きたと、今、約 400 年経っておりますから、またこの大地震がいつ起きるかわからない、常にそうした危機管理というものを意識しながら、やっぱり対応していくというのが、いわゆるこの防災対策ではないかなというふうに思っているところであります。

西会津町においては、ハザードマップ等々完成をいたしまして、各地域ごとにそれぞれ配付をしております。しかしこれがすべて万全かということ、決してそうではないと思います。しかしこれは、どこまでやるのが本当に万全なのかということになりますと、これは限りなくあると思いますけれども、やっぱり一番必要なのは、想定をするということも大事なことでありますので、最悪の場合を想定をしながら、例えば住民の避難、あるいは非難場所、さらにはどういう地域でどういうところが決壊で一番危険なのか、こういった

ところについては町として十分に把握しているということが必要だと思います。その上に立って、町民全体が地域の中で防災訓練を行うということを想定をしながら対応していきたいと思います。

今回、消防団が春の検閲ができなかったために、これと合わせ、秋の10月末でありましょうか、これには各地域ごとに防災訓練をし、そしてそれぞれの秋の消防検閲の中で、これまでの地震対策、あるいは防災の対応、改めて消防団員と町の町民の皆さんが一体となった形を取りながら、そんな訓練をしてみたいという話がございますので、町としてもそれに対して対応してまいりたいというふうに考えております。

これから防災については、十分そうした認識を持って、町民のまず安心安全、こういったことを常に念頭に置きながら対応してまいりたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとございます。その中で、ちょっと足りない答弁があります。私の申し上げたのは、これからの取り組みに対しての姿勢ですね。国直轄で地震対策に対してのお考えはと私は申し上げたんですが、そういう運動、私はこれは提案質問ですから、確かにいろんな即答とか、そういうことはできないと思いますが、私はずっとずっと過去においても提案型で質問していますから、まわりでは青木、難しいことばかり言って、何言っているんだ、お前わかっているのかというようなかたもいらっしゃいます。でもこれからは、私は提案型でずっと続けていくつもりであります。

今、町長が言われた中で、安心安全なまちづくり、これから訓練をしていくという、しっかりした答弁でありましたが、その中でこれも想定であります、こういう万が一の場合、まず指示管理をするところは町役場でございます。この町役場は果たして万が一の場合は統制取れるのでしょうか、私はそういうことを考えたら、もっとしっかりした、万が一のことがあっても町役場で情報を町民の皆さんに伝達できるというしっかりした建物であってほしいと思います。そういうことでもありますので、これからの考えとしても防災対策として念頭にに入れていただきたいと思います。

それから。

○議長 質問、一つずつやらないと。

○青木照夫 防災対策についての質問です。

○議長 項目も一問一答だから、一つずつやっていかないと、いくつも並べると先の分がなくなってしまうから。

○青木照夫 今は防災対策の質問です。

○議長 一問一答で。

○青木照夫 それで、次にケーブルテレビの質問に移させていただきます。

○議長 答弁いらないんですか。

町長、伊藤勝君。

○町長 防災というのは、議員おっしゃるとおり地震だけではありません、地震も豪雨災も、すべて関連した中で土砂が発生した、あるいは人家が流された。あるいはつぶれた、こういうようなことの大震災を見たとおり、複合的に、いわゆる災害が襲ってくるわけがあります。地震だからといって倒壊だけではありません、あるいは豪雨災というのは、

ただ水だけが降るだけではありませんで、山が崩れる。やっぱりそういうのは、地震もやはり豪雨災も、まさに同じような凶行で災害が襲ってくる。それらを想定した中で、町の防災体制というものはきちっと対応しなければならない。ですから、地震というだけに限らず、あらゆるものを想定しながらも、やはり対応を取っていききたいといことでありますので、そういう取り組みを今後してまいりたいというふうに思います。

この庁舎全体については、改めて申し上げるまでもございませんけれども、非常に耐震構造もない危険な庁舎であるということは、改めて申し上げるまでもございません。ただ、今すぐこれをどうこうすることについては、なかなか今ここで即答できるものではありませんので、十分これは、役場庁舎というのはやっぱり住民が一番大事なところでありますし、住民の心臓部でありますから、この心臓部が壊れてしまったのでは、血液が循環していかないわけでありますので、やはり心臓部だけはきちっとしたところで指示を出していかなければならないというふうに考えておりますので、今後、こういったことについても十分に検討していきたいというふうに思っているところであります。

○議長　　8番、青木照夫君。

○青木照夫　それではケーブルテレビの質問に入らせていただきます。

先ほど課長からご答弁いただきました。現在の中では先ほどの数字で、真ん中、中間でも2メガ程度ということであります。そういう中で、全線が整備されれば30メガを予定しているという答弁もいただきました。これも、私もケーブルテレビ、情報関係に対しては、何度か質問させていただいております。

その中で、いろんな情報のすれ違いがあるという、課長もありましたが、情報、そういう関係をする仕事をする中で、こちらから見た限りでは、そういう情報差というのがなぜ起きるのかなということなんですけれども、情報のすれ違いですけれどもね。なぜ起きるのかということですが、こちらから見ると、一人のかたが現地に行って収録され、それを持ち帰って編集、制作、それから放送ということでやっていらっしゃるのかなと思います。それぞれ限られた人数の中で精一杯やっている姿は見受けられます。しかし、これからの情報世界の中では、やはり選択と集中ということであれば、必要などころにお金をかけなければならないということを考えると、そういう業界では普通はプロデューサーとか、プロデューサーとか、ディレクターとか、そういう専門のかたがいるわけですね。そういうかたがケーブルテレビの中には、どういう系統で最後のそういう放送に流しておられるのか、そういうことの、それぞれの仕事の内容の役割、教えていただけますか。

○議長　　青木議員、簡明にもう少し質問事項を手短にひとつお願いします。長過ぎてわからなくなってしまう。今、最後まで聞いてわかったけれども、前置きが30メガから始まって、ここまでくるまでは大変だから。

整理します。今は、仕事の内容をお聞きしたいということですね。

通告との関係を今聞いているわけです。趣旨と。

○青木照夫　通告の中には、なぜ文字放送とデータ放送のずれがある。それどういうことなのかと。あと過ぎた情報に対して、流れているのはどうしてか、それ通告じゃないですか。

○議長　　だから、だったら質問としては、ずれがあるから、今誰が担当して、どういう役

目でやっているんですかと聞けばいいわけでしょう。

14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 何回やったってわからないのはわからないんだから、それだけの答弁すればいいんだ。結論は。何べん言ったって、今日、昨日のはじまりじゃないんだから。

○議長 今、私がまとめたように、ずれがあるから、担当部局は何だと、そういうことなんですよね。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。

ご質問の中で、文字放送とデータ放送というようなおたしだつたわけです。それである、そのことに関しましては、それぞれその役割が違うということでございます。ごみ出しの情報などは文字でさっと流れてしまいますと、記憶しているのが大変だということでありますので、そういったものはデータ放送で出したほうがいいだろうと、それは静止画像で見られるわけですから、そういった使い方のほうがいいだろうと、ただ講演会のお知らせだとか、町のお知らせなどはお年寄りのかたなかなかデータ放送の操作なんかできませんので、文字放送で流したほうが皆さん理解してもらえるのかなというようなことで、使い分けをしてやっているということでございますので、その辺ご理解いただきたいと思うんです。

それで、この日からこの日まで提示しておきます。結局は文字放送につきましても、この講演会の情報は講演会の次の日まで、当日までというようなことでやるわけですが、職員が結局は月曜日から勤務するものですから、日曜日にやったものを月曜日の勤務日になって、その情報を消すというような作業をしますので、若干、終わったものも流れているというような可能性はありますが、即座に更新を進めるという体制でやっておりますので、過ぎてしまったものを引き続き流しているとか、そういったことというのはほとんどないのではないかなというふうにわれわれは考えているところでございます。

番組の制作であります、小さなケーブルテレビ局ということでございまして、6 人の専属スタッフがいるわけですが、6 人のスタッフが取材をして、最終的には町の責任者、主幹がやっているわけですが、主幹がチェックをして、自主放送については放送しているというような形でございますので、最善の方法で制作作業もやっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8 番、青木照夫君。

○青木照夫 課長の言っていることは分かりますが、せっかくこのすばらしいケーブルの財産があるわけです。そういう中で、やはり私の言っているのは、みんな精一杯やっている、認めている。だけど、そういうずれがあったり何かするのは、どういう仕組みでどうかたの役割でやっていたのかということなんです。私が最初、プロデュースなどディレクターなんていうのは、業界の言葉で、企画する人、管理する人、ディレクターは指示する人、これがちゃんとしていると、このケーブルテレビがもっと発揮できるということを私は言いたいのです。それでなおかつ、これが 30 メガとなると、私が前に言っていたように、いいですか、これからケーブルテレビでの、これからのユビキタス社会というものの関連する話になりますが、あくまでもそういうこれからのユビキタス、いつでもど

こでも誰とでもということの言葉の中にも、今、昨年、南会津、三春町、これは遠隔診療ができるという実験、そういう1年前の話があります。西会津町もこれからは、やはりそういう通信もしっかりとしたものであれば、医師が足りない、行くことがなかなか難しいということであれば、これからのケーブルテレビのいろんなそういう遠隔診療の問題にもつながってくるわけです。

だから、最初にそういう流れたメガ、前回、町長は100メガということを私に答弁しました。私はそれ以上再質問しませんが、そういう行き当たりばったりのじゃなくて、計画的にしっかりした答弁をしていただければ、これからの診療に対することも発展的にやれるのではないかとということで感じているわけであります。その点についてもう一度、課長、答弁をお願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほど答弁しましたように、第2期整備工事が完了しますと、光ファイバーが町内全域に引けるということでございまして、安定的な通信が送れるようになるということでございまして、今後こういった、せっかくの財産をどう活用していくかというようなことで、町としても十分検討していかなければならないだろうというふうには考えているところでございます。遠隔地の医療だとかという話がありましたが、そういったことに関しましても、今後の検討の材料とさせていただきます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 最後に福祉施策のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉施策に対しては、いろんな面で町は一生懸命いろんな組織をつくってがんばってらっしゃるということは理解しております。その中で、自立支援協議会というのが昨年県から話があって、町でも今年の3月25日ですか、発足されたという先ほどのお話をいただきました。その中で、例えば町の中で、ある対象者になるかたが就労の話になりますが、自立支援ということで就労の話なんです、若松まで何日間、就労しているというかたがいらっしゃるわけですが、そのかたのいろんな程度とか、クラスとかあるんでしょうけれども、そういう若松でなくて、地元でそういうかたも働ける、就労できるというようなことはどうなんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

障がい者地域自立支援協議会と、具体的に現在就労されているかたで地元への対応はどのような内容かと思いますが、お答えをしたいと思います。障がい者の就労につきましては、さまざまな施設があるわけございまして、例えば西会津町ですと西会津町授産場がございまして、授産場につきましては、就労支援B型ということで、障がいの程度に応じてさまざまな施設がございまして、例えば若松ですと、いろんな障がいの程度に応じて、また障がい者の支援という立場の施設、また就労を支援するための施設、また生活を支援するための施設、さまざまな施設があるわけございまして、そのかたの症状なり、そういう状況に応じて施設を決めているわけございまして、仮に西会津町で、今ありますのは西会津町授産所就労支援B型でございまして、そのような形のものではなくて、別な形のものが西会津町にあって、障がい者のかたに適応するものであれば、地元であればそうい

う就労の支援は可能かとは思いますが、そのようなご答弁でよろしいでしょうか。

○議長 8 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう課長からの答弁をいただきました。そういう、たまたま身近なかがそういう一生懸命遠くのところで働いていらっしゃるということで申し上げました。いろんなそういう制度的なものもあるんでしょうが、あとでまたそういうことで相談をしたりしていきたいと思えます。

以上でもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時35分)

○議長 再開します。(13時00分)

11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 町民の皆さん、こんにちは。今回の通告に対しまして2点ほど通告しております。

まず1点目でございますが、このたびの新潟福島豪雨の被害と今後の対応についてお伺いをいたします。まず2点目は、町道の整備についてであります。

発達した前線の影響で7月29日から30日にかけて、福島新潟両県は記録的な豪雨にみまわれ、福島県では、只見地方を中心に激しい雨が降り続けました。奥只見を水源とする只見川の氾濫により、只見川流域では避難勧告が出され、床上浸水や道路の冠水、橋の流失等甚大な被害があり、只見川下流域にある本町もこの影響を受け、豪雨と阿賀川の増水により被害を受けました。また、橋屋柴崎地区などでも家屋の浸水があり、町道柴崎滑沢線の滝坂地内では2日間にわたり道路が冠水し、沿道にある水田には大量の泥が流入したところであります。このほかにも町内においては、今回の新潟福島豪雨により、町道の路肩決壊や農地農業施設の破壊等、甚大な被害がありました。また今回の豪雨は国の激甚災害をうけてあります。このことを踏まえ、今回の被害に対しての復旧計画について、いつまでといったような時間軸を含めた現在の計画と町の考えをお伺いいたします。また、今回の豪雨により、今後の本町の自然災害に対しての初期対応手順に追加された事項があったらお伺いいたします。

2点目でございますが、町道の整備について、次の2点について町道に関する、町の考えをお伺いいたします。

(1) でございますが、町縦貫道路について、町は平成8年度より県工事と包括し、奥川地区と野沢地区を15分で結ぶ道路を整備中です。現在まで、野沢柴崎線戸中バイパスが完成し、橋立、これは2号橋となっておりますが、完成間近となっております。新橋屋橋建設、県道上郷下野尻線樟山バイパス完成等の時期を含めた、今後の計画についてお尋ねします。また、平成24年4月には、小学校が統合となるが、バス通学路整備の観点から、全線開通の時期についても併せてお伺いいたします。

(2) でございますが、下野尻端村線について質問をします。下野尻端村線は7月下旬の豪雨で、2日間にわたり一部冠水となり、通行止めとなりました。端村自治区は一時孤立状態となり、住民に与えた不安は相当なものでありました。現在、一部工事が始まっているが、完成予定等の今後の計画についてお尋ねいたします。



以上で私の一般質問とします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11 番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、私からはこのたびの新潟福島豪雨災害による被害と今後の対応について、お答えをいたします。

本町では、7 月 28 日から 30 日にかけ、350 ミリを超える記録的な豪雨となりました。これによって、土砂の流出、堰の氾濫、河川が増水し、住宅への浸水や道路の決壊など、町内各地に大きな被害が発生いたしました。また、阿賀川流域の橋屋、柴崎、端村、徳沢自治区では浸水により、31 世帯 63 人が集会所や公民館に避難をいたしました。

9 月 1 日現在の被害総額は、町全体で約 3 億 7 千万円となっております。今後、被害額は災害査定などの精査によりまして確定をしてまいりたいと思います。

主な被害を申し上げますと、住宅への被害は、床上浸水が 1 棟、床下浸水 15 棟となっております。小屋・車庫などへの浸水は 28 棟となっております。道路に関しては、路肩決壊や法面崩壊など、町道で 34 カ所、林道が 20 カ所、農道は 38 カ所であります。農業関係では農地の被害が最も大きく、阿賀川が増水により 10.9 ヘクタールもの水田が冠水し、そのうち柴崎・滝坂地区などの 5.1 ヘクタールに土砂が堆積し、収穫困難となっております。

私は、今回の災害に対しては、ただちに緊急自治区長会議を開催いたしました。会議の中で、復旧に対する町の基本方針を伝えるとともに、迅速な被害集約や、早期復旧を目指すことといたしました。町のこの基本方針は、まず一つは、スピード感をもって復旧に当ること。二つ目は、町民の目線による優先度をもって進めること。三つ目は、町民、町、関係機関が連携し進めていくことということであります。町民生活に支障を生じさせないように基本方針に基づきながら今後進めてまいりたいと思います。

現在、過般の臨時会におきましてご議決いただきました補正予算により作業を進めているところであります。今後は、年度内復旧を目指しながら、緊急度を勘案し工事の発注をしていく考えであります。

特に、柴崎滝坂地内及び端村地内の水田は、汚泥の堆積が多量であることから、現在、県とその除去方法について協議をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 11 番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、町道の整備についてお答えいたします。

1 点目の、西会津町縦貫道路であります。本道路は奥川の国道 459 号線分岐から、新郷地区を通り、町道上小島芝草線を結ぶ延長 11.3 キロメートルの道路であり、県道部分については奥川新郷線、上郷下野尻線、町道部分では野沢柴崎線で構成されております。

おただしの西会津町縦貫道路につきましては、現在、県道上郷下野尻線樟山バイパスの用地測量と野沢柴崎線の橋りょう及び道路改良工事を実施しているところであります。まず樟山バイパス工事につきましては、福島県で工事を実施しているものであります。平成 22、23 年度の 2 カ年で用地測量を実施し、道路用地の確定と用地買収へ向けた作業を行っているところであります。地権者の皆さまから用地の協力が得られたのち、工事が着手されることとなりますが、現在の計画としましては平成 25 年から平成 29 年までの 5 カ年

で進める計画となっております。

また野沢柴崎線につきましては、町では本年度は橋りょう上部工と橋りょう部への取り付けの道路改良、橋屋と戸中間の用地測量を実施しております。次年度以降の計画といたしましては、橋屋と戸中間の道路改良と3号橋りょうの整備を予定しております。また、阿賀川に架かる橋屋橋につきましては、事業費が多額になることや橋りょう規模が大きいことなど、県の代行事業として来年度の採択に向け県に強く要望をしているところであります。西会津町縦貫道路は町の重要な道路整備路線でありますので、平成29年度の全線完成を目指し鋭意努力をしてまいりますので、ご理解願います。

次に、下野尻端村線の整備計画についてであります。本路線は平成20年度に事業に着手し、災害時の孤立集落の解消に向け鋭意事業を進めているところでありますが、本年度の事業といたしましてはバイパス部分の道路改良舗装を実施する計画であり、平成24年度は踏み切りまでの道路改良舗装を実施する計画であります。平成24年度事業が完了いたしますと、豪雨時に冠水する区域を通ることなく通行できることから、端村自治区が孤立することはなくなるものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいま、それぞれ答弁いただいたところでありますが、一部理解できない部分もありますので、まず町長にお伺いいたします。今回の豪雨災害について、東北電力側の対応はどうなっているのか、また、この被害について電力側はどうとらえているか、町長にお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 過般、この阿賀川増水に関して、東北電力若松支社長が町を訪れました。町長室にまいりまして、このたびの増水、あるいは冠水によって、多大なる災害が被ったということについて、町に対するある意味では、これは責任とは言いませんけれども、お詫びと今後できる限りの対応も東北電力のほうでもいろいろ対応してみたいと、こういう話でありました。

私はその中で申し上げましたけれども、やはり今回の災害の大きな一つは、確かに想定外における豪雨であったということは、これは事実であろうけれども、しかしこの只見川等々の増水によって阿賀川がこれまで経験したことのないような増水と冠水を浴びてしまったということでもあります。それは、やはりこれは人災ということ直ちに言えるかどうかわかりませんが、ダムの適正な管理ということについては、町から十分にこの点について注意といいますか、対応を求めたいとこういう話をいたしました。

また、流域について、例えば決壊箇所、さらには柴崎等々においてもそうありますが、流域の中で農業用水のポンプが水に浸かってしまったということもございました。やはりこういうことについて、発電所の身近なところでありますので、なんとかこういう復旧災害の中において、東北電力でもご協力いただけないかという話も実はしているわけがあります。

あと、やはり一番この増水で問題になりましたけれども、あの柴崎の周辺、滝坂の集落の皆さんの水田が、ほぼ全滅の状態になってしまったということについて、やはりこれからもこういう状況が続くということになれば、大変な問題だと、したがって、こういった

ところについても、何らかの方法、手立てはないものかという話はいたしましたけれども、それに対して明確な答弁はありませんでしたけれども、やはり今回の増水、あるいは想定外の内容については、十分、東北電力としても対応すべきところは対応してみたいという話でありましたけれども、この責任うんぬんの問題については、これは企業でありますから、私のほうのなんては一向に言うておりませんけれども、やっぱり、私は社会的責任の一端はあるのではないのかなというふうな話をしておいたところであります。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの町長の答弁で、だいたい理解できましたが、この件に関しましては、また町民や議会の前で説明の機会を求めたということはあったんですか、お伺いします。東北電力から町民と議会に説明をしてくれという町長からのお話があったかどうか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 今、河川の管理につきましては、いわゆる只見川から阿賀川にかけて、国の国土交通省の河川事務所において、そのダムが適切であったかどうかという点について今調査をしているところでございますので、それらの回答を待った上で、必要であれば説明を求めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁で理解できました。なお、国の災害査定が 10 月に始まると聞いておりますが、またこれ会津地方は豪雪地帯ですので、早めの、雪が降るのをむかえ、早急に復旧工事を進めてもらいたいんですが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の会津地方におけるこの豪雪は、大変な被害だということで、早速この被害状況等々について国会はもちろん、関係機関に要望いたしました。そうした周辺自治体の要望の結果、激甚災害に指定されたわけであります。やはりこれが指定されれば、このかさ上げ工事等々で有利な起債を受けられるわけでありますから、早速この降雪前に何とかしたいという考えは持っているところでありますので、ある意味ではやっぱりいろいろ県と協議しながら、何せ土砂というのは大量でありまして、これはどう除去すべきなのかということも含めながら、何とか来年度の作付けまでには何とかしたいということでありますので、この降雪前に必ずということの確約はできませんけれども、そうした意気込みを持って取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの町長の答弁で理解できましたけれども、なお、元に戻るのが基本でありまして、早急に対応をお願いして、来年の作付けには必ずできますように、よろしくをお願いします。

次に質問を変えます。町道整備であります。平成 24 年には小学校が統合になりますが、児童生徒が負担のかからないように、道路整備を早急をお願いしたいのですけれども、ただこれ今の答弁の中で、29 年完成を目指すということで、これから 4 年も低学年の子ども、スクールバスに揺られてかわいそうであります。なるべく負担のないようによろしくお願いします。なお、建設課長の考えはどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ただいまの縦貫道路についてのご質問にお答え申し上げます。

この縦貫道路は、11.3 キロという非常に長い路線でございます。それと阿賀川に架かります橋屋橋という約 200 メートル近い橋りょうの整備ももっております。そういうことで、莫大な工事費がかかるというようなことで、24 年度には間に合わないということでございます。29 年度という目標を立て、早期実現に向かって事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 樟山のバイパスにつきましては、地権者の理解を得ているのか。また、地権者との土地の買収はどうなっているのか、これをお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 樟山バイパスの用地についてのご質問にお答えいたします。

ただいま樟山バイパスにつきましては、用地測量といたしまして、道路の必要な幅分の杭打ちを終わりました、各自の用地の境界を確認いたしましたところであります。今後、各地権者のかたがたとお話し合いをもって、用地買収をしていきたいと、そのように考えております。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 質問を変えます。次に、下野尻端村線についてお伺いいたします。

下野尻端村線について、これは進捗状況はどこまでいっているんですか、今、銚子ノ口のほうから工事を始めていますよね。今どの辺まで進んでいますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下野尻端村線の道路改良のことにつきましてのご質問にお答え申し上げます。

工事につきましては、用地買収が終了しております。改良工事につきましては、端村側より工事を進めております。端村側から今の現道にタッチする部分まで今年度終了し、これがあと、そこから現道から踏切まで、下野尻側の踏み切りまでが来年度工事を進めるというようなことでございまして、今年度、道路改良のバイパス部分が完了すれば、阿賀川の増水によりまして道路が冠水しても端村側には行けるといようなこととなります。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 最後に町長に、来年の作付けまでには、ぜひ部落の被災者のためにもよろしく願います。また、安心して暮らせるよう、一日も早い復興事業をできますようによろしく願います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 10 番、清野佐一でございます。議会議員改選後、初となる 9 月定例会にあたり、私は 3 点ほど通告をしておりますので、順次質問をいたします。

その前に、去る 7 月 28 日からの豪雨により被害を受けられました町内はもとより、多くのかたがたに心よりお見舞いを申し上げます。今年は豪雪の冬から始まり、3 月 11 日の大震災や原発事故、加えての風評被害、そして容赦なく追い討ちをかけるようなこのたびの

災害に、改めて自然界への脅威を感じるものであります。被災地域の日も早い復旧をお祈りするものであります。

それでは質問に移ります。まずはじめに、町政への取り組みについて伺いをいたします。伊藤町長は、町長に就任以来、去る8月5日をもって丸2年が経過し、マラソンに例えれば折り返し地点を通過したことになります。先日行われました敬老会においても、このことに触れられ、実感を込めて語っておられましたが、改めて町政執行にあたり、政治の理念、そして政治姿勢について、常に心がけていることは何かをお伺いをいたします。

次に、まちづくり基本条例にうたわれている協働のまちづくりと、情報公開も含めた開かれた町政への町長の所見をお伺いいたします。

次に、町長は、若者が去る町から来る町へということを言われております。具体的にはどのような取り組みをされるのか、また進めているのかをお伺いをいたします。

次に、ケーブルテレビ高度化事業について伺いをいたします。現在、国はユビキタスネットワークの推進による高度情報化社会の構築を進めております。本町では、平成20年度から21年度までを第1期、平成22年度から23年度までを第2期としてケーブルテレビ高度化整備事業を実施しているところであります。これは、いつでもどこでも誰でも何でも情報通信が利用可能なユビキタス社会の実現と、ICTのまちづくりを目指しているものであります。このことにより、高品質で安定したテレビ放送や、高速インターネットなどのサービスの実現、新在宅健康管理システムなど、保健、医療への活用が大いに期待されるものであります。

しかし、この工事に大きなミスが発覚し、現在、手直し工事が行われております。この事業の手直し工事については、全員協議会や臨時議会の中で、関連する議案の中で質疑もされ、説明も受けました。しかし、ことの重大さに鑑み、町民の皆さんに広く知っていただくとともに、再度確認の意味を含めて、次のことをお伺いいたします。

手直し工事にいたった経緯と工事費などについて伺いをします。

次に、エネルギー問題について伺いをいたします。このたびの東日本大震災により発生した原発事故により、今年の夏は電力不足が懸念され、企業や自治体においても15%の節電を余儀なくされ、大変厳しい夏を過ごしてきました。休日との振り替え出勤をしたり、冷房の時間制限や温度設定の調整など、それぞれに創意工夫をして乗り切ってきたようであります。そのような中、7月28日からの豪雨災害により、多くの水力発電所が水没し、運転停止の状態となり、さらに電力不足に拍車をかける結果となっております。脱原発という声も大きくなり、再生可能エネルギーへの取り組みが注目されております。

本町においては、西会津中学校がエコスクールということで、建設当初から太陽光発電を取り入れ、学校における使用電力の一部をまかなっております。ちなみに昨年度の発電量は5万1,663キロワットで年間の40万3,431キロワットの使用量の約12.81%を占めているとのことであります。これら太陽光発電や、本町の面積の約85%を占める山林には、無尽蔵ともいえるエネルギーが眠っています。山林を活かした薪ストーブの導入や本町の中山間地という地理的特徴を活かした小水力発電への取り組みについての考えをお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10 番、清野佐一議員のご質問のうち、私からは町政への取り組みについてのご質問にお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、私が町政を担当いたしましたしてから、8月5日で丸2年が経過をいたしました。私の政治理念は、みんなの声が響く町政であり、開かれた町政運営と協働のまちづくりを基本に町政執行にあたっているところであります。そのためには、町民生活に大きな影響を及ぼす災害や事件には迅速に対応し、町政全般においては計画的な事業の遂行、財政運営の健全化、行財政改革などを目標に掲げながら、安心・安全なまちづくり、健康がいちばんのまちづくりに努めているところであります。

次に開かれた町政についてであります。町では、まちづくり基本条例に基づき、町民参加によるまちづくりに努めております。各種審議会や委員会等の人選にあたっては、公募委員を積極的に登用しているほか、町民との対話を重視し、一昨年から町政懇談会の開催や、町長へのおたよりなどの取り組みも行っているところであります。また、統合小学校の計画、バス交通体系の整備、廃校利活用計画策定など、新しい施策の導入にあたっては、地区説明会や懇談会などを開催し、できるだけ町民の意見を取り入れた政策づくりを進めており、開かれた町政運営に努めているところであります。

次に、若者が去る町から来る町への取り組みについてであります。このことについては、私は町政を担う上での高い目標であり、これを実現するためには、町経済を活性化し、ハード面やソフト面について総合的に推進する必要があると考えております。若者が来る町をつくるには、雇用の場をつくり出すこと、魅力ある町をつくっていくことが必要だと考えております。

最近、本町では農林業を志し、帰郷する若者が増えてきております。今月1日には、こうした若者が中心となり、菌床きのこの産地化を目標に、9名の組合員により農業生産法人、会津きのこ工房が設立されました。また、今年度からの新規事業である新規就農者安心サポート事業や、パイプハウスのリース事業などは、こうした若者が、雇用創出の有効な手段だと考えております。さらに、西会津元気グリーンツーリズム協議会、若者プロジェクト、あるいはまちなか再生プロジェクトなどの活動も活発化していることから、町といたしましては、こうした取り組みを側面から応援をし、元気なまち、魅力あるまちづくりにつなげていきたいと考えております。併せて、子育て支援策や、結婚活動などの支援なども充実させ、若者の来るまち、若者が残る町の実現に向け、取り組んでいく考えであります。

その他のご質問等につきましては、担当課長から答弁いたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 10 番、清野佐一議員の質問のうち、ケーブルテレビ高度化事業についてお答えいたします。

ご承知のように、町では平成20年度からケーブルテレビ高度化整備事業を実施しております。これは今までの同軸ケーブルから高速大容量通信が可能な光ケーブルに変更することで、高品質で安定したテレビ放送や高速インターネットなど高度で多様なサービスの提供が可能になるものであります。今回の手直し工事は、支持線と光ケーブルが一体とな

ったSSDW光ケーブルの支持線の径を誤ったものであります。

おただしの手直し工事にいたった経緯につきましては、SSDW光ケーブルの支持線について、22スクエアのところを18スクエアで資材の発注をしてしまったことによるものであります。これは施工業者が、SSDW光ケーブルの支持線は18スクエアでの設計だと思い込んで、光ケーブル製造メーカーに資材を発注してしまい、そのまま資材の承認申請書を提出し、設計監理業者が承認してしまい、町監督員は設計監理業者から資材承認の報告がありましたが、承認図の添付がなくミスの発見ができなかったことによるものであります。

これは、施工業者は思い込みによる確認不足、設計監理業者は単純な見落とし、町監督員は監理業者任せによる確認作業の欠落と、それぞれの不備が重なったことにより、このような事態にいたってしまいました。再度SSDW光ケーブルの製作を発注すれば、納品まで6カ月以上必要であり、これを発注すれば、工期内の完成が見込めないことから、22スクエアの支持線を設置しSSDW光ケーブルをハンガーで吊り下げる工法について検討したところ、設計強度を満足し工期内完成も図れることから、本工法による手直し工事を実施することといたしました。現在は原点に立ち返り、監理・監督体制の是正計画に基づいて工事を進めておりますのでご理解願います。

次に手直し工事に係る工事費であります。今回の手直し工事の工法につきましては、設計と同等の強度を確保することから22スクエアの支持線を設置しハンガーで光ケーブルを吊り下げる工法であり、この工法は今回の工事でも光ケーブルの分岐の多い箇所を採用しております。工事費につきましては、今回の手直し工事においてSSDW光ケーブルの材料費だけの比較では、手直し工事のほうが190万円ほど安価となりますが、設計の強度を確保するためには支持線やハンガー等の材料や施工費が別途必要となることから全体額としては手直し工事額のほうが、設計額より1,650万円ほど高額となります。またこの差額分につきましては、工事請負者の責任で負担するものであり、請負契約額には含んでおりませんのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 10番、清野議員のエネルギー問題についてのご質問にお答えします。

3月の大震災に端を発した福島第一原発の事故により、脱原発の声は大きくなっており、このほど策定された県の復興ビジョンにも、脱原発の方向がはっきりと明記されたところであり、再生可能エネルギーの飛躍的推進が基本理念の一つとして掲げられたところであります。

一方、国においても、去る8月26日に、再生エネルギーの買取法案が可決をみたところであり、これらが追い風となり、今後新エネルギーの取り組みは活発化するものと考えております。

本町においては、平成21年度に、西会津町地域新エネルギービジョンを策定いたしました。その中で新エネルギーの賦存量の調査も行っているところでありまして、太陽光・バイオマス・雪氷エネルギーが、導入の有力候補とされているところであります。町としましては、これらの中から、町内に豊富に存在する間伐材等の燃料活用を第1段階として検討していくこととしたところでありまして、本年度は、森林環境交付金事業を活用し、菌床栽

培用パイプハウスと公共施設に1台ずつ無煙薪ストーブを試行設置し、その効果を検証する作業を行なうことを計画したところであります。

実証の結果を精査し、その効果が有効との結論になれば、薪の供給体制を確立する作業を行なうとともに、本格的に本ストーブの町内全域に普及等を図っていきたいと考えており、これらにより、未利用間伐材が有効に活用されるとともに、林業の振興にも大きな効果を生むものと考えています。

その他の新エネルギー利用につきましては、これまで具体的な作業を行なってまいりませんでしたが、国の買取法案が成立したことなどにより情勢が大きく変化しておりますことから、太陽光発電の西会津小学校への導入、一般家庭への普及などにつきましても、今後検討していくこととしておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 それぞれ答弁いただきました。まず町長に、ただいまお聞きしたことの前に、以前に町長が6月の定例会でお話をされた部分にちょっと、これだけでは誤解をまねくんじゃないかというようなことがありましたので、一応申し上げまして確認をしたいと思います。

これは、今の議長、武藤議員に当時答弁をされたことでありますが、これまで消防団の幹部会が2回ほどございました。今年は春の消防検閲が被災のため中止になったわけがあります。私は消防団の幹部会の中で、実はこういうことを申しました。今回、自粛ということについては、それはあるイベントやお祭りごとだったならば、その自粛ということはいいんだけど、こと消防に関するこの災害時にあたっては、自粛よりも、むしろ消防団員一堂に会して、改めて西会津町の全体的な安心、安全、地震に対するこうした未曾有の対応の場合に、どうすべきかということを、やはりこの機会だからこそやるべきではなかったかという話をしました。こうお話されています。

それで、実は、町長がこの時点でお話をされたのは、6月3日の幹部会なんですね、幹部会の中で。そのあとにこの議会でも話をされた。それで、中止を決めたのは3月の29日に喜多方の支部の会議がございまして、支部で、喜多方市消防団、北塩原村消防団はそのときに中止をするという、決まったあとに西会津町消防団の幹部が持ち帰りまして、当時団長が入院中がございましたので、持ち帰りまして幹部の中で相談をいたしました。3月の28日、このときは団長が退院して帰ってきておりましたので、その中で相談をいたしまして中止を決めたと、その中で団長の話によりますと、中止するか否かもちゃんと町長にお諮りをしたと、お伺いを立てたということであります。

ですから、この6月の段階で、やればよかったと言われるのは、当時のその状態を皆さんに知ってもらわなければ、だから消防団独自でやらなかったのが悪かったという町長からの苦言をいただいたというような誤解をまねくわけです。ですから、そういうことではなくて、結果としてそういうようなお話になりましたけれども、消防としては、ちゃんと順序を踏んできたということでございます。それはご理解いただきたいと思います。もし何かありましたら。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほど、これは消防団の関係と春の検閲の関係であります。確かに今ほど述べら



れた、文書で述べられた内容は、そのとおり私話しました。ただ、これ誤解があつてはなりませんけれども、この消防団が正式に、具体的にどうするかということについては、すべてにわたって町長の指示を出しているということは、指示で動いているということではありません。したがって春の検閲、あるいは秋の消防の検閲、あるいは消防団で行う訓練等々、これについては自主的に日程を決め、そしてその内容も決めているわけであります。ですから、これは事前に消防団が支部、幹部の中で決められた内容が、いわゆるこういうふうになりましたという話がそうになって、その中でお話されたのではないのかなと私は、当時のことを思い出せばそうだと。決めてしまったことについて、これは喜多方支部の方針でようになった以上について、いや、それは町で行えというようなことについては、これはそこまでは町長が言うべきではないんじゃないかということでもあります。

その以下のことについては、いわゆるそういう対応の仕方については、私の考え方というものについて述べたわけでありますから、それはその時点で、そういう結果的にやらなくとも、そういう認識を持ちながら、今後、秋の消防検閲の中では、そのことを踏まえてきちっと対応すればいいということでもありますので、何も問題視されるようなことではないのではないかなというふうに思います。

○議長　　10 番、清野佐一君。

○清野佐一　　私が申し上げているのは、やはり誤解をまねくということなんですよ。今、町長が言われた喜多方支部で、よその消防団が決めましたよ、西会津は決定していないんです、その時点では。それで町長にお伺いを立てて、こういう事態で、ですからどうかというようなことでお話を団長はしたそうです。そうしたら消防団に任せるといような話があったと、でございますので、そういうことが、話が舌足らずとか、いろんな言葉の前後することがあれば、誤解をまねくということになると思います。それもやはり町長の、これからもそうですが、一つの姿勢の中で、やはり気持ちの中で本当に話をしていく、今まで話をされているんでしょうけれども、そうして、やっぱりともに理解を求めていく、協働のまちづくりなんていうのは、特に相互信頼とか、なければできないと思うんです。ですから、そういうことも含めて、やっぱり言葉というものはちゃんと明解にとか、そういうことも気を付けてお話をいただきたいということでもあります。それはお願いでございますが。

あと、昨日、同僚議員が選挙時に特定のかたを町長が応援されたというようなことについて、私は町長が昨日のお話では、法的には大丈夫なんだというお話でした。でも、一この西会津町の町長として、一国一城の主ですね、それをやはりここに住む領民、あるいは家臣の、というべきですか、それに分け隔てするような、そういうふうに見られることは、やっぱり慎むべきではないかと、それは町長としての立場としての行動ですね、その辺はどのようにお考えですか。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　これあたかも、話を区切って話したいと思いますが、消防団の件については、私の記憶では、そういうきちとした体制の中での話し合いをもったという記憶はありません。ですから、そういう記憶があれば、紙に今読み上げたような内容は、私はしなかったはずでありますので、そのところは言った、言わないとかという話ではなくて、私の記憶

ではそういう相談を受けた記憶はまったくないと、したがって誤解なさないようにしていただきたいと思います。

それから、昨日の質問との関係でありますけれども、これは、一般的な行事とか、あるいは町政執行にあたっては、それは特定な議員の質問や、あるいは対応にとって、そのことにいろいろと便宜を図るとか、そういうようなやり方は、これはフェアではないし、やるべきではないと私はそう思っております。しかし、昨日の発言の、質問の中身というのは、これは議員になるために、それは町長がどうのこうのという以前の問題、要は議員として町民に民意をどう訴えて、そしてその町民の皆さんが、その議員に対して投票をするわけであります。町長が特定の候補者うんぬんということということが、どれだけ大きいのかどうか分かりませんが、しかし、本来ならば、議員自らがしっかりと選挙運動をきちっとして対応すべきものであるわけであります。

そしてもう一つは、これは逆に返せば、町長選挙のときに、じゃあ議員の皆さんはどうであったのかということも問われるわけですよ。そういうことを考えたときに、具体的に相手の立場が町長であろうが、議員であろうが、これは一般選挙によって出てくるわけありますから、立場を越えれば、町長選挙のときは、いったい議員の皆さんはどうであったのか、このことは私も問いたいということでもありますので、そういうことでもありますから、それらとか、あるいは町長はそのことに対して中立だとかということについては、町政執行にあたっては私は中立的な、あるいは議員の皆さんの意見をよく聞く、そのことだけに対応していきたいということでもあります。したがって、選挙運動のうんぬんの問題については、新たな質問ではありませんので、私は基本的なことだけを申し上げたいと思っております。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 私はこれを政治姿勢の一端として伺っているわけであります。今の町長選のときはどうだったかと言いますけれども、町長の場合は、もうお互いに現職ではないですよ。今、伊藤町長の場合は現職であって、町のトップに立って、家族全員を面倒見なくては行けない立場なんです。そういう中で、あくまでも。例えば、じゃあ申し上げますけれども、家族の中で、分け隔て町長されますか。家族、ばあちゃんがいい、じいちゃんが悪い、母ちゃんがいい、それと同じですよ。ですからやはり、町長たる者、やはり公平に立ち居振る舞いといいますか、そういうのはやっていただきたいと思います。

○議長 今のやつは、政治的に姿勢を問うているわけでしょう。

10 番、清野佐一君。

○清野佐一 質問を考えます。

それでは、ケーブルテレビについてお伺いをいたします。設計、いろいろ説明はありましたけれども、設計と違う承認をした理由、説明もあったわけですが、その場と同席されたかたはどのようなかたがたなんですか。そこで相談をされたかたがた、どのようなかたがたで、この設計のミス、工事ミスをじゃあこうしましょう、ああしましょうということを決められたのは、どのようなかたがたで決められたのですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

工事のミスが発見されて協議を行いましたのは、建設課では私と監督員と、それと企画情報課長とケーブルテレビの主幹と岩淵係長でございます。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 そのあと、町長に報告はされたと思うんですが、そのときは町長はどのような考えでしたか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 一連のこの手直し工事のうんぬんの問題で、もう一度遡ってこの質問されるのかどうか分かりませんが、最終的には、これは町長の判断です。最終的には町長が決済をしたということでもあります。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 あとは、10 年の瑕疵担保を付けたというようなことではありますが、その辺の内容的なものは、例えば事故により、これは大丈夫だ、あれはうちの管轄ではないというようなことについては、明確な取り決めといたしますか、そういうことはされたんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 瑕疵担保のことでのご質問にお答えいたします。

瑕疵につきましては、通常の工事ですと 2 年ということで、今回の場合、重要な構造物ということで西会津町工事請負約款の第 41 条の 2 項に記載されておるというようなことでございますので、それが 10 年の瑕疵担保期間ということで明確にうたっておりますので、それによりまして瑕疵の期間を定めたということでございます。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 その約款で決まってはいても、例えば事故の内容、内容によって工事請負業者のかたのこれは責任ではないとか、これは町側のほうで直していただきとか、というようなことの事細かなあれはないわけですか。取り決めというか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 手直し工事についての補償についてのことに答えいたします。

この瑕疵につきましては、パナソニックのほうから正式な文書としていただいております。その中には、今回の手直し工事についての強度計算が添付されております。この衝撃以内のものでケーブルが切断したとか、そのような事故があった場合はパナソニックのほうで負担をするということになっております。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、また質問を変えます。

新しい再生可能エネルギーのことでございますが、町として間伐材等の利用した薪ストーブ等を試行されるということでございます。私も今年の植樹祭ですか、にその煙の出ないストーブを見させてもらったんですが、そのストーブと同じなんですか。確認したいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 植樹祭のときに展示をしましたストーブについては、野外炊飯用の無煙の薪ストーブです。今回導入しようというのは、屋内での無煙の薪ストーブですので、あ

れよりカロリー的にも高いですし、その大きさについても、あれより多少大きなものを購入する予定であります。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 ちなみに値段のことを聞いて、大変恐縮ですが、いかほどになるんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 現在、町内で同じものを家庭用に使用されているかたがいらっしゃいます。そのかたは、15 万程度のものを使用されて、今まで何台もストーブを使っていたが、それ一台で広い範囲の暖房が確保されるということで、現在使用しております。

町については、それよりさらに大き目の 4、50 万程度のものを購入したいということで、今後手続きを進めたいと考えております。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 山林の活用といいまと、昨日も同僚議員が環境問題の中で、伐採をし、また搬出費用等の問題でお話されましたが、それと併せて、やはり今、鳥獣被害対策においても、やっぱり山林の整備、管理が重要視されております。ぜひともそれを積極的に進めていただいて、高額なものであれば、それ相応の補助的なことも考えていただいて、普及に努めていただくようお願いをしたいと思います。その点についてはどのようなお考えですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほど答弁しましたように、まずは実証をしてみるということでございます。それが室内で使用してみて、本当に安全に使用できるもので、さらには有効なのかどうなのかということを確認したいという作業をまずしたいということでございます。それでもって、大変有効な暖房の手段だというようなことが考えられましたら、まず、とにかく町の供給体制を確保しないとしょうがないと思います。そういったこともしながら、それによってこの林業の活性化につながればいいのかなということであります。普及のためには、ストーブを補助する制度だと、そういったことも当然併せて考えていく必要があると思いますが、まずは実証からやってみたいということでございます。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 今、山林の活用というか、薪ストーブの話であります。私も申し上げました小水力のことについてであります。実は西会津町においても、平成 18 年に、それらの調査を行っているんですね。それで、導入を検討しようとなりまして、導入にはいたらなかった、現在やっていないわけですから、結果、導入にはいたらなかったということでもあります。いろいろ資料を見ますと、今までよりは落差的にもいろんな機械そのものも小型化して、マイクロ水力発電機というようなことで、簡易にといいですか、使えるような状況があるようです。そしてあと、浄水場、あるいは水道とか、常に水のあるところでは使えるような機器が結構あるようでございますので、それらも今後検討材料として取り組んでみてはどうかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 確かに小水力は有効だと言われておりますが、なかなか出力とコストの関係で

すね、エコロジーとエコノミーとよく言われますけれども、事業主体がなかなか手の挙げ手がないというのが実態なんだろうと思います。いろいろ導入にあたって再度検討する際などは、調査費用など助成する制度もございますから、それらを広く周知して、やっていただける事業主体のほうをまず掘り起こしていかなければいけないのかなというふうに考えているところです。

あとその機械についても、例えば1台買うと高いですけども、ある程度やりたいというところが同時に手を挙げて、共同購入をすれば安くなるというような話も聞いておりますから、いろんな情報を提供しながら、まずその機運を高めていくといいますか、そういうことが必要だというふうに考えているところです。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 今、副町長からお話いただきまして、いろんな問題点はあるかもしれませんが、その以前よりは電力需要というか、緊急性を要する現状でございます。それらもお考えいただいて、前向きな取り組みをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時14分)

○議長 再開します。(14時30分)

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 13番、長谷沼であります。2点通告をしておりますので、一般質問をしてまいります。

ケーブルテレビ高度化第2期工事についてであります。この問題については、清野議員が今申されたように、6月の議会、全員協議会、あるいは臨時会で質疑はいくらかされたわけではありますが、一般質問として取り上げることができるのは今議会が初めてであります。今回の町長の提案理由ありましたが、私らに配られて以降、新しいことが皆さんに知らせたいということで、3点ほど追加をして提案理由の説明をされております。

そこで言いたくなるわけではありますが、なぜこの高度化の事業、6月の議会で触れられなかったのか。今言った6月議会、あれでは議会からの申し入れによって全員協議会が開かれました。あるいは議案の変更の説明の前に、副町長から改めてこの件についての説明を求めてから議案の審議に入ったわけであります。本当に伊藤町長、開かれた町政、こうやって実践をしているわけではありますが、今言ったように、われわれに知らせたくないようなものは積極的に知らせていないのではないかと、どうもそういうのをみると、その裏に何かがあるのではないかと、こう言いたくなるわけであります。

こういう問題に関しては、大いに議論をして、そして町の結論を出しても遅くはないと私は思っています。ですから、今議会の議論を経てから、町の結論を出すべきだと私は思っています。町基本条例にいう趣旨を尊重するならば、協働によるまちづくりを実践するならば、そのようにするべきだと思いますが、まずこの点について伺いをいたします。

なぜ契約通りに、設計通りにできないのかが問題であります。その契約通りに、設計通りにするように最大限の努力をすることが町の責任、責務であります。それが単純なミスでこういうことになったと、そういうような理由で納得するわけには行きません、できかねます。全員協議会での副町長からの説明ですと、承認を与えているにもかかわらず、承

認申請書は提出されず、町としては承認決定を行っていないと説明がありましたが、それはすぐあとで訂正をされました。実は承認をしていますということでもあります。このように単純なミスがここでも出ているわけであります。このことに関しては、記載すべきことを記載しなかったことや、3者ともに、町、請負業者、設計管理者、3者がともに確認不足であったと、確認の欠落であったということでもありますので、それぞれの3者に責任があるわけではありますが、その3者は、それぞれどのような責任を取りましたかお答えをいただきたいと思います。

次に、設計通りの工事をするために、町はどのような努力をなさいましたか、お尋ねをします。この工事については、いろいろな重要な問題を含んでおりますので、再質問をして明らかにしていきたいと思っていますので、このくらいにして次に移ります。

22年度に実施した機構改革についてであります。この改革、どのように評価をしておりますか。良い面と改善を必要とする面についてお答えをいただきたいと思います。6月議会で渡部昌議員から職員の意識改革について質問があり、町からは前向きの答弁がなされておりましたが、本当にそのような職員のレベルアップがなされたのか疑問を持っております。このレベルアップについても、何がレベルアップのためには肝要かも併せてお答えをいただければ幸いです。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、私からは職員のレベルアップについて、お答えいたします。

私は、町職員は、常日頃から全体の奉仕者であることを自覚し、法令遵守はもちろんのこと、町民に信頼される職員、町民の要請に全力で応える職員であることが必要であると考えております。このため、昨年8月に、具体的な職員の行動基準を策定するよう指示し、現在、この行動基準に基づき、職務を遂行しているところであります。しかしながら、社会環境の急激な変化や住民ニーズの多様化・高度化等により、新たな行政需要に対応しきれていないことが、多々あることも事実であります。

このような時勢において、住民福祉のさらなる向上を図るためには、時代の変化に即応し、自ら考え行動する、課題を迅速かつ的確に処理する職員が求められていることは言うまでもありません。

今後も、職員研修や講習会等の受講、資格の取得や意識改革等により、反省すべき点はしっかりと反省した上で、公務員としての高い倫理観や責任感を持って、広い視野と柔軟な発想を持ち合わせる職員、また自らが果たすべき役割を自覚をして、率先して行動に移すことのできる職員の育成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、平成20年度に実施した機構改革にかかる評価について、お答えをいたします。

本町の行政組織機構につきましては、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化・高度化に

対応できるよう、これまでも幾度となく時勢に合わせて柔軟に見直しを進めてきたところであります。平成 22 年度の行政組織機構の見直しにつきましては、平成 17 年度に導入した大課制についての効果や、各課の抱える問題点などの実態調査を踏まえ、町民の目線に立ち、社会情勢の変化や新たな行政課題への的確に対応できる柔軟な組織機構を目指し、実施したところであります。

具体的には、課の名称と担当業務がイメージできずにわかりづらい、窓口業務のうち関連する業務が離れているといった点について、課の名称を改め、分かりやすくし、また、窓口業務を集約してワンストップ化を図るなど、町民のみなさんが、わかりやすい組織、利用しやすい組織に重点をおいて見直しを行ってきたところであります。

また、職員からは、組織が大きすぎて政策の決定に時間がかかることや、チェック機能が十分に確保されていない、課題や情報等の共有が不十分である、などといった意見が多かったことから、2 課 1 室 4 係を増やし、また、事務分掌の見直しにより人員配置の見直しを行い、課長・課長補佐・係長職を増やすなど、政策判断や課題解決のスピードアップを図ったところであります。さらに、審議会等の見直しも合わせて実施し、組織の統廃合や委員の公募機会の拡充を図ったところであります。

これらの点については、今次見直しにあたっての当初からの目的でもあり、成果は着実に現れているものと考えておりますが、改善すべき点については、見直しからまだ 1 年半程度の経過であることから、特に具体的な改善点については聞こえてきませんが、今後、より町民のみなさんの目線に立ち、評価・検証を行い、改善すべきは迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 おただしの、ケーブルテレビ高度化事業の工事誤りにつきましては、第 1 点目として、工事施工業者が S S D W の支持線は 18 スクエアが設計値であると思い込み、光ケーブル製造メーカーにケーブル線の発注を行ったこと。第 2 点目として、施工業者が設計監理業者に資材承認申請書を提出しましたが、メールでやりとりであり、詳細な資材承認図が遅れたこと。第 3 点目として設計監理業者は、工事工法書に支持線は 22 スクエアの使用を明示していること、付属部品は 22 スクエア用であることから、施工業者が発注を間違えることなど無いと安易にチェックを誤ったこと。第 4 点目として、町も設計監理業者から資材承認したことの報告がメールでありましたが、その際に資材承認図の添付がなかったため、資材誤りの発見ができなかったことであります。

次に、この事態に対する、それぞれの責任についてであります。施工業者・設計監理業者・町のそれぞれが、十分な確認行為を誤ったために起こったことであり、深く反省をしているところであります。

施工業者のパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社、設計監理業者の株式会社イー・エス・エスからは文書で経緯と謝罪文の提出があり、二度とこのようなことが起こらないよう厳重に注意をしたところであります。また、町担当職員についても町長より厳重な注意勧告を受けたところあります。

次に、設計通り工事をするために町が行ってきた経緯についてであります。設計監理業者の資材承認の際のチェックが適正に行われていれば防げた事案であり、設計監理業者は

もちろんのこと、発注者である町にも大きな責任があると考えております。また、施工業者についても、工事工法書の見落とし、確認不足という重大な誤りを犯していることから、施工業者の責任において適正な工事を実施するために施工業者・設計監理業者・町の3者による協議を5月25日と6月3日に行ったところであります。

町は、設計書どおりの光ケーブルの施工を打診いたしましたが、施工業者からは、ケーブル線は現地に合わせた延長で納品されていること。また再度ケーブル線の製造を発注したら、納品まで6カ月以上の期間が必要であること。などの説明があったことから、町としましては、工期の大幅な遅れが生じないこと、また、設計値と同等の強度を確保出来ることから、22スクエアの支持線を新たに設置し、18スクエアのSSDW光ケーブルをハンガーで吊る補強工法による手直し工事を選択いたしまして、施工業者に対し、手直し工事の実施を書面により指示したところであります。

また、本工事につきましては、設計監理業務を専門的知識を有するコンサルタントに委託していることから、町監督員も設計業者任せで工事を進めてしまったことが、工事ミスの発見にいたらなかった大きな要因であります。現在は原点に立ち返り、監理・監督体制の是正計画に基づいて工事を進めておりますので、ご理解願います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この第2期工事の工事費が4億6,000万からかかっているわけでありまして、伝送路は1億8,000万以上かけて整備をするというわけです。これだけのお金をかけて、町の財産、町民の財産を整備していくということでありまして、その1億8,000万をかけてやる工事が、設計通りにできない。なぜかと思ひまして私もしばらくぶりで地方自治法等を見てみました。そのことで町側との確認といいますか、見解をお伺いしたいわけでありまして、なぜ2期工事が議会の議決をしようとしたのかということでありまして、これは契約事項は町長に専門に与えられた権限でありまして、何ら議会はこの議会の名で契約を結ぶことはできません。一般的に契約は長の権限に属するものではあります、これは地方自治法の96条を受けて、施行令では、町村においては5,000万以上の契約は議決を必要としております。なぜ議決を必要としているのか、解説書にはこう書いてありました。それは、重要な契約の締結のような経済行為に関しては、住民の利益を保障するとともに、事務の処理が住民の代表の意志に基づいて、常に適正に行われることを規するために議会の審議、議決を経ることとされておるとこう書かれておりました。事務方の最高責任者であります副町長はこの件に関してどう思いますか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 今回の手直しということについての部分ですけれども、契約、設計の内容、確かにミスはあったわけでございます。ただ、手直しをすることによって、品質は同等のものが確保されるということでございますから、内容的にいつも行っている、当初の契約の範囲内であると、手直しをすることによって当初の目的が達成されるということでありまして、ただ、それ以外の事由で工期の問題、あるいは金額的にこちらが負担しなければいけないといったような場合には、これは当然、議員おっしゃるように議決をいただくということも考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。



- 長谷沼清吉　　私のお尋ねの仕方が悪かったみたいですが、一般的に、具体的なことはこれから聞きますから、一般的になぜ、町長の専権事項が議会の議決を必要とするんだと、それには議会のチェックが必要なんだから地方自治法で認めているんだと、そういうふうにあなたは思いませんかと私は聞いたわけです。
- 議長　　副町長、和田正孝君。
- 副町長　　二元代表制でありますから、私もそのように思っております。
- 議長　　13 番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　　そこで、また地方自治法について副町長の見解をお尋ねしますが、地方自治法 234 条の 2 では、契約が適正な履行を確保するため、必要な監督、または検査をしなければならないと書いてあります。施行令では、検査は契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類に基づいて行わなければならないとこう書いてあります。私は監督というのは、約款だけでの約束事で進んでいるのかと思ったら、地方自治法できちっとした監督しなさいと、検査をしなさいと書いてあります。これはやはり、適正な履行を確保するために必要だから地方自治法で定めておると思っておりますが、いかがですか。
- 議長　　副町長、和田正孝君。
- 副町長　　監督員に与えられた職務の内容が規定されているというふうに私も思っております。
- 議長　　13 番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　　大変失礼しました。もう 1 点だけ確認をさせていただきますが、町の工事請負契約の約款を見ましたならば、第 1 条で、今町長がおっしゃったような、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。遵守していればこのようなミスは起きませんでした。この国法でこの約款に定める請求、通知、公告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。約款にはそう書いてあります。これも認めますね。
- 議長　　副町長、和田正孝君。
- 副町長　　約款は法令を受けてできているというふうに考えております。
- 議長　　13 番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　　それでは、具体的にお尋ねをしてまいります。5 月 25 日に会議をして、3 者で協議をして、パナソニックへの改良工事を指示すると、こう全員協議会ですか、その資料には書かれておりましたが、この 5 月 25 日の会議には誰が臨んで、この会議をなされましたか。
- 議長　　建設水道課長、酒井誠明君。
- 建設水道課長　　その会議には、先ほど清野議員にお答えしましたとおり、私と監督員と企画情報課長とケーブルテレビの主幹と係長が出席しております。
- 議長　　13 番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　　では、6 月 3 日の会議はいかがですか。
- 議長　　建設水道課長、酒井誠明君。
- 建設水道課長　　6 月 3 日の会議につきましても、同じメンバーでございます。
- 議長　　13 番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　　そこで、これは町長にお尋ねしたくなるわけですが、6 月議会で清

野佐一議員の質疑の中で、町長の答弁は、私は張り替えだ、見込み違いでこういうことが起きてしまった。業者がやってしまったこと、基本的に言えばすべて元通りにしてください、こういうことを真っ先に私は言いました。誰にこれを言ったんですか、今の手直し工事、決定をした5月25日、6月3日には町長も副町長も入っておりませんが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6月何日とかという具体的な日程は、私も憶えておりませんが、私にあがってきた内容、工事内容について、一連の工事をこういう対応にとって、これから進めて行きたいという一連の経過と内容について報告を受けたところでもあります。その中で、今ほど申された内容、これは真っ先に、私はこれは計画通り行っていたかなければ困る。ですから、張り替えを、当初の内容に沿って、全部これやり直すという基本的な姿勢を述べたところでもあります。そこから、いわゆるその方針に基づいて行っていけば、こういうリスクがある、あるいはこういう対応もできる、こういうところの一連の報告や検討内容というものについてはじめて、いろいろお話を聞いてきたというのが私の率直な考えでありますから、当然、はじめから、ああいいわいいわなんていう話には、立場上ならないというのは当然のことです。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私は清野議員の答弁の中で、本当に町長らしいと思ったんですよ。これは張り替えだと、すべて元通りにしてくださいと、その指示を副町長になされたんですか。あるいは設計業者、設計管理業者に言ったのか、施工業者にそれを伝えたのかであります。でなければ、町長のその声、毅然とした態度が伝わらないわけであります。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 町長から、説明した際に、そのようなお話といたしますか、は、うかがったことはあります。ただし、この工事に関しては、冒頭申しましたように、この手直しをすることによって、当初の設計の基準を満たすものが期限内にできる。ここで張り替えということを示すまでの根拠が、業者に対して求めるということについては、これは基準を満たすわけですね、手直しをすることによって、リスクもありますというお話をしてきたところでもあります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これもやはりいろんな問題点を含んでおりますから聞いてまいりますが、請負業者のミスなんですね、最初に始まったのは。例えば、私言ったわけですが、家の新築工事で4寸の柱のところを3寸でやってしまったから、1寸の板をぶっつけて、これで4寸になったから、これで我慢してくださいと、それに似通ったようなことではないのかなと。もっと具体的に言えば、例えば舗装ですが、舗装が通常何センチでやっているかわかりませんが、例えば10センチで舗装しなければならないと、今回は特別で12センチだと、今まで通り10センチでやってしまったから、2センチ上塗りして、これ舗装が12センチだからいいのかと、そういうふうに関今後こういうことが起こった場合、認めざるを得なくなってしまうのではないかと危惧するわけですが、いかがですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 工事が完了しますと、当然検査をいたします。そこで基準を満たすか満たさないか、満たさない場合には当然満たすような基準に直すということがあるわけでございます。今回は、業者のほうから、問題はケーブルの強さの問題であります。手直しをすることによって、何回も繰り返しですけれども、十分強度が保てるということで手直し工事を進めるということにしたわけでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 強度のことでも疑問点が一つあります。それは、加重の試験をなされたときに、高温時、夏でしょうね、高温のときは風速 40 メートルで検査をしたと、それで、低温負荷加重は最大風速 28 メートル、氷の雪が 6 ミリメートルが着いたとして計算したならば何ら問題がないということですが、なぜ夏の場合は 40 メートルで冬の場合は 28 メートルなのか。夏の場合ですと、木の葉に葉があって、風邪は弱まるんです、風力は。冬の場合は葉がなくて、もろに風邪がきて、冬期間のほうが風力強いんですよ。なぜこの低温時の試験を高温時と同じような 40 メートルでしなかったんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ケーブルテレビの手直し工事の強度の問題についてのご質問にお答えいたします。

強度計算の仕方といたしましては、夏のほうが台風等がございまして、その風力のほうが強いということで、高温時に 40 メートルの風力があるというような計算でございまして、冬期間においては、40 メートルの風力はないというような考え方で強度の計算をしておるところでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 西会津に台風がくるところは、日本国のどこかに上陸して、風力は弱まっているんですよ。私の経験上、夏の台風よりも冬の嵐のほうがハウスの屋根がとばされて、ハウスが吹っ飛んでしまったなんていう、私は冬のほうが風力強いと思っているんですよ。こういう問題があると、これだけ言っておきます。

それから、工期が遅れる、それが心配だと。再発注すれば 6 カ月以上必要だとかうおっしゃっていますが、第 1 回目のこれは 1 月 18 日ですか、やり取りをして、承認をして、おそらくすぐに発注しないでしょうから、2 月になるころ発注をして、4 月には工事を始めているわけですから、おおよそ 2 カ月で、これの資材は整ったわけですよ。それがなぜ再発注の場合は 6 カ月以上もかかるんですか。それは向こうの説明でしょう。その場合、本当に 6 カ月か、もっと早くできないのかと、いい仕事をするためにそういうことをしなかったわけですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ケーブル線の納期のことでお答えいたします。

ケーブル線をそのときに、22 スクエアの製品で、また別に発注すればということで、パナソニックからも説明も受けましたし、ケーブルテレビの線を作っている製作のメーカーに問い合わせてみましたが、その当時、3 月の大地震がございまして、そのほか津波等でケーブルテレビがかなりやられているというようなことで、全国的に品不足というようなことで、納期には 6 カ月以上かかるというような回答でございました。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 6 カ月かかっても、事故繰越という方法があるんですが、何でもかんで年度内で完成するというのが、それは狙いです。その通りに行かなければ事故繰越をして翌年度で工事をすると、現に喜多方広域の関係で言えば、22 年度で完成が見込めないのに、23 年度で事故繰越をして、この光ファイバーの関係整備するとなっています。なぜ事故繰越という選択をしなかったんですか、副町長。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 契約しましてから業者、新しくなりました。その引継ぎがうまくなくて今回の事態にいたったわけでございますけれども、早く進めて、早いサービスを提供するということが、まずもって大事であろうというふうに考えたからであります。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 早くサービスをしたいという気持ちはわかりますが、しかし、今のケーブル、今の配線といいますか、それで町民の人たちはケーブルテレビ視聴できて、工事が遅れたために、このケーブルテレビが見られないというならば、それは工期内完成をしなければならないでしょうが、何ら工期が遅れても、われわれには何ら不便は感じないわけですよ。なぜ町として、もっともよい財産を町のために残す、そういう選択をしなかったかと、その点どうですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 繰り返しの答えになりますが、手直しをすれば計画の基準を満たす品質が保たれるということでございましたので、判断をいたしたところでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 かみ合わないのはかみ合わないでこれはしかたがないと思いますが、問題というのは、やはり指摘をしておかなければなりませんので質問しているわけですが、その瑕疵担保ですが、10 年。約款 4 条の第 2 項によって 10 年、補修損害の賠償を請求することができとなっています。この次が問題ですな。ただし、その瑕疵が乙の故意、または重大な過失により生じた場合には、これを瑕疵担保で工事をしますというわけです。これを素直に読めば、重大が過失、町の言うように 22 スクエアで架線を張ったんだから、重大な過失にはならないわけですねこれ。そうすると、10 年といっても何ら業者の責任ということがはっきりこう出てこないと思うんですがいかがですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 お互いに確認漏れであったということは認めた上で、業者が契約の範囲内でお金を負担すると、あるいは見合った分について瑕疵担保 10 年、これは念書でいただいておりますので、向こう側で対応するというところでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 瑕疵担保の 10 年は分かったんですよ。ただ、その第 2 項を読んでいくと、重大な過失により生じた、その場合は瑕疵担保を実行しますよというんです。では、町の言うように架線を張ったんだから、重大な過失に当たらないと、私なら、パナソニックのあれだと私はそう言いますよ。だから、それは私のほうには責任がないと。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 パナソニックは約款に基づいて、責任を認めて、しかも町への文章では10年の担保を認めるという話になっているところでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 こういう設備をしたときには、町では共済とか、損害とか、保険とか、こう入っていると思うんですが、このケーブルテレビの光ファイバーについてはどうですか。

○議長 調査のため暫時休議します。(15時11分)

○議長 再開します。(15時13分)

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 共済の関係でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ケーブル線につきましては、これまでも建物災害共済のほうに入っておりますので、工事、施工中の分については施工業者が引渡しを受けるまで責任を持って行うということでありますが、引渡しが終わったあとについては、町の責任で共済に加入いたします。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 共済に入って、共済を使って復旧工事をすると、それならばパナソニック、瑕疵担保10年したって、そっちのほうには何ら負担が行かないということになるわけです。

それと、先ほどの質問で、清野佐一君の質問で、1,650万円ほど余計にかかるという答弁がありましたが、これの取り扱いですね、取り扱いといいますか、地方自治法の、また地方自治法を出しますが、地方自治法の210条は、総計予算主義ですね、一切の収入支出は予算に編入しなければならないと。今パナソニックが持ち出すという1,650万は、そうするとこの総計主義から言えば、予算に編入しなければならないと私はみるわけですが、いかがですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 手直し工事と申しますけれども、当初の契約の範囲内で、請け負った額の範囲内でやっていただくというのが町のスタンスでありますから、業者の持ち出し分は特に予算には計上しないということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そう言うとは思っているんですが、しかし、総計予算主義から言えば、やっぱり歳入に入れて、歳出していく、収入に入れて支出していくと、それをしたくないのは、議会に議決を求めなければならないから、あえてしなかったのではないのかと、本来ならば、地方自治法を尊重するならば、予算に計上してやるべきではないか、そうでしょう、この前、新田名誉町民から200万円、ちゃんと町の歳入に入れるわけですから、今もパナソニック、それを入れて出す。なぜそれをしなかったかという、議会の議決しろとなるから、それを避けたとみているわけですが、どうなんですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 新田正夫様からいただいた寄付の関係でお答えいたしますと、寄付というのは、こちらからの対価を求めず、町に対して、金品の贈呈を行うというようなことが寄付であろうかと思います。今回の工事に関しましては、パナソニックが自社の責任において町の契約の範囲内で手直し工事にかかる費用を負担するというところでございますから、これは特に町の会計を経由しないと、契約の範囲内であるというふうに考えているところであり

ます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なぜパナソニックだけが 1,600 万もの負担をするのか、設計管理も、町も見逃していたわけですから、応分の負担といえますか、そういう話は出なかったんですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 工事の施工をしておりますところの確認漏れといえますか、思い込みによるものが一番大きいという判断のもとパナソニックで負担しているということでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最初に副町長に、私、5,000 万以上のことで聞いたわけですが、伝送路第 2 期工事で 1 億 8,000 万余、130 万ですか、それに関わる変更なんですよ。5,000 万の 3 倍もの金額の変更なんです。地方自治法を尊重するならば、やはりこの際、議会の皆さんに本当のことをお話して、町としてよりよい方向を見つけていく、そういうふうなことを最初に選択すれば、こんな問題に私はならなかったなと思っているんです。町としては、4 億から、伝送路で 1 億 8,000 万、本当に町の財産を整備していくわけですから、やはりそれは設計通り、計画通りにしていくというのが原則なんですよ。

それで、建設水道課長からは職員が処分されたという答弁もありました。これは書類点検の欠落ミスだと、それでは、町として設計通り、計画通りにこの 2 期工事が整備できない責任はどこにあるんですか、誰がその責任を取られるわけですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 今回は監督員が町としての確認を誤っているということで、監督員の監督、直属の課長でありますところの注意をいたしました。その今回のミスにいたった原因が、不正行為であるとかの場合には、それは私どもの監督の責任というものも生じてくると思います。ただ、何回も、これ同じ答弁になりますけれども、手直し工事をするることによって、当初工事と同じ内容になるという前提でございますから、それ以上のお答えはないというふうに考えております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まだお尋ねしたいことがあるわけでありましたが、やはりこの問題は根が深いなと、町政の執行上、最大の、最良の財産を残すという面から見れば、賢明な選択ではなかった。今、副町長いろいろ答弁されておりましたが、何らそれは好ましくないけれども、違法ではない。そういうようなことで私にとっておりますが、それはそれとしても、なぜこの事案が発生したときに、正式に議会に問いかけをしなかった、報告をしなかった、それがあれば私はもっと違う解決の方法もあったのではないかなと思っております。残念であります。こういうことが二度と起きないようにしてもらわなければなりません、改めて町長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは詭弁にもなるかと思いますがけれども、人間というのは間違ふ動物であるということは、私もそうありますけれども、そういったことは常々思っております。今回のあの安全神話であった原発が、これだけ大きな、まったく遠く離れている西会津町にも風評被害という最大の問題を起こしてしまった。これはまさしく人災であるというふうに

思っているんですね。当時の初期態勢はどうであったのかということが今問われているわけでありまして、その責任が今どこにいつているか、まったくこれわからない。同じようなことを言うつもりは毛頭ありませんけれども、しかし、今回の一連のいろいろな手直し工事の背景をみますと、やっぱりそれぞれの思い込みだけが先行してしまったというところに大きな原因があるということでありまして、その当初、私はこれはすべてもう一回一からやり直せという厳命を下したわけでありますけれども、そのあと、いろいろ今お話あった内容で、この工事の本質は変わらないと。ですから、この本質が変わらない、一つの工事の部分にこの手直しをさせていただきたいということで、いろいろな角度から検討し、最終的にこれは町長の判断をもって、今回の手直し工事にいたったわけであります。

この間、いろいろ今日、議員から指摘あった内容については、議会としても合同の、本当に重要だと思いますし、総務、経済、合同でこの種の問題について調査検討されたと、そしてその報告書も今議会の冒頭にあがってきているわけでありますので、その報告書については、私はやはり議会の総意であるというふうに受け止めていたわけであります。今回、改めていろいろな角度からご質問いただいたわけでありますけれども、今後は、やはりこういった工事が行わないよう、それぞれの職員はチェックリストを持って、きちっと対応しなさいということを改めて担当職員に厳重に注意したところで実はございます。

したがって、現在も議会の皆さんのご同意をいただいて、2期工事ほぼ8割方終わっておりますので、あともうしばらくで完了となりますが、これからいろんな課題においては、それぞれ議会にお諮りをする事として、今度の件については、こうしたことのないように、厳重に私からも町民の皆さんにご報告をし、お詫びを申し上げますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っているところであります。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長、今冒頭でおっしゃいましたが、本当に人というのは忘れるんです。間違いもします。私なんかしょっちゅうです。これは個人でやっているうちはいいですよ。その例えば建設水道課で、その係で、それ表に出さないために係長がおられて、課長補佐がおられて、課長もいるわけです。人はやっぱり町長言ったみたいに、忘れるんだ、間違うんだ、それをその自分らの係で、課で表に出すということは、やっぱりこれは係長、課長、長の付く人のチェックが足りないからであります。これを平気、平気というのは悪いですか、出しているんですが、今の一連の工事に関しても、例えば副町長が説明した承認は行っていない、あとで聞けば承認は行いました。あるいは、工期、われわれに最初にわたったのは伝送路は7月から工事をします。ところが、実は4月からですなんて、あとで出されたって、なかなかこれ信頼できなくなってしまうわけ。そういう点では、レベルアップを図っているところおっしゃっていますが、さらなるレベルアップ、職員の皆さまに本当にそういう手違いを表に出さないように、最大限の努力を、事務方の最高責任者、副町長でありますから、みっちり職員を指導して、二度とこのようなことのないようお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時29分)





平成23年第8回西会津町議会定例会会議録

平成23年9月14日（水）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 正 義 | 7 番  | 多 賀 剛   | 12 番 | 武 藤 道 廣 |
| 2 番 | 長谷川 義 雄 | 8 番  | 青 木 照 夫 | 13 番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4 番 | 伊 藤 一 男 | 9 番  | 荒 海 清 隆 | 14 番 | 長谷川 徳 喜 |
| 5 番 | 猪 俣 常 三 | 10 番 | 清 野 佐 一 |      |         |
| 6 番 | 鈴 木 満 子 | 11 番 | 五十嵐 忠比古 |      |         |

欠席議員

3 番 渡 部 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 建設水道課長     | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長   | 和 田 正 孝 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 伊 藤 てる子 |
| 企画情報課長  | 杉 原 徳 夫 | 教 育 長      | 佐 藤 晃   |
| 町民税務課長  | 成 田 信 幸 | 教 育 課 長    | 大 竹 享   |
| 健康福祉課長  | 高 橋 謙 一 | 代表監査委員     | 新井田 大   |
| 商工観光課長  | 新 田 新 也 | 農業委員会長     | 斎 藤 太喜男 |
| 農林振興課長  | 佐 藤 美恵子 | 農業委員会事務局長  | 佐 藤 美恵子 |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 健 一 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

## 第8回議会定例会議事日程（第6号）

平成23年9月14日 午前10時開議

### 開 議

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第1号  | 平成22年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第2  | 議案第2号  | 平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第3  | 議案第3号  | 平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第4  | 議案第4号  | 平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第5  | 議案第5号  | 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第6  | 議案第6号  | 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7  | 議案第7号  | 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第8  | 議案第8号  | 平成22年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第9  | 議案第9号  | 平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成22年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について       |

日程第12 議案第12号 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

日程第13 議案第13号 平成22年度西会津町水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第14号 平成22年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認  
定について

延 会

(各常任委員会)

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会……〔議 員 控 室〕(第1会議室)

○経常任委員会……〔議会委員会室〕



○議長 平成 23 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、平成 22 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 14、議案第 14 号、平成 22 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長。

(事務局朗読)

○議長 議案第 1 号から、議案第 12 号までの説明を求めます。

会計管理者、田崎宗作君。

○会計管理者兼出納室長 議案第 1 号、平成 22 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第 2 号から議案第 12 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、提出いたしました書類、資料のご確認をお願いします。地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項並びに同法施行令第 166 条第 2 項に規定する書類として、平成 22 年度西会津町歳入歳出決算書、同じく歳入歳出決算事項別明細書、同じく実質収支に関する調書・財産に関する調書であります。その他の資料として、予算の執行実績調書・起債の状況、一般会計決算の状況、主なる施策の執行実績調書を提出しております。

はじめに、平成 22 年度決算における本町の財政状況について申し上げます。予算の執行実績調書、一般会計決算の状況の資料によりご説明申し上げます。

予算の執行実績調書の 1 ページをご覧ください。

予算の執行実績調書の 1 ページであります。歳入歳出決算総括表であります。一般会計から各特別会計の決算額につきましては、記載のとおりでありまして、一般会計から各特別会計のいずれの会計におきましても、歳入歳出差引額は、黒字で決算することができました。なお、一般会計から簡易水道事業特別会計までの歳入総額は、91 億 5,433 万 5 千円、歳出総額は、88 億 3,609 万 3 千円となり、歳入歳出差引額は、3 億 1,824 万 2 千円となりました。

次に、一般会計決算の財政状況について申し上げます。一般会計決算の状況の資料をご覧ください。

一般会計決算の状況の 1 ページであります。歳入決算額の状況であります。平成 22 年度一般会計の歳入は、60 億 8,177 万 7 千円となりました。この構成比を見ますと、9 款地方交付税が全体の 49.5%を占め、つづいて 13 款国庫支出金が 11.5%、20 款町債が 10.5%、1 款町税が 9.9%、14 款県支出金が 6.3%などとなっております。

2 ページをご覧ください。

この歳入の財源構成の状況であります。一般財源と特定財源に分けますと、使途が特定されずに、どの経費にも充当できる、言い換えれば、何に使ってもいい財源として、町税、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金等の一般財源の構成比は 73.8%となりました。使途が特定されている特定財源としては、国庫支出金、地方債、分

担金等で 26.2%であります。

次に自主財源と依存財源は、財政基盤の安定化と行政活動の自立性を測る指標の一つになっております。自主財源には、町税、使用料・手数料などがありますが、自治体が自らの意思と努力によって調達できる財源であります。22 年度は 18.7%となりました。また、依存財源は、国県等より交付される地方交付税、地方譲与税、国県支出金、地方債等がありますが、81.3%となりました。

また歳出について申し上げます。3 ページの歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の決算額は、58 億 7,132 万 9 千円となりました。この歳出の全体的な財政構造や動向を見るのに必要な目的別決算額と性質別決算額について申し上げます。行政目的別に分類した目的別決算額については、1 款の議会費から 12 款の公債費までであり、記載のとおりであります。

4 ページの性質別決算額をご覧ください。

歳出の性質別決算額を義務的経費と投資的経費に分類しますと、義務的経費は人件費、扶助費、公債費であり、歳出全体の 36.9%を占め、投資的経費は、普通建設事業費と災害復旧事業費であり、16.8%、その他の経費は、物件費、補助費等であり、46.3%となっております。

次に 5 ページ決算収支の状況であります。実質収支額（E）は、歳入決算総額（A）から歳出決算総額（B）を差し引いた額から翌年度に繰越すべき財源（D）を控除したものであり、平成 22 年度は、1 億 6,808 万 4 千円の黒字になりました。単年度収支額（F）は、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた額であり、4,153 万 7 千円の黒字となりました。また、単年度収支額に財政調整基金積立金（G）を加え、財政調整基金取り崩し額（I）を差し引いた実質単年度収支額は、3 億 7,507 万 8 千円の黒字となりました。

これは地方交付税が前年度よりも増額となったことも要因の一つではありますが、日常業務において経常経費の削減に努めたことや、各種事業の実施においては、有利な補助事業を導入したこと。また、起債を借り入れる際には、普通地方交付税への算入率の高い有利な起債を借り入れたことなどにより、大幅な黒字となったものであります。

次に、下の表であります財政指数の状況であります。一番下の行、経常収支比率は、平成 21 年度と比較しまして 5.6 ポイント改善し 84.3%となりました。

次に 6 ページ、公債費比率等の状況をご覧ください。

公債費比率、公債費負担比率、準公債費比率は、いずれも年々数値が改善しております。

次に地方債の年度末現在高であります。地方債、いわゆる起債であります。公共的施設など社会資本の整備をはじめ災害復旧などの事業費に充当するための長期の借入金であり、地方財政法第 5 条に規定する地方公共団体の財源であります。地方債の年度末現在高は、平成 22 年度末で、67 億 3,517 万円となり、前年度と比較し、5,410 万円の減額となりました。また、この内、65.7%の 44 億 2,500 万 7 千円を、国が普通地方交付税で交付してくれますので、町が今後実際に負担する額は 34.3%の 23 億 1,016 万 3 千円となります。

起債の借り入れにあたりましては、元利償還金が地方交付税で交付される割合の多い起債、辺地対策事業債や過疎対策事業債、補正予算債などを優先的に選択し、後年度におい

て財政負担の軽減が図られるよう努め、その他の起債については極力抑制するよう配慮しているところであります。

次に債務負担行為の翌年度以降支出予定額につきましては、5億8,951万3千円となりました。ここには、22年度に設定した債務負担行為のケーブルテレビ高度化事業第2期工事分と町道野沢柴崎線橋立2号橋上部工事分などが含まれております。

次に同じく6ページの下段をご覧ください。

健全化判断比率の状況であります。一つ目の実質赤字比率、二つ目の連結実質赤字比率であります。一般会計と一般会計を含む特別会計など全会計も含めた実質赤字額の標準財政規模に占める比率を表すものであり、本町は全ての会計が黒字決算となりましたことから比率は算定されません。三つ目の実質公債費比率であります。これは平成17年度決算から起債の許可同意基準として用いられている比率であります。前年度より0.9ポイント改善し、16.2%となりました。この数値が18%を超えた場合は、地方債の借入れに際し県知事の許可が必要な、許可団体になります。本町は下回っておりますので、引き続き地方債の借入れが県知事の同意のみでできる同意団体となります。四つ目の将来負担比率であります。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、前年度より30.9ポイント大幅に改善し、127.1%となりました。また、資金不足比率につきましても全ての会計が黒字決算となりましたので、比率は算定されませんでした。

以上のように健全化判断比率はすべて、早期健全化基準の範囲内となっており、一般会計及び特別会計を含め、比率は年々改善しており、本町財政の健全性は保たれておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて 議案第1号、平成22年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

説明に入る前に申し上げます。ご承知のように決算の認定の対象となりますのは歳入歳出決算書ですが、よりご理解をいただくために主なる施策の執行実績調書により説明させていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

資料の説明に入る前に、平成22年度一般会計決算の主な特徴点を申し上げます。

先ほど資料をご覧くださいましたが、平成22年度の歳入決算額は、60億8,177万7千円となり、前年比2.5%の伸び、金額にして1億5,040万9千円の増となりました。これは、地方交付税が前年度比4.2%、1億2,237万6千円の増となったほか、平成21年度の国の補正予算・経済対策による交付金事業等の繰越事業の実施や児童手当及び子ども手当交付金などにより、国庫支出金が50.4%、金額にして2億3,522万8千円増と大きな伸びとなったことなどが 要因であります。また、歳出決算額は、58億7,132万9千円となり、前年比1.6%、金額にして9,045万9千円の増となりました。

平成21年度に実施した、安全・安心な学校づくり交付金事業、2億2,000万の事業終了による減額要因もありましたが、平成21年度の国の補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業や地域活性化・きめ細かな交付金事業等の繰越事業の実施、除雪費の増、及び平成22年度に制度化された子ども手当などが増の要因であります。なお、平成22年度から23年度への繰越明許費繰越額は、4億2,577万4千円となったところであります。

主なる施策の執行実績調書をご覧ください。1ページをご覧ください。

1 款町税、1 項 1 目個人町民税の決算額は、景気低迷の影響などにより前年度に比較し 1,758 万 6 千円の減となり、1 億 6,091 万 6 千円となりました。なお収納率は 96.74%であります。1 項 2 目法人町民税は、2,236 万 4 千円となりました。収納率は 97.52%であります。2 項 1 目固定資産税は、3 億 6,590 万 4 千円となりました。収納率は 91.52%であります。なお、これら町税の不納欠損額としまして、364 万 8,001 円を処分しました。延べ 82 名、240 件分であります。

以下、時間の関係もあり、主な事項について説明をさせていただきます。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税は、1,296 万 9 千円の増となりましたが、これは、平成 21 年度から道路特定財源の一般財源化に伴い、3 項 1 目の地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められたことによるものであります。2 項 1 目自動車重量譲与税は、前年度に比べ 455 万 7 千円の減額となりましたが、これは景気低迷による自動車販売台数の減とエコカー減税によるものであります。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金は、6,767 万 6 千円となりました。

8 款 1 項 1 目地方特例交付金は、1,719 万 9 千円で、前年度に比べ大幅な増額となりましたが、これは児童手当および子ども手当に係る地方公共団体の負担に伴う財源保障などであります。2 項 1 目特別交付金は、100 万 2 千円の減額となりましたが、これは恒久的減税に伴う地方税の減収補填の経過措置が平成 21 年度で終了したことによるものであります。

9 款 1 項 1 目地方交付税は、30 億 1,160 万 4 千円となり、前年度と比較しまして 1 億 2,237 万 6 千円の増額となりました。

次に、2 ページをご覧ください。

2 項 1 目総務費負担金は、前年度比で 199 万 9 千円の増となりましたが、ケーブルテレビ加入負担金などの増であります。2 項 2 目民生費負担金は、1,558 万 8 千円の決算額となりましたが、主なものは、保育所運営費負担金などであります。

12 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料は、7,557 万 8 千円となり、主なものは、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料などであります。1 項 4 目土木使用料は、3,614 万 3 千円となり、主なものは、町営住宅・定住促進住宅使用料などであります。

3 ページをご覧ください。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金は、こども手当交付金などで 前年度比で 5,793 万 7 千円の増となりました。2 項 1 目民生費国庫補助金は、875 万 4 千円の減であります。定額給付金給付事業費補助金の減などによるものであります。2 項 3 目土木費国庫補助金は、1 億 6,296 万 4 千円となり、主なものは、町道整備に係る社会資本整備総合交付金などであります。2 項 4 目消防費国庫補助金は消防防災施設整備費補助金であります。

4 ページをご覧ください。

2 項 5 目教育費国庫補助金は、1 億 6,450 万 8 千円の減額となりました。これは平成 21 年度実施した野沢小学校耐震補強事業にかかる、安心・安全な学校づくり交付金終了減によるものです。2 項 6 目総務費国庫補助金は、平成 21 年度国の補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金など繰越事業にかかるものであります。



14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金は、8,956 万 7 千円となり、主なものは、子ども手当交付金、国保税の軽減分に対する国民健康保険保険基盤安定負担金、保険料軽減分に対する後期高齢者医療保険基盤安定負担金などであります。2 項 1 目総務費県補助金は、7,793 万 6 千円となり、主なものは、電源立地地域対策交付金及び携帯電話等エリア整備事業などであります。

5 ページをご覧ください。

2 項 4 目労働費県補助金は、3,218 万 4 千円となり、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業であります。2 項 5 目農林水産業費県補助金は、9,840 万 4 千円となりました。主なものは、中山間地域等直接支払事業、森林居住環境整備事業などあります。3 項 1 目総務費委託金は、前年比 798 万 9 千円の増額となりましたが、選挙費などによる増であります。3 項 3 目土木費委託金は、2,903 万 6 千円となり、主なものは、国県道除雪委託金などあります。

6 ページをご覧ください。

15 款財産収入、2 項 1 目不動産売却収入は、203 万 4 千円となりました。徳沢駅前ほか町有地の売却代金であります。

16 款寄付金、1 項 1 目一般寄付金は、5 件で 30 万であり、1 項 2 目ふるさと応援寄付金は、9 件で 229 万円となりました。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金からの繰入金は、1 億 5,438 万 8 千円となりました。

18 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 億 5,049 万 8 千円は、前年度繰越金であります。

7 ページをご覧ください。

20 款町債、1 項 2 目過疎対策事業債は、平成 21 年度繰越分を含み 3 億 2,370 万円となりました。1 項 5 目臨時財政対策債は、2 億 8,530 万円となりました。この町債は、本来、普通地方交付税により交付すべきものが、国の財源不足から補てん措置として町が借り入れし、後年度の償還金を地方交付税で交付するものであります。

歳入総額は、60 億 8,177 万 7 千円となり、前年度より 1 億 5,040 万 9 千円の増額となりました。

次に、8 ページの歳出をご覧いただきたいと思います。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費は、5 億 2,084 万 9 千円となりました。主なものは、財政調整基金積立金 4 億 8,792 万 9 千円などあります。なお、平成 22 年度末の財政調整基金残高は、8 億 5,077 万円となりました。1 項 6 目企画費は、6,582 万 1 千円となりました。主な内容としては、平成 21 年度繰越分を含む携帯電話等エリア整備事業・鉄塔施設 5 基分などあります。1 項 8 目自治振興費は、1,732 万円となりましたが、自治区長報酬のほか、コミュニティ育成事業、集会所整備補助金などあります。1 項 10 目ふるさと振興費は、1 億 9,650 万 5 千円となりました。主なものとしましては、次の 9 ページになりますが、平成 21 年度からの繰越事業として温泉健康保養センターの改修工事及び野球場の内野改修工事などのほか、さゆり公園ほか施設の管理業務委託料などあります。1 項 11 目ケーブルテレビ運営事業費は、1 億 6,588 万 5 千円となりました。主なものは、ケーブルテレビ高度化事業第 2 期整備工事費 9,078 万 8 千円などあります。第 1 期工事が、21 年度で完了したため全体では減になっております。1 項 12 目生活バス運行事業費は、

6,609 万 6 千円となりました。運行業務委託料のほか、生活バス 2 台の購入費などが主なものであります。

10 ページをご覧ください。

2 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費は、1 億 5,482 万 8 千円となり、主なものは、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、同じく施設勘定繰出金などであります。

11 ページをご覧ください。

1 項 3 目老人福祉費は、3 億 9,511 万 1 千円となり、主なものは、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金などのほか、平成 21 年度繰越事業の介護老人保健施設改修工事などであります。

12 ページをご覧ください。

2 項 2 目児童措置費は、2 億 7,849 万 9 千円となり、主なものは、野沢保育所及びへき地保育所 3 施設の保育所業務委託料、児童手当及び子ども手当などであります。3 項 1 目災害救助費は、501 万 7 千円であります。東日本大震災避難所設置などにかかる災害救助費などであります。

13 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費は、1,812 万 4 千円となりました。主なものは、高齢者インフルエンザ予防接種事業、新型インフルエンザ予防接種事業などあります。1 項 4 目健康推進費は、1 億 5,268 万 3 千円となり、主なものとしましては、平成 21 年度繰越事業の在宅健康管理新システム、端末器 260 台導入委託料などあります。

14 ページをご覧ください。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 3,244 万 4 千円となり、主なものは、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業などあります。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費は、1 億 808 万 4 千円となり、主なものは、中山間地域等直接支払事業、耐雪型パイプハウス整備事業 10 棟分などあります。1 項 5 目農地費は、8,559 万 1 千円となり、主なものは、農地・水・環境保全向上対策事業、農業集落排水処理事業特別会計繰出金などあります。

15 ページをご覧ください。

2 項 1 目林業総務費は、7,301 万 1 千円となりました。主なものは、森林環境交付金事業、里山林整備、菌床栽培ハウス整備事業 3 棟分などあります。2 項 2 目林業振興費は、4,637 万 3 千円となり、主なものは、林道岩井沢檜ノ木平線開設事業、林道大山美坂高原線開設工事負担金などあります。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費は、3,002 万 4 千円となり、主なものは、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、町商工会育成補助金などあります。

16 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費は、2 億 1,895 万 8 千円となり、主なものは、除雪費 1 億 8,386 万 2 千円のほか、除雪機械購入費などあります。1 項 3 目道路新設改良費は、2 億 8,911 万 1 千円となり、主なものは、町道改良舗装工事・野沢柴崎線などあります。

17 ページをご覧ください。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費は、4,248 万 7 千円となりました。主なものは、防火

水槽4基設置工事などであります。

10 款教育費、1 項2 目事務局費は、1 億4,289 万7 千円となりました。主なものは平成21 年度繰越事業・旧奥川中学校解体撤去工事3,487 万3 千円などであります。

18 ページをご覧ください。

2 項1 目小学校学校管理費は、5,667 万2 千円となり、主なものは野沢小学校ほか施設改修工事などであります。2 項2 目小学校教育振興費は、3,288 万8 千円となり、主なものは、複式学級緩和対策事業費などであります。

19 ページをご覧ください。

11 款災害復旧費は、平成22 年9 月に発生した豪雨災害による農地農業用施設災37 カ所、林業施設災林道5 カ所に係る測量設計委託料などであり、合わせて1,510 万4 千円になりました。

以上の結果、一般会計の歳出総額は、58 億7,132 万9 千円となりました。前年度より、9,045 万9 千円の増額となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、2 億1,044 万8 千円となったところであります。

次に各特別会計の決算につきまして、引き続き主なる施策の執行実績調書によりご説明を申し上げます。

21、22 ページをご覧ください。

議案第2 号、平成22 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成22 年度においては、誘致工場がなく用地の分譲はありませんでした。現在保有している用地は、2 万6,871 平方メートルであります。

歳入であります。2 款1 項1 目繰越金のみであり、歳入総額は、1 万8 千円であります。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は、1 万8 千円となりました。

議案第3 号、平成22 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

23 ページ、24 ページをご覧ください。

平成22 年度は、残地のA 区画、アーケード側853 平方メートルの活用方針等について関係機関などで構成する商業団地A 区画活用方針検討委員会において協議を行ってきたところであります。

歳入の款項の内容については記載のとおりとなっておりますが、主なものは、2 款繰越金であり、歳入総額は、1,687 万2 千円となりました。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は、1,687 万2 千円となりました。

次に、議案第4 号、平成22 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

25、26 ページをご覧ください。

22 年度は、1 区画の分譲がありました。全68 区画のうち50 区画を分譲いたしましたので、残りは18 区画であります。

歳入の主なものは、2 款2 項1 目不動産売却収入であり、1 区画分605 万5 千円であり、歳入総額は、739 万7 千円となりました。歳出の款項の内容につきましては、記載のとおり

りであります。主なものは、一般会計繰出金などであり、歳出総額は、620 万 5 千円となり、歳入歳出差引額は、119 万 2 千円となりました。

次に、議案第 5 号、平成 22 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

27、28 ページをご覧ください。

本事業は、国土交通省所管の特定環境保全公共下水道事業として平成 5 年度から実施しており、22 年度は野沢処理区の芝草新田地内の管渠布設工事などを実施いたしました。22 年度末の加入戸数は、前年度より 19 戸増えまして、水洗化戸数は 504 戸となり、加入率は野沢処理区・大久保処理区合計で 50.9%となりました。

歳入の款項の内容については記載のとおりであります。2 款国庫支出金、1 項 1 目未普及解消下水道補助金は、野沢処理区下水道事業費の国庫補助金であります。

歳入総額は、2 億 1,757 万 1 千円となりました。歳出の 2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費は、8,308 万 4 千円となりました。野沢処理区芝草新田地内の管渠布設工事費などあります。歳出総額は、2 億 1,611 万 3 千円となり、歳入歳出差引額は、145 万 8 千円となりました。

次に、議案第 6 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

29、30 ページをご覧ください。

本会計は、小島、森野、宝川、白坂、笹川、野尻地区の 6 処理施設の維持管理経費などに係る特別会計であります。6 処理区の加入戸数は、前年度より 51 戸増え、677 戸となり、加入率は 77.9%となりました。

歳入の款項の内容は記載のとおりでありまして、歳入総額は、9,984 万 5 千円となりました。次に歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、6 処理施設の管理経費などあります。歳出総額は、9,757 万円となり、野尻地区管渠布設工事が、平成 21 年度をもって事業が完了したことなどにより、前年比は 1 億 7,902 万 5 千円の減額となりました。また、歳入歳出差引額は 227 万 5 千円となりました。

次に、議案第 7 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

31、32 ページをご覧ください。

本事業は、環境省所管の事業として平成 16 年度より実施しており、個別排水処理施設、合併浄化槽により、汚水・生活雑排水の処理をするもので、その施設の維持管理費及び整備費などの特別会計であります。平成 22 年度は、30 基を設置し、これまでの整備分と合せ 214 基となりました。

歳入の款項の主な内容については記載のとおりであります。2 款国庫支出金、1 項 1 目循環型社会形成推進交付金は、整備にかかる補助率 2 分の 1 の国庫補助金であり、歳入総額は、5,576 万 4 千円となりました。歳出の 2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費は、30 基分の工事費などあります。歳出総額は、5,484 万 3 千円となり、歳入歳出差引額は、92 万 1 千円となりました。

次に、議案第 8 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

ご説明を申し上げます。

33、34 ページをご覧ください。

本会計は、75 歳以上の高齢者のかたがたに対する医療費等を給付するための特別会計でしたが、医療制度改革に伴い、平成 20 年 4 月より、後期高齢者医療制度に移行したことから、20 年度から 22 年度までの 3 カ年間、過年度分の医療給付費等を精算するための会計であります。平成 22 年度は最終年度となりましたことから、21 年度と比較しますと歳入歳出とも大幅な減額となりました。

歳入総額は、15 万円であり、款項の内容につきましては記載のとおりであります。歳出は 2 款 1 項償還金のみであり、歳出総額は、4 万 8 千円となり、歳入歳出差引額は、10 万 2 千円となりました。

次に、議案第 9 号、平成 22 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

35、36 ページをご覧ください。

本会計は、医療制度改革に伴い、75 歳以上の高齢者を対象に医療費等を給付するための会計として、平成 20 年 4 月より開始されたものであります。県内全ての市町村が加入する福島県後期高齢者医療広域連合が、保険料の決定、医療給付、保険証の交付などを行い。町は保険料の徴収、申請書等の受付、保険証の引渡などの窓口業務を行っております。被保険者数は、平成 23 年 3 月末現在で、2,006 人であります。

歳入の 1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料は、年金から天引きされた保険料で、1 項 2 目普通徴収保険料は、納入通知書等により直接納入いただいた保険料であります。なお、保険料の不能欠損額は 1 万円で、1 名分でありました。

その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳入総額は、1 億 32 万 9 千円となりました。歳出の款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳出総額は、9,962 万 4 千円となり、歳入歳出差引額は、70 万 5 千円となりました。

次に、議案第 10 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

37 ページをご覧ください。

平成 20 年度国の医療制度改革により、国民健康保険制度が大きく変わり 3 年目を迎えた平成 22 年度事業勘定の決算では、21 年度と比較し歳入で、3,895 万 1 千円の減額となり、歳出でも、4,382 万円の減額となりました。なお、平成 22 年度末現在の町国保被保険者数は、2,542 人、1,403 世帯であります。

はじめに、事業勘定の歳入であります。1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 項 2 目退職被保険者等国民健康保険税は、ともに記載のとおりとなりましたが、国保税全体では、前年度より 7.0%の減額となりました。国民健康保険税の収納率は、現年度分で 94.77%となり、前年度より 2.74 ポイント増となりました。不納欠損額は、842 万 1,500 円、延べ 108 人、374 件を処分いたしました。その他、款項の主な内容については記載のとおりとなりました。

歳入総額は、10 億 6,194 万 6 千円でありまして、前年度より 3,895 万 1 千円の減額となったところであります。

次に歳出であります。39 ページをご覧ください。

款項の主な内容については記載のとおりとなりました。歳出合計は、10 億 1,327 万 8 千円となり、前年度より 4,382 万円の減額となりました。歳入歳出差引額は、4,866 万 8 千円となりました。

41 ページ、42 ページをご覧ください。

次に、診療施設勘定であります。歳入の 1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入は、国保連合会からの診療収入であります。1 項 2 目社会保険診療報酬収入は、社会保険診療報酬支払基金からの診療収入であります。1 項 4 目後期高齢者医療診療収入は、75 歳以上のかたがかかる診療分で広域連合からの診療収入であります。1 項 5 目一部負担金収入は、外来患者の一部負担金、3 割・1 割の窓口収入などであり、平成 22 年度の外来患者数は、延べ 3 万 7,511 人でありました。その他、款項の主な内容については記載のとおりとなっており、歳入総額は、4 億 8,210 万 9 千円となり、前年度より 3,364 万 4 千円の減額となりました。

歳出であります。款項の主な内容については記載のとおりであります。平成 22 年度は、西会津診療所の改修工事や大腸ファイバースコープの更新など実施し、歳出総額は、4 億 7,390 万 2 千円となり、歳入歳出差引額は、820 万 7 千円となりました。

次に、議案第 11 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

43 ページをご覧ください。

平成 22 年度は、第 4 期介護保険事業計画の 2 年度でありました。平成 12 年度より施行されました介護保険制度も、制度の定着が図られ介護サービスの利用や介護保険給付費は年々増加しております。

歳入であります。1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、1 億 2,660 万 9 千円となりました。これは 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料であり、収納率は、99.04%となりました。不納欠損額は、26 万 5,848 円を処分いたしました。延べ 9 人、58 件分であります。その他、款項の主な内容については記載のとおりとなりまして、歳入総額は、9 億 3,199 万 7 千円となり、前年度より 1,198 万 2 千円の増額となりました。

歳出につきましては、45 ページからご覧ください。

款項の主な内容については記載のとおりであり、歳出総額は、9 億 718 万 9 千円となり、前年度より 839 万 8 千円の増額で、歳入歳出差引額は、2,480 万 8 千円となりました。

次に、議案第 12 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

47、48 ページをご覧ください。

本会計は、簡易水道施設 7 施設、奥川、新郷、宝坂、高陽根、尾登、杉山徳沢、小綱木と飲料水供給施設 3 施設、青坂、松峯、八重窪の合わせて 10 施設の管理運営を行うための会計であります。

歳入の款項の主な内容については記載のとおりであります。水道使用料や一般会計繰入金などであり、歳入合計は、9,856 万円となりました。

次に歳出であります。款項の主な内容については記載のとおりであります。施設の

維持管理経費及び公債費、元利償還金などであり、歳出総額は、9,599 万 2 千円となり、歳入歳出差引額は、256 万 8 千円となりました。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、記載のとおりであります。重複する部分もありますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第 1 号から議案第 12 号までの説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 13 号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 13 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算の説明に入ります前に西会津町歳入歳出決算事項別明細の水道事業会計決算に関する説明書にて、事業概要のご説明を申し上げます。

215 ページをご覧ください。

1 は事業の概況です。(1)総括事項には本事業の概要を取りまとめて記載しております。

まず、アの給水です。平成 22 年度の年間総配水量は 62 万 1,640 立方メートルであり、前年度に比較し 3.7%、2 万 2,140 立方メートルの増加となりました。年間総有収水量は 46 万 4,410 立方メートルで、前年度に比較し 0.1%、510 立方メートルの減少となりました。給水人口は 86 人減の 4,186 人となり、給水普及率は 0.5 ポイント減の 82.47%となりました。給水件数は 2 件増え 1,660 件でありました。給水件数は僅かに増加しておりますが、給水人口は減少傾向にあります。

次にイの維持管理です。本施設の配水管につきましては、老朽化が進んでおります。施設点検の定期実施や地域からの通報により漏水の早期発見・修繕に努めました。なお、昨年度は 27 件の漏水補修工事を実施しています。

次にウの経常収支です。平成 22 年度の収益的収入は、前年度に比較し 9.2%減で 1 億 4,313 万 4,427 円であり、支出は 10.4%減の 1 億 3,620 万 5,904 円となり収支差引で損益計算において 692 万 8,523 円の黒字となりました。

資本的収支では、収入が 1,770 万 8,500 円、これは、一般会計、公共下水道施設事業特別会計及び農業集落水処理事業特別会計からの繰入金です。支出が量水器購入費ほか以下の費用の合計額で 8,639 万 7,352 円で、収支差引不足額は 6,868 万 8,852 円となりました。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金 2,446 万 4,189 円、減債積立金 600 万円、建設改良積立金 3,777 万 3,313 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45 万 1,350 円で補填をいたしました。なお、これにより本会計の実質収支は 6,176 万 329 円の赤字となっております。

216 ページをご覧ください。

(2)は議会の議決事項です。記載のとおり 5 件の議案を提出し、それぞれ御議決を賜りました。

(3)の行政官庁認可事項につきましてはありませんでした。

(4)の職員に関する事項であります。前年度より 1 名減の職員 2 名により運営をしております。

(5)の料金その他供給条件の設定、変更は行っておりません。

次に2の工事についてです。平成22年度は小島水源施設内取水ポンプ取替工事1件、特定環境保全公共下水道工事関連の補償工事1件、町道改良工事に伴う森野地内の水道管移設工事1件、小島浄水場ろ過材交換工事1件を実施いたしました。

次に3の業務です。まず(1)の業務量について説明させていただきます。給水人口・給水量等の21年度との比較です。前段で説明しましたので本表の説明は省略させていただきます。なお、下記に示しましたとおり、本事業の1立方メートル当りの供給単価は、211円40銭となりまして、1立方メートル当りの給水単価は289円98銭となっているところであります。この差の78円58銭分は、一般会計からの補助金を受け運営をしている事となります。

218、219ページをご覧ください。

まず、(2)の事業収入に関する事項について説明いたします。営業収益は給水収益以下の合計額で9,853万9,815円となりまして、前年度に比較し161万3,855円の増収となっております。これは給水収益の増収によるものです。

次に営業外収益です。受取利息及び配当金以下の合計額で4,459万4,612円であり、事業収入の合計額は、前年度に比較し1,444万5,787円減の1億4,313万4,427円となりました。

次に(3)の事業費に関する事項について説明いたします。まず営業費用です。原水及び浄水費以下の合計で9,361万4,197円となり、前年度比1,391万9,410円減となりました。これは、交付金事業で実施した施設修繕工事と職員の減によるものが主な要因です。

次に営業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費以下の合計で4,225万852円でありました。本費用につきましては、前年度比122万3,552円の減ではありますが、企業債償還利子額の減が要因でございます。

以上、事業費合計額では、前年度に比較し1,514万2,962円減の1億3,939万7,904円となりました。

220ページをご覧ください。

4の会計です。(1)の重要契約の要旨であります、記載の通り5件の請負契約を締結し事業を実施いたしました。

次に(2)の企業債及び一時借入金の概況であります。平成22年度は新たな借り入れはなく、6,976万942円の償還を行いました。結果平成22年度末の残高は14億6,288万2,624円となったところであります。なお、一時金の借り入れはありませんでした。

次に(3)のその他会計経理に関する重要事項です。収益的収入の中の他会計補助金4,420万円は、企業債利息、職員給与に充当し、他会計補助金は、課税仕入れ及び企業債償還にそれぞれ記載の額を充当しています。配水管移設負担金153万6,150円につきましては、課税仕入れに充当いたしました。

5の付帯事項であります、22年度の給水装置新設は11件ありました。221ページの収益的費用明細書からの説明は省略させていただきます、決算書の説明に移ります。

決算書のほうの57ページ、58ページをご覧ください。

なお、決算報告書は消費税を加算した額で計上しており、前段でご説明申し上げました決算に関する説明書と金額が異なることになります。



まず、1の収益的収入及び支出の内、まず収入です。

1款第1項の営業収益ですが、決算額1億345万7,873円であり、現計予算と比較し35万5,873円の増額となりました。第2項の営業外収益ですが、決算額4,460万9,255円でありまして1万8,255円の増額でありました。以上収入合計では、決算額で1億4,806万7,128円でありました。

次に支出です。1款第1項の営業費用ですが、決算額9,490万3,543円であり、不用額は646万3,457円となりました。

次に第2項の営業外費用ですが、決算額4,544万2,852円であり、不足額は57万1,852円となりました。

次に第3項の特別損失、第4項の予備費の支出はなく、現計予算全額が不用額となりました。

以上支出合計では、決算額1億4,034万6,395円となりました。

続きまして2の資本的収入及び支出です。

まず、収入です。1款第1項の補助金ですが、決算額1,770万8,500円です。これは、一般会計、農業集落水処理事業特別会計及び下水道施設事業特別会計の繰入金であり合計額も同額でございます。

次に支出です。1款第1項の建設改良費ですが、小島水源施設内取水ポンプ取替工事1件、特定環境保全公共下水道工事関連の補償工事1件、町道改良工事に伴う森野地内の水道管移設工事1件、小島浄水場ろ過材交換工事の費用で、決算額1,663万6,410円でした。

次に第2項企業債償還金ですが、決算額6,976万942円でした。

以上支出合計では、決算額8,639万7,352円となります。

下段に資本的収支不足額補填の説明をしています。このことにつきましては前段でご説明申し上げましたので、重複いたしますので省略いたします。

59ページをご覧ください。

損益計算書であります。1の営業費用額は(1)から(3)の合計額で9,853万9,815円でした。次に営業費用ですが(1)から(6)の合計で9,361万4,197円となり、492万5,618円の営業利益が生じました。3の営業外収益は(1)から(3)の合計で4,459万4,612円であり、4の営業外費用は(1)から(2)の合計額で4,259万1,707円でした。

よって営業外利益が200万2,905円となり、本年度の経常利益・純利益は692万8,523円となりました。この金額に前年度繰越利益剰余金300万1,161円を加えた当年度末未処分利益剰余金は992万9,684円となりました。

次に60ページの剰余金計算書です。

まず利益剰余金の部ですが、減債積立金が0、建設改良積立金が0、積立金合計額は0であります。未処分利益剰余金につきましては、600万円を減債積立金として処分し、当年度利益剰余金を加えたことにより、当年度末処分利益剰余金は、992万9,684円となりました。

次に資本剰余金の部です。国庫・県補助金は前年度同額であり、一般会計補助金は、1,770万8,500円増え2億28万6,417円となり、負担金につきましては前年度と同額となります。

これを加えた翌年度繰越資本剰余金は6億8,253万4,852円となっております。

61ページをご覧ください。

剰余金処分計算書であります。当年度末処分利益剰余金992万9,684円の内、600万円を減債積立金として処分することとし、翌年度繰越利益剰余金は392万9,684円となります。

次に、62ページの貸借対照表をご覧ください。

1の固定資産と2の流動資産をあわせた資産合計額と、3の流動負債と4の資本金、5の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも25億701万9,222円となっております。なお、流動資産の中に1,472万5,504円の未収金が計上されていますが、3月分の納期限未到来使用料827万8千円が含まれており、2月分までの実質使用料未収金は644万7千円となっております。

以上で、平成22年度西会津町水道事業会計決算書の説明を終わります。

○議長 議案第14号の説明を求めます。

会計管理者、田崎宗作君。

○会計管理者 議案第14号、平成22年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって西会津町本町財産区議会が廃止され、平成22年4月1日から管理会制に移行したことに伴い、平成22年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、西会津町議会においてご審議・ご認定いただくことになりましたことから、ご提案を申し上げるものであります。

決算内容の説明の前に資料の確認をお願いいたします。資料としては、平成22年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書、同じく決算書の後ろに綴ってあります歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を提出しております。

決算認定の対象となりますのは、本町財産区特別会計歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくために本町財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細により説明をさせていただきます。

それでは、決算書と同じ綴りで綴ってあります後ろの事項別明細書をご覧くださいと思います。

歳入であります。1ページからご覧をいただきたいと思います。

1款は、財産収入であります。2ページの収入済額で申し上げます。

1款財産収入、1項1目財産貸付収入は、10万2,540円となりました。これは、本町財産区民46名のかたがたからの一般貸地料であります。

3款諸収入、2項1目雑入33万7,995円は、旧本町財産区会計からの引継金であります。歳入合計は44万606円となりました。

歳出であります。4ページの支出済額で申し上げます。

1款委員会費、1項1目委員会費は、4万6,828円となりました。これは、管理会委員報酬、5委員分4万1,600円などであります。

2款総務費、1項2目財産管理費は、4万2,138円となりました。賃金3万円は、浅岐・願治苧作業道の刈払い作業で支出したものであります。

歳出合計は、8万9,156円となり、歳入歳出差引額は、35万1,450円となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、記載のとおりであります。重複する部分もありますので、説明は省略させていただきます。なお、この決算の認定につきましては、議会への議案に先立ち、去る8月23日に本町財産区管理会の同意を得ておりますので、申し添えます。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算につきまして、ご認定をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長 説明がありました議案第1号、平成22年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第14号、平成22年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。併せて財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、新井田大君。

○代表監査委員 それでは、平成22年度分決算審査意見書、財政健全化判断比率等審査意見書並びに監査報告書、多賀剛監査委員とともに審査・監査した結果について申し上げます。各意見書、報告書につきましては、要点を絞り説明を申し上げます。

それでは1ページをご覧ください。

一般会計、特別会計決算審査意見書。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成22年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出された関係書類を審査した結果とその意見は次のとおりであります。平成23年9月9日、西会津町監査委員、新井田大。同じく、多賀剛。

2ページをお開き願います。

平成22年度決算審査意見書。

1、審査の概要、(1) 審査の対象について、西会津町一般会計歳入歳出決算並びに以下に記載の11の特別会計歳入歳出決算であります。

審査の期間、(2) 審査の期間については記載のとおりであります。

(3) 審査の手続き、審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに附属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸票及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施いたしました。

2、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、3ページをご覧ください。

決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

3、審査の意見。(1) 総括。西会津町一般会計及び特別会計の決算総額は、そこに記載

のとおりでございます。一般会計及び特別会計を合わせた実質単年度収支は3億9,635万8千円の黒字となり、前年度比、2億2,898万5千円の増となっております。

決算額の推移、①については、下の表をご覧ください。

続いて4ページをお開き願います。

平成22年度の歳出決算額は一般会計については1.6%の増となり、特別会計については、7.5%の減となっております。各表についてはご覧いただきたいと思います。

5ページをご覧ください。

②予算の執行状況について。下段をご覧ください。

(ア) 歳入について、年度中の予算の補正額は、12億9,779万5千円で、予算合計額に対する補正予算の割合は、13.5%であり、調定に対する収入済額の割合は94.7%であります。なお、調定額には、次年度への繰越明許分、ケーブルテレビ高度化事業第2期工事等3億8,941万円が含まれており、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は98.7%であります。

(イ) 歳出。執行率は96.6%であり、前年度比0.3ポイント減であります。

6ページをご覧ください。

総体的にはおおむね適正な執行であります。

③町債の状況と実質公債費比率。(ア) 下段になります。町債の発行額については、対前年度比11.1%の減、発行額は7億420万円であります。

7ページをご覧ください。

(イ) 町債の償還額についてですが、対前年度比5.6%の減となっております。償還額は10億2,616万8千円であり、このうち地方交付税に算入された額は6億2,432万2千円で、償還額全体の60.8%にあたります。

(ウ) 実質公債費比率は、対前年度比0.9ポイントの減となって、16.2%であります。前年度に引き続き18%を下回り、起債の発行についても前年度に引き続き県知事の同意団体となっております。

④収入未済額と不納欠損額については、以下の表のとおりであります。

(ア) 収入未済額について若干説明します。7ページの下段になります。一般会計、特別会計の対前年度比は4.2%の減となっております。

8ページをお開きください。

一般会計のうち、主な未済は町税で3,712万1千円、特別会計のうち、主なものは国民健康保険税で5,124万3千円、さらに農業集落排水処理事業特別会計の下水道使用料で246万円などとなっております。一般会計、特別会計、合計で1億1,120万7千円となっております。平成21年度から税等徴収対策本部会議を庁内に設置し、税や使用料等の徴収に努めていますが、収入未済額が3年連続で1億円を超えております。このことは、財政運営に影響があると思われますので、税や使用料等の徴収には、引き続き努力と工夫が必要であります。

(イ) 不納欠損額。対前年度比3.7%の増の1,234万5千円となっております。不納欠損処分の対象は、すべて各法に規定する事項に該当しており、その金額に誤りはありませんでした。預貯金等の差し押さえにより未納額の減少に努めておりますが、今後は換価で

きる財産の差し押さえなど、税法に基づき適正に処理され、不能欠損処分額が極力少なくなるよう対応していただきたいと思います。

⑤主な基金の状況について。(ア) 財政調整基金、事業を執行するためなどに財源不足が発生した場合に活用するための基金であります。一般会計では標準財政規模のおおむね10%の積み立てが必要といわれております。

9 ページをご覧ください。

本町の標準財政規模は、36 億 9,597 万 7 千円となっております。平成 22 年度末基金現在高は前年度比 64.5%増の 8 億 5,077 万円となっております。今後、統合小学校建設などの事業を控え、将来負担を考慮すると、適正な金額であります。

(イ)減債基金、償還財源の安定的な確保を図るために積み立てられた基金であります。表にありますように、22 年度末現在高は 351 万 2 千円となっております。

(ウ) 国民健康保険給付費支払準備基金についても、適正な範囲となっております。

(2) 一般会計について。実質収支は 1 億 6,808 万 4 千円となっております。歳入歳出の内訳についてはグラフをご覧くださいと思います。

10 ページをお開きください。

歳入について。①歳入について、(ア) 財源構成。財源構成はグラフ及び中ほどにあります表のとおりであります。歳入総額は 60 億 8,177 万 7 千円となっております。

10 ページの下の方をご覧くださいと思います。

自主財源は 18.7%で対前年度比 4.6 ポイント減となっております。平成 22 年度の自主財源は 20%を下回っています。さらなる自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

11 ページをご覧ください。

②歳出について。(ア) 義務的経費と投資的経費については表のとおりでございます。

(イ) 経常収支比率は、市町村において通常 70 から 80%が良好な財政といわれております。本町では 84.3%となっております。対前年度比 5.6%減少し、改善しております。しかし、財政は自主財源、それから投資的経費の比率を見ればお分かりのように、硬直しているというふうに考えております。

(ウ) 債務負担行為支出予定額について。翌年度以降の支出予定額は、5 億 8,951 万 3 千円であります。その内訳は次ページ上段をご覧くださいと思います。

(エ) 一般会計から他会計への繰り出し額について。性質別による他会計繰出額は、6 億 5,890 万 4 千円で、対前年度比、3,850 万 7 千円の減となっております。なお一般会計の総額の 10%強となっております。

(3) 特別会計について。特別会計の総体的な予算の執行状況は、おおむね計画的に執行されているものと認めました。特別会計全体の収入未済額は 6,436 万 5 千円で、その主なものは国民健康保険特別会計の国民健康保険税 5,124 万 3 千円、全体の 79.6%。農業集落排水処理事業特別会計の下水道使用料で 246 万円などとなっております。収入未済額は昨年度と比較して 196 万 5 千円増加しております。特別会計決算額は下のグラフをご覧くださいと思います。

①工業団地造成特別事業について。当該年度の用地売却はなく、残地は 2 万 6,871 平方メートルとなっております。今後も情報収集、PR活動により分譲に努めていただきたい

と思います。

②商業団地造成事業特別会計について。用地売却はなく、そのほとんどを前年度の繰越金が占めております。残地はAスペース6区画であり、その活用方針については、検討委員会で平成22年度に検討されております。その方針に基づき、町の商業拠点となるように努めていただきたいと思います。

③住宅団地造成事業特別会計について。当該年度は1区画の分譲があり、605万5千円の財産売却収入がありました。しかし平成22年度末で18区画残っており、今後も創意工夫を重ね販売努力に努めていただきたいと思います。

④下水道施設事業特別会計について。

次のページをご覧ください。

加入状況ですが、野沢処理区で加入戸数が19戸増え、加入率は48.7%となっております。引き続き、きめ細かな説明会等を行うなど、加入促進に努力していただきたいと思います。使用料については、76万8,582円の収入未済があります。今後も計画通り事業が進捗するよう努力されるとともに、加入率向上に努めていただきたいと思います。

⑤農業集落排水処理事業特別会計について。6地区の加入戸数は51戸増の677戸、加入率は77.9%となっております。歳入総額は、対前年度比で64.2%の減となりました。歳出総額は、対前年度比64.7%の減となっています。これは先ほども説明ありましたが、野尻地区の汚水処理施設整備事業の完了によるものであります。

15 ページをご覧ください。

当該年度も使用料収入未済があります。246万336円、長期滞納にならないように徴収に努めていただきたいと思います。

⑥個別排水処理事業特別会計について。平成16年度から本事業は開始されて、平成22年度までに合計214基整備されております。全体計画では、平成30年度までに合計800基の整備が予定されております。当該年度の収入未済額は、対前年度比5万401円増の44万7,850円となっています。料金の収納に努めていただきたいと思います。

⑦老人保健特別会計について。清算事務のため3年間本会計を存続させております。平成22年度で廃止となっております。歳出は償還金の4万8千円のみでありました。

⑧後期高齢者医療特別会計について。平成20年度に設置されたもので、75歳以上及び65歳以上で一定の障がいのある人が被保険者になっております。当該年度の本町の被保険者数は、2,006人。歳入歳出の主なものについては記載のとおりですのでご覧いただきたいと思います。当該年度の現年度分の保険料収納率は99.98%、県内で8位と上位にあたります。今後も滞納が生じないように引き続き努力をしていただきたいと思います。

16 ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計について。(ア)事業勘定について。当該年度の単年度収支は、946万8千円の黒字となっております。なお、平成22年度から第4期国保財政3カ年計画による国保給付費支払準備金からの繰入金、それから繰越金を国保税の減税財源に充当し、被保険者の負担軽減を図っております。本特別会計の運営にあたっては、被保険者医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度の動向を踏まえ、計画的な運営に努めていただきたいと思います。

17 ページをご覧ください。

国保税の収納率は現年度分、滞納繰越分ともに前年度より高くなっております。収入未済額は対前年度比 5,057 円減少していますが、収納率は前年度同様 80%を割っております。徴収にさらなる努力していただきたいと思います。

当該年度の国保税の不納欠損額については、いずれも地方税法に規定する事項に該当し、処分を行ったことを確認しております。

(イ) 診療施設勘定。歳入歳出の主なものについては記載のとおりであります。歳入歳出差引額は 820 万 7 千円の黒字となっております。

18 ページをご覧ください。

今後とも、町民の健康や生命を守るため、医師の確保や医療の安全性の確保、サービスの向上に努めていただきたいと思います。

⑩介護保険特別会計について。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。なお、本特別会計保険料の収入未済額は 96 万 3 千円であります。前年度より 13 万 7 千円減少しております。

19 ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は 2,408 万 8 千円の黒字になっております。本町では、介護予防実態調査分析支援事業などをおして、介護予防に当たっており、今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営が望まれることを期待しております。また、当該年度は前年度に引き続き介護保険料が不納欠損処分されており、その金額は 26 万 5,848 円となっております。

⑪簡易水道事業特別会計について。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。その中で、歳出では平成 21 年度国の補正予算で管路台帳の整備行い、水道費、一般管理費を 74.3%の増となっております。公債費は 14.6%減、総額では 7.4%の増となっております。使用料の収入未済は 244 万 8,785 円であります。長期滞納につながらないように努力をしていただきたいと思います。

(4) 実質収支に関する調書について。当該年度の一般会計では歳入歳出差引額は 2 億 1,044 万 8 千円であります。翌年度に繰り越すべき財源は、4,236 万 4 千円であり、実質収支額は 1 億 6,808 万 4 千円の黒字となっております。実質収支比率は 4.5%となり、対前年度比 1.6%改善しております。

特別会計の実質収支額は 1 億 779 万 4 千円で、対前年度比 24.6%と大幅に、次ページをご覧ください。増加しております。この主な要因は国民健康保険特別会計の黒字額の増加であります。

(5) 財産に関する調書について。当該年度における財産の記録記載については公有財産、基金等の内容を種目別に審査したところ正確であることを確認しました。年度中における主な財産の増減は下記のとおりでありますのでご覧いただきたいと思います。

②基金について。財政調整基金は、年度末で 8 億 5,077 万円となっており、この運用に当たっては適切に活用されておりました。その他の基金についても地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認しました。なお、生活援助貸付基金及び高額医療費支払資金貸付基金にお

いては、返済期限を経過した未返済金があります。その解消に努めていただきたいと思います。

21 ページをご覧ください。

水道事業会計決算審査意見書。

審査の年月日。審査の手続きについては記載のとおりであります。

審査の結果。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りはありませんでした。

審査の意見。収益的収支においては営業利益 492 万 6 千円。営業外利益は 200 万 2 千円となっており、黒字となっております。資本的収支は赤字となっており、実質収支も赤字になっています。今後、効率的かつ計画的な事業運営と衛生的で安全な水を安定供給するように努めていただきたいと思います。

22 ページをご覧ください。

未収金は決算の時点で 1,472 万 5 千円あります。このうち納期限未到来分を除いた水道料金の未集金は 644 万 7 千円であります。今後未収金の発生防止とその回収に努めていただきたいと思います。

企業債については、昨年度より 6,976 万 1 千円減少し、平成 22 年度末残高は 14 億 6,288 万 3 千円であります。なは、一時借入金はありませんでした。それから、配水管には、石綿管が一部使用されており、老朽化が進む中で今後計画的に更新、改善されることを望んでおります。

5 番、事業の状況について。(1) 経営の実績。20 年度から平成 22 年度までの経営成績の推移は、下の表のとおりでありますので、ご覧ください。

23 ページご覧ください。

平成 22 年度の水道事業収益は、1 億 4,313 万 4 千円であります。費用は 1 億 3,620 万 6 千円で、差引純利益は 692 万 8 千円であります。対前年度比は 123.9%で 1,337 万円の増となっております。これは収益費用とも減少しているが、特に営業費用が減少しているというためであります。

水道事業の経済性を示す指標、それから資本的収支は表のとおりであります。ご覧いただきたいと思います。

24 ページをご覧ください。

決算合計の実質収支は 6,176 万円の赤字となっております。

(2) 貸借対照表による経営分析について。預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払い金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認いたしました。

少しページがとびますが、27 ページをご覧くださいと思います。

(3) 施設の利用状況及び業務実績については下の表のとおりでありますのでご覧いただきたいと思います。

28 ページをご覧ください。

水道の供給単価、給水の原価については、先ほど説明がありました中でありましたので省略いたします。

(4) 総括。豪雪や東日本大震災により、一部給水に支障をきたしましたが、総体的に



は安定的に水を供給できたことを確認しました。しかし、現金預金の残高が減少しており、この状況で推移すれば事業運営に支障をきたすことが懸念されるので、計画的な運営に配慮していただきたいと思います。平成 22 年度の有収水量は、46 万 4,410 立法メートルで、前年度に比べて 510 立方メートル、0.1%減少しています。有収率は年々低下しており、平成 22 年度は 74.71%でありました。有収率の全国平均は 81.2%、これは総務省の平成 21 年度の統計によります。全国平均と比較して 6.49 ポイント低い状況となっております。施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進む中、職員による巡回漏水調査や業者委託による漏水調査を行っております。平成 22 年度に漏水事故は 27 件ありました。21 年度より 44.9%減少しましたが、配水管の法定耐用年数 40 年が間近となっております。その更新計画の策定についても検討すべきであると思っております。

29 ページをご覧ください。

本町財産区特別会計決算審査意見書。

審査の年月日、結果については記載のとおりであります。

3、審査の意見。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。平成 22 年度から議会制を廃止し、管理会制に移行しました。今後も区民の理解を得ながら、適切な管理運営に当たっていただきたいと思います。

31 ページをご覧ください。

財政健全化判断比率等審査意見。

審査の手続き、健全化判断比率等の状況は記載のとおりであります。

32 ページをご覧ください。

4、審査の意見。(1) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は正確に作成されておりました。

(2) 法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられておりました。

(3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはありませんでした。

5、審査の意見。(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、それぞれの比率は表示されておられません。

(2) 実質公債費比率、過去 3 年間の平均の値は平成 21 年度は 17.1%でありましたが、当該年度は 16.2%に改善しております。早期健全化基準も下回っています。なお、起債の発行については、この数字が 18.0%未満であるので、引き続き県知事の同意団体となっています。

(3) 将来負担比率については、対前年度比 30.9 ポイント改善し、127.1%となり、早期健全化基準も下回っております。

(4) 資金不足比率。水道事業等における資金不足の割合については、資金不足はなく、比率は表示されませんでした。

(5) 以上により、健全化判断比率については、すべての財政指標が早期健全化基準を下回っております。また、実質公債費比率及び将来負担率ともに前年度より指数が改善しております。これは地方交付税の増額が主な原因であります。一般会計歳入額の約 50%を地方交付税が占めている本町にとっては、交付税の確保と一般会計から特別会計への繰出金の抑制、これが財政健全化へのポイントになってくると思っております。引き続き適正

な財政運営に努めていただきたいと思います。

33 ページをご覧ください。

定期監査報告書。

監査実施期日は表記のとおりです。

監査の対象については、平成 22 年度において執行された各課等の事務及び事業の中から 34 ページ、次ページに記載の 11 件を抽出して監査を行いました。

監査のねらいは、監査の実施にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置いて実施いたしました。

監査の結果。事務の処理、事業の施行はおおむね所期の目的を達成しているものと認めました。なお、改善を要すると思われた事項については定期監査講評としてまとめて、担当部局に指示をいたしました。

34 ページは対象事業等でございます。ご覧いただきたいと思います。

35 ページをご覧ください。

補助金等交付団体監査報告書。

監査実施期日、方法、狙いは記載のとおりであります。

対象団体は、37 ページに記載しております 8 団体であります。

36 ページをご覧ください。

4、監査の結果についてですが、(1) 財政援助の決定の適否等について、適正に行われているものと認めました。

(2) 補助金交付時期。おおむね適正であると認めました。

(3) 補助金等の目的外使用。そのような事実は認められませんでした。

(4) 会計処理の状況について。団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認められた。なお、一部の団体に対して、適切な会計処理をするように指摘をしました。

(5) 補助金等、交付団体等の事務処理状況。おおむね良好でありました。

(6) 補助金等交付団体への指導監督。所管課においては適切に指導監督がされているというふうに認めました。

監査の意見。所管課において補助金等が効果的に活用されるように、補助金等交付団体の状況を十分把握して、今後とも適切な指導・監督がなされるように望みます。

39 ページをご覧ください。

指定管理者・出資団体監査報告書。

監査実施期日については記載のとおりでございます。

2、監査の方法及び対象とした団体。

(1) 監査の方法については、記載のとおりです。

(2) 対象とした団体。

①指定管理者として社会福祉法人にしあい福祉会。監査の対象としたおおやけの施設としては、温泉リハビリプール。

②出資団体、株式会社西会津町振興公社であります。

40 ページをご覧ください。

監査のねらい。指定管理者については各条例の定めるところにより管理運営が適切に行われているかどうか。出資団体については主に経営状況を重点に監査を実施しました。

#### 4、監査の結果。

(1) 管理運営の状況。指定管理者については町との協定に基づきその趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされていたが、通年の施設活用が望まれます。出資団体については、部門によっては経営努力がみられたが、全体的には経営状況ははまだ厳しいと判断をしました。施設の管理についてはおおむね良好でありました。

(2) 会計経理の状況。これについては、おおむね良好と認めております。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督。所管課において適切に指導監督が行われていると認めました。

(4) 監査の意見。指定管理者及び出資団体は町の貴重な財産等の管理運営を受託しており、なおかつ町から補助金の交付等、財政援助を受けているので、適正かつ効率的な運営が図られるよう今後とも町は適切な指導監督を行うよう望みます。

なお、株式会社西会津町振興公社には収益のあがる部分はさらに収益を伸ばし、赤字部門については、経営戦略会議で赤字減少策について検討し、公社全体の運営改善にさらに取り組まれるように求めたところであります。

以上で審査意見、監査報告を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。

このあと、午後1時より各常任委員会を開催します。委員会会場を申し上げます。総務常任委員会、議員控え室、第1会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

なお、明日の日程についてですが、午前中は各常任委員会を開催し、本会議の再開は午後1時であります。

本日はこれで延会します。(12時01分)



平成23年第8回西会津町議会定例会会議録

平成23年9月15日（木）

開 議 13時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 正 義 | 7 番  | 多 賀 剛   | 13 番 | 長谷沼 清 吉 |
| 2 番 | 長谷川 義 雄 | 8 番  | 青 木 照 夫 | 14 番 | 長谷川 徳 喜 |
| 4 番 | 伊 藤 一 男 | 9 番  | 荒 海 清 隆 |      |         |
| 5 番 | 猪 俣 常 三 | 11 番 | 五十嵐 忠比古 |      |         |
| 6 番 | 鈴 木 満 子 | 12 番 | 武 藤 道 廣 |      |         |

欠席議員

3 番 渡部 憲 10 番 清 野 佐 一

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 建設水道課長     | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長   | 和 田 正 孝 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 伊 藤 てる子 |
| 企画情報課長  | 杉 原 徳 夫 | 教 育 長      | 佐 藤 晃   |
| 町民税務課長  | 成 田 信 幸 | 教 育 課 長    | 大 竹 享   |
| 健康福祉課長  | 高 橋 謙 一 | 代表監査委員     | 新井田 大   |
| 商工観光課長  | 新 田 新 也 | 農業委員会会長    | 斎 藤 太喜男 |
| 農林振興課長  | 佐 藤 美恵子 | 農業委員会事務局長  | 佐 藤 美恵子 |

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 健 一 議会事務局主査 薄 清 久

第8回議会定例会議事日程（第7号）

平成23年9月15日 午後1時開議

開 議

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第1号  | 平成22年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第2  | 議案第2号  | 平成22年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第3  | 議案第3号  | 平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第4  | 議案第4号  | 平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第5  | 議案第5号  | 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第6  | 議案第6号  | 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7  | 議案第7号  | 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第8  | 議案第8号  | 平成22年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第9  | 議案第9号  | 平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成22年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について       |

日程第12 議案第12号 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

日程第13 議案第13号 平成22年度西会津町水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第14号 平成22年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認  
定について

散 会





○議長 平成 23 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

10 番、清野佐一君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 1 号、平成 22 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

なお、皆さんに申し上げます。質疑は一般会計については、最初に総括、その後において歳入の款ごと、次に歳出の款ごとということで質疑を進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは総括に入ります。

○議長 8 番、青木照夫君。

○青木照夫 8 番、総括でケーブルテレビ業務に対する質問をさせていただきます。一般質問でも関連で話しましたが、1 億 6,580 万の総額で 22 年度が決算されているわけですが、大きな項目としては高度化事業第 2 期整備が 9,000 万円をかけておられます。それで、その工事が完成されたあかつきというか、すれば町民や住民、また町の活用、どのような整備、サービスが期待されますか、伺います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビのご質問にお答えします。ケーブルテレビは今年度まで 2 期整備を行っているということでございます。それが完成した後の活用の方法、利活用の案ということでございますが、完成しますと光ファイバーもつながるということでより高度なといいますか、きれいな画像ですべての家庭にテレビを見ていただくことができるということがまず 1 点ございます。

それから、昨日もお話しましたように、今度速度の早い形でインターネットサービスが提供できるというようなことになります。

その後の利活用、方法でございますが、まだ具体的な計画は特にはございませんが、まず、音声告知というようなことは以前から計画がある分野でございます。これは、今防災行政無線で通報しているわけでありましたが、なかなか聞きづらいというようなことがございますので、その辺、双方向の音声、こちらからも伝言を伝える、さらには皆さんがたからの情報もこちらに伝えていただくような、双方向を生かしたような情報通信、そういった音声告知、そういった形で活用の方法は一つあるのかなということであります。

あと、いろいろな広い分野で活用することが可能となりますので、これから十分町民の皆さんにどういったサービスが提供できるのか検討してまいりたいということでございます。

○議長 8 番、青木照夫君。

○青木照夫 きれいな画像といろんなそういう配信が可能であると。でも具体的なことはまだわからないという答弁でありました。その中でやはり 13 億円もかけてこれから完成ということになるわけですね。大変な事業なわけです。これは今に質問するまでもなく、何回も申し上げたユビキタス社会を実現するためだと、それが目的だと、こうおっしゃって

いるわけですね。

それで、今まだ具体的なことができないということは、私はちょっと残念だなと。ということは、これからはやはり第2次整備工事が9,000万円、来年度はなくなるわけですから、もっとこういう関係に対してはもっと専門的な、そういう技術屋というものが必要なのではないかなと。そこにかかる経費、私はそういうところは選択して、今後にやっぱり生かしていただきたいと、そういう考え、町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員もご承知のとおり、西会津は今度のデジタル化において、これはケーブルテレビ1本で行うという方向できているわけであります。ただし、以前も言いましたように、ワンセグ、あるいはいろんなデータ情報も今回の大震災を見たときに、果たしてケーブルテレビ1本でいいのかという新たな課題が生まれてきているわけですね。

それもこれからデジタルに移行した際に、これからの新しい西会津のIT関係も十分将来的に検討していかなくちゃなんないということであります。その一つは画像が鮮明に見られるというのは当然のことであります、光ファイバーでありますから。

同時にこれからの医療体系の中で、議員も言っておられましたけれども、遠隔的医療体系というものについて早期発見、早期治療という観点から、こういう大学病院とかあるいは一般の大病院との連携というものも図っていくことも必要でありますし、そうしたことも徐々に今進めているわけであります。

それから、気象学においても、これも会津大学との連携を今後図っていきたいと思うんですが、もう少しこの豪雨とか、あるいは台風の状況とか、あるいは昨年大雪が降ったわけではありますが、これももう少し部分的に現在の対応を考えれば、もう少し早めに町民に知らせることもできるというのが会津大学の学長の言う話であります。こういう連携もこれから西会津のこうした機器を利用しながら町民生活に密着した形をとっていくことが必要だなというふうに思っているわけであります。

したがって、今後あらゆる可能性を十分に判断した中で進めていきたいと。そのためにはまずしっかりとした土台をつくっていくことが必要だということでありますので、これまで数十億かけながら行っておりますけれども、この光ファイバーが完成したあかつきには容量を大きくするとか、そしてまさに西会津でもケーブルテレビを使用した事業がこの地でしっかりとできるという、そういう体制を構築していくことが必要だなというふうに思いますので、今後徐々にそうしたことに目を向けながら、これの有効活用を図っていききたいというふうに思っているところであります。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 町長の答弁の中にはまだ土台ができてないと。これから徐々にということではありますが、私はもう土台ができと思っています。それを生かしきるかきれないかはやはりそこで担当する専門分野、それは私一般質問で横文字でディレクターだのプロデュースなんて言いましたが、私はそういう業界で働いていた関係から、常識的に言いましたが、これから本当に今町長が言われたようにしっかりやるということで対応していただきたいと思います。

前の質問、繰り返しになりますが、南会津では、三春町では遠隔診療をやってます。集

会所、そこに行かれない人、集会所特定の場所に集まって診療してもらおうと。西会津町はそれができないはずがありませんので、ぜひ、徐々にではなくて、すぐ、即刻対応できるようなことで来年度の編成というか、ことで受けてお願いしたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議長からは一般会計は一般会計だと言われましたが、ただ、監査の決算意見書には一般会計と特別会計と一緒に記載されておりますので、ある程度一般会計と特別会計まざるかもしれませんがよくお願いをしたいと思います。

最初に一般質問でもお尋ねしましたが、いわゆる 22 年度機構改革を実施されました。課長、増えました。課長補佐も増えました。係長も増えました。町長言うように、人は間違え、忘れる。それをきちっとチェックしてきちんとしたものを議会に提案する、提示する、報告する。そういう点で見ますと、今年の 1 月 19 ですか、今のケーブルテレビの請負関係で見過ごしてしまった。それが原因で計画どおりの工事ができないという結果が生じたわけであります。

また今年に入ってからであります、柳津のダストセンターの関係も 5 月 2 日には課長が行ってるのにかわらず、それが副町長、町長に伝わっていなかった。あるいは、今回のこの議会に何回文書を訂正してください、お願いします。一回、二回でないですよ。なぜ、こういうふうになってしまったのか。私は残念でならないわけであります。

県から副町長おいでいただいて、これは西会津の職員のレベルアップが図られるなど、そう思っておりましたならばこんなことは今までなかったなと私は思っているわけです。それで、なぜこんなふうになってしまったかと言えば、こういうお話を私にしてくださったかたがおいでです。

それは町長がグリーンツーリズムの町の会議に臨んで、いわゆる民宿、民泊の手続、これをするのにそういう手続は職員ではできないから特定の団体の名前をあげてそれに頼んだらいい。そういうこと言ったんですよということを聞いたわけであります。

これでは職員のかたがたがなんぼいい仕事をしようとしてもこれはできない。そしてもう一つ言わせてもらえるならば、今の工事に関しても関係した職員のかたがたにはそれなりの処分があったと聞いておりますが、それでは事務方の最高責任者、町政の最高責任者、ひとつも責任を取ってない。それで職員にいい仕事をしろ。これは無理であります。

こういうことに関しては事務方の最高責任者、あなたがおいでになったから西会津がレベルアップすると期待をしておったわけでありますが、この件についてまずお伺いをします。

その次、財産関係でいくつかお尋ねをいたします。公有財産の建物で学校関係を見ておりましたならば、軽沢季節分校で 106 平方メートルが廃棄して、そのほか 275 がまだ学校木造関係で財産減っていますが、それはどういう建物を壊したのかと。

それから財産収入で 912 万 6 千円あがってますが、その財源を見ましたならば 157 万 7 千円、財産収入、紐付きの収入ではなくてすべて一般財源ではないのかという気がしましたが、これの疑問にお答えをしていただきたいと思います。

それから起債であります、一般会計で言えば 5 % から 7 % でまだ 1,016 万からの起債があるわけでありますが、これも前にお尋ねした経緯ありますが、政府資金だからなかなか

か繰り上げて償還できないということで伺っているわけですが、その要件は変わらないと思いますが、これの利率の高い起債はいつまでで償還が終わるのかと。

それと生活援助貸付基金についてお尋ねしますが、今年も何万円か動いておりますが、過去私が言った記憶もあるわけでありましたが、この基金は役割をもう終えてしまったと。県内では西会津でしかこういう基金を持っていないと承知しておりますし、借りた人も保証人もすでにお亡くなりになってしまっている。保証人は連帯でありませんからそれで終わりということになってしまって、これ、いつかしらは検討してけじめを付けなければならぬと、そういうことを申し上げた経緯もありますので、この件についてもどのような内部で検討なされたかお尋ねをいたします。

収入未済額であります、前年度よりもマイナスの 4.2%ということで、ずうっとここ近年は毎年収入未済額が右肩上がりでありましたが今回初めてといいますか、近年では下がっております。これはどう理解をしたらいいのかなと。皆さんがたの徴収の努力によってだと思いますが、あるいは景気が底を突いて、皆さんがたが払う力がついてきたのかなとも考えられますので、これの収入未済額についてもお尋ねするわけです。

その場合に、いわゆる税を町では差し押さえをしておられますが、差し押さえのケース、どういうふうなケースで、どういう場合差し押さえをしているか。そういうことはやはり町民の皆さんにも知っていただく必要がありますのでお答えをいただきたいと思います。

収入未済額は減りましたが、逆に不納欠損額はプラスの 3.7%であります。そこで気になったのが監査の意見書ではいわゆる低所得だと。ところが国保運営協議会での担当課長の説明ですと、生活困窮者を不納欠損処分にしたと、こうおっしゃられましたので、これはそう内容的には変わりはないかもしれませんが、そこら辺は担当と監査委員のかたがたで話をして統一といいますか、したほうが私らは理解しやすいわけではありますが、そういう点についてはどう思われますかということと、いわゆる生活困窮となるならば、それをどのレベルから生活困窮者と、それは一つ一つ違うでありましょうが、低所得でやれば何をもって低所得、所得ですから収入ではないわけですから、そういう点での、これは不納欠損額が多くなればなるほど皆さんの徴税に対する意欲といいますか、それに影響するのではないかなというふうに思っておりますのでその点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 職員の資質の向上ということに関してお答えをいたしたいと思います。

昨年の 4 月に私まいりましたときに一番感じましたのが、職員の皆さん、まじめではありますけれども、何かひとつ元気がないなということをひとつ感じました。その点につきましては、再三お断りしておりますけれども、職員の行動基準、冒頭にあいさつ、入れましたことによって改善を見てきた。

それともう一つは、職場の情報共有、これがなされていない。基本は「ハウレンソウ」、「報告」、「連絡」、「相談」でございます。そちらのほうの徹底を図ってと、ことあるごとに申し上げてきたところであります。

ただ、これはなかなか意識の面までさかのぼった改革が必要であります。最初に起きましたが危機事例でありますけれども、クマが出て、雪が降って、大雪が降って、次に大き

な地震が起きた。それらの危機的な状況において、職員の皆さまがたにはその場その場で具体的なノウハウですね、こちらのほうを共有してきたつもりでございます。

今後それらの知見、なかなか水平展開というところまでいかないわけですが、こちらのほうの水平展開ですね。何を言っているかといいますと、悪いことはもう蓋をしておしまというのではなくて、失敗にこそ学ぶことがいっぱいあると思いますから、それらの情報、これ日々の、何か起きたときに活用するというのではなくて、ある程度先を見越しながら日々の業務を行うというのが危機管理の本質的なところでございますから、そちらのほうの体制づくり、これらの具体的に方法論も勉強しておりますので、そちらのほうを進めながら、さらに事務の向上、あるいは町政の進展につなげていくような仕事をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それではご質問のうち何点かにつきましてお答えを申し上げます。

まず財産に関する調書のうち、旧徳沢分校の関係でございますが、これは22年度中に学校施設のほうからその他の施設に所管替えをしております。学校施設の段階では行政財産であったわけでありましたが、それを普通財産のその他の施設に所管替えをしております。財産に関する調書の一番最初の総括の部分で申し上げますと、公共用財産の学校の本造の増減の381平米減のところのうち275平米が旧徳沢分校でございます。その同じ数字がその下のその他の施設の275、ここに移し替えになってございます。

それから二つ目の財産収入のうちの特定財源の関係でございますけれども、特定財源の大きなものとしたしましてはパイプハウスの貸付料、これ390万円ほどございます。これについては公債費、元利償還金、過疎債を充当しておりますので、そちらのほうに充当をしております。

それから基金の利子で77万ほどございます。これは財政調整基金をはじめ各種基金について一旦財産収入で受けますが歳出の積立金のほうで同額支出をするという形でございます。

それから、もう一つ財産売却収入の中で徳沢の駅前の用地、分譲しておりますけれども、その分譲代金を土地開発基金に積み戻すという形にしておりますので、それらが主な特定財源ということになります。

それから、起債の中で予算の執行実績調書と起債の状況という資料でございますけれども、その中の29・30ページが一般会計の起債の状況でございます。この30ページのうち高い利率がでございます。7%を超えるものはございませんけれども、5%を超えて7%以下というものが1,016万1千円ほどございます。これは61年に整備いたしました公営住宅の整備事業でございます。これが平成23年度までの償還というふうになっております。

それから平成3年に借入れをいたしました公園緑地整備事業債、これがございましてこちら平成23年度で終了ということでございます。

そのほか一般土木で149万円ほど残がありますけれども、これも平成23年度までということでございまして、5%を超えるものについては、本年度、平成23年度をもってすべて償還が終わるということでございます。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　生活援助貸付基金についてのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問の内容は、生活援助貸付金については役割は終えたのではないかと。また、借り入れ者本人の死亡、また保証人の死亡もあるということで、今後の対応というご質問でありますが、今年度の増減でありますが、1万円が貸付金の返還をいただいたものでございます。現金の増、2万9千円につきましては利息でございます。

なお、現在一番古い貸付で残っておりますのが、昭和56年5月に貸し付けを実行したものでございまして、このかたはご本人が亡くなっております。また、ほかにも何名かご本人が亡くなっておりまして、保証人についても亡くなっております。

ただ、債務につきましては、相続により継承するということもございますので、これらもあり慎重な扱いをしているところでございますが、他の基金、またさらには使用料や手数料の滞納分なども含めて、これらにつきましては不納欠損という処理はできませんので、手法といたしましては債権放棄という形で議会の議決をお願いすることになりますが、これらの生活援助貸付基金のみではなくて、総合的に町の方針が出ました際に基金の廃止も含めて今後検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　私からは税の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、税、また使用料に関しましては町では税等徴収対策本部ということで税のみならず使用料も含めた形で徴収対策を推し進めているところでございます。特に町長が本部長になりましてからははっきりした基準、また、管理職を先頭とした徴収、こういう対策をしながら年々進めております。

まずご質問にありました収入未済の関係でありますが、これにつきましては、これまで年々少しずつ額が大きくなっていくというような状況でございまして、特に平成20年度からは1億円を超えたということでございます。昨年度、平成22年度は平成21年度に比べましてマイナスということでようやく収入未済については額が下がったところでございます。

この理由といたしますか、内容をちょっと分析をいたしますと、やはりいろいろな要因がございます。一つは議員がおっしゃいましたように景気の関係、これもございます。景気につきましては、ご存知のようになかなか上昇傾向にならない状況が続いてございますが、やはり年々によって法人等の状況を見ますと若干景気がいい年、やはり下がる年というのがございます。

そういった点から見ますと、平成22年度は平成21年度よりは少し景気的にはよい状況はあったのかなというふうの一つ分析しております。

第2点目は、先ほど申し上げましたように町では徴収対策を強化しておりまして、この徴収対策の成果がある程度こういう形で数字として現れてきているのかなというのが2点目でございます。

あと3点目は、やはり納めていただくかたの意識というのがございまして、これについても県の滞納整理機構と一緒にやったりすることによっていろいろな面で意識の高揚が図られてきているということで、この3点が大きな理由かなというふうに考えております。

次に、差し押さえの関係でありますが、まず昨年度の差し押さえの件数でございます

が、51 件という形になっております。どういうものがあるかということでございますが、最も多いのが債権の差し押さえでございます。具体的には所得税の還付金、また、預金、給与等でございます。

この差し押さえについての考えなんですが、まず、税の滞納につきましては、まずはじめにご相談をいただくというのをまず一番目に考えております。その相談の中でなかなか大変だということがあれば分納という形もできますので、そういう形でまずはご相談を申し上げております。

次に、なかなかそういう形でご相談に来られないかた、また、応答がないかたの中にはいらっしゃる。そういうかたについてはやはり文書を出しながら差し押さえということうちのほうでしますよというようなお知らせをしながら実際には差し押さえを行っております。

次に、不納欠損の件でございます。不納欠損につきましては、議員お話のように少し増えてございます。不納欠損の考え方でございますが、税につきましては基本的には地方税法の定めによりまして5年というような年限の定めがございます。先ほど申し上げました差し押さえをしているもの、また、分納として誓約書をいただいてやっているものを除いては5年を経過いたしますと不納欠損という形で処理をさせていただいております。

その不納欠損の内容ということでございますが、いろいろなケースがございます。やはり中には低所得ということでなかなか所得的に厳しいというかたが多いというのは事実でございます。ただ、昨年度の傾向といたしまして、会社の倒産によるものというのが昨年はかなり増えてございます。これ、あまり今ではなかったケースなんですが、あとほかに失業というようなことで収入がなくなったというかたも去年は増えております。去年としてはそういうような傾向がございます。

いずれにいたしましても税につきましては、やはり大きな財源の一つということで、これについては今後も力を入れて税等の徴収対策に強化をしていきたいというふうに考えております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 生活困窮者ということでございまして、言葉としては特に定義というのはございませんが、そのかたの、先ほども申し上げたように、まずはそういう線におちいった場合相談というのをまず第一に考えておりまして、その中で実際にどのような収入があるのかお聞きしながら、その中でまた別に書類等でも調査も行いますが、その中で生活に困窮といいますか、所得が低くてなかなかの難しいというものを生活困窮者という形に見ております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 職員の資質の向上はご期待を申し上げますので、きちっとそのように日常の仕事の中で生かしていったほしいと思います。

生活援助貸付基金であります。56 年の5月が一番古いというわけですが、じゃ、その人に対して、その相続推定人に対して催促をしておるのかおらないのか。これしてないはずだと思いますよ。そうするならば時効という問題も出てくるのではないのか。

課長が答弁したように、これは不納欠損という処分できないわけです。そうすれば債権

放棄ということになって、議会の議決が必要だと。だからなかなか踏ん切れない。それもわかりますが、いつかしらこの問題についてけりをつけなければならないんです。本当に回収するならば推定相続人、あるいは相続人に関してそういう手続をしなくちゃならないでしょうし、それをしてこなかったというのはこの基金はもう役目を終えた。これが役目を終えないで本当に皆さんに活用されておるならば利用件数も多いでしょうし、これを生かしていかなくちゃならないでしょうが、一人や二人じゃないと見てんですよ。その亡くなったかた、借りてる人の。保証人も一人や二人でないと思ってるんですよ、その亡くなったかた。そういうのをいつまでもずるずるべったりと引っばっていくわけにいかないから、ここら辺でけりをつけるように検討してくださいと、こう言ったわけですが、前向きな答弁でありましたが、この問題については、それではいつごろまでを目途に内部で検討して結論を出すのか、それをお伺いをいたします。

不納欠損であります。その前に差し押さえについてお尋ねしますが、差し押さえの件数は増えてきてるなど、こう理解していいだろうと思っております。それはあなたがたが差し押さえできる債権といいますか、状態を把握できたから差し押さえができるわけであって、去年でしたかな、私お尋ねして、まず自動的に不納欠損するんじゃないくてその人の支払能力等もっと調べなくちゃならないんじゃないか。差し押さえというのは一つの方法だ。

で、あなたは土地の差し押さえといったって今駄目だと。その他の預金だとか、そういうものの情報をきちっとつかんでやってきたからこういうふうにならなると成果が上がっていると思っておりますので、ここら辺はやはりきちっとするところはしているのをもっと町民の皆さんに理解をしてもらう必要があるのではないかとということでお尋ねをしていますので、これは県税との関係もありますので、それらもあわせてお答えをいただきたいと思います。

そして、5年とおっしゃいましたが、平成の何年ころからの町税なりなんの税金が、23年ですから5年差し引くと10何年になるのかな、その前の収入未済の人も納めておるケースがあるのかなのか。本当に3年も5年も前の納めなかったのを今納めている人がおられると思っておりますので、そこら辺の実態も明らかにししていただきたいと思います。

それと、低所得、生活困窮でもいいですが、やはりこれも去年も私言いました。年とっている人はしょうがない。今、来年に年金もらえる。そういう年齢に達している。なぜその人が不納欠損認めるのか。こういうことをすれば税の信頼は私は薄れると思うんですが、そういう点で、いわゆる低所得でもいいですし生活困窮でもいいですが、年齢別の人数をお知らせしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 生活援助貸付金についてお答えをいたします。

議員がおっしゃられたように、現在貸し付けを借り入れたかたで亡くなられたかたが7名おります。また、その保証人になられたかたで亡くなられたかたが8名でございます。毎年、亡くなられたかたにつきましては、最近はちょっと出しておりませんが、保証人、それから現在生きておられるかたにつきましては年1回、一番最近のかたで18年12月に借りられたかたがおるわけですが、生存されているかたにつきましては、借りられたかたご本人と保証人のかたに催告状を通知しているところでございます。



また、生活援助貸付金につきましては、役目を終えたのではないかと。また、手続をとって廃止をすべきではないかというご指摘でございますが、先ほど申し上げましたように不納欠損処理はできませんで、債権放棄という手続をとることになります。この基金だけではなく、ほかの使用料ですとか手数料、それらについての扱いも含めて、早い時期に検討いたしまして結論を出すようにしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　それでは再質問にお答えをしたいと思います。

まず、差し押さえの件でございますが、議員がおっしゃったとおり平成 22 年度は前年度に比べまして件数、また金額ともに多くなっております。これにつきましては、基本的な差し押さえの考えは先ほど申し上げましたようにまず相談、次差し押さえということで行っておりまして、特に差し押さえの場合は換価といいましてすぐにお金になるものでないと差し押さえができない。また、生活に密着したものについては差し押さえができないというような基準がございますので、なかなか不動産、また、ものについては差し押さえをするのが難しいというふうな実態でございます。

そういった中でも調査をいたしまして、できるものについてはやっていくというような考えで現在進んでおります。

また、町民税は県民税と一緒に徴収をするということから、町県民税という形で納めていただいております。この徴収につきましても県とタイアップをしながら強力に推し進めているところでございます。

次に、不納欠損の関係でございますが、不納欠損は税法の定めによりまして 5 年ということでございますので、今回の場合は平成 17 年度以前のものについて基本的には不納欠損をしてございます。

ただ、その中でも先ほど言いました差し押さえ、又は分納という形でご誓約いただいているもの、これにつきましては平成 17 年度以前でありましてもいくらか残っているものがございます。

したがって、まったくぴったり 5 年というわけではなく、中にはそれ以前のものでまだ残ってございますし、また納めていただいているケースもございます。

税の納め方のやり方なんです、基本的には税は今年の分、あとは昨年以降の分と二つに分かれてございまして、今年の現年分を基本的にはまず納めていただくというのが基本的な考えでやっております。その中でご相談を申し上げながら、それ以上に何とか納めていただけるという場合には過年度、昨年度以降に残っているものについても新しいほうから基本的に納めていただくという形で整理をしているところでございます。

次に、不納欠損についての低所得といいますか、生活困窮といいますか、そういうのも人数でございますが、昨年度については 57 人ほどでございます。この場合、一応そのかたがどのような収入があるか、またどのような状況であるか、基本的には調査をしながら進めてございます。

ただ、その中で将来的にお金が入るというようなケースも中には確かにございます。ただ、その年のうちになるかどうかという点もある程度調査をしながら、それ以上来年にな

ってまた年数を超すというようなことであれば、それはそれで税法の定めがございますので、税法の範囲内の中でご相談申し上げながらできるだけ納めていただくというような形で努力をしております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 血も涙もないのかなどと言われそうでありますから言っておきますが、けっして町の差し押さえはその人の生活する、差し押さえしたことによって生活が維持できなくなってしまうなどというケースでは決して差し押さえはしてない。最低限度その人が、その家族が生活できるだけの、例えば給料を 15 万円もらったならば生活費のためにその以外は差し押さえをしていると、そういうケースだけだと思っていますが、そこら辺も血も涙もないなんていうことじゃないわけですから、そこら辺を明らかにしたほうが町民の理解が得られると思います。

57 人はわかりましたが、私の言いたいのはいわゆる例えば 60 になれば年金もらえる。それを 65 歳でもらう。そういう年齢に来年にも達する人を不納欠損したでは理解が得られないのではないか。じゃ、1 年、2 年、なんていうんだけ、やって継続をしてもらって、また、やっぱりこれは年金をもらっても生活困窮だと。ならばそれは不納欠損でもいいでしょうが、やっぱりそこら辺の配慮といいますか、していったほうが町民の理解は得られると思います。その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 質問にお答えしたいと思います。

まず差し押さえの考えですが、議員もおっしゃったとおり、基本的にはそのかたが生活をしていくというのが一番でございます。で、差し押え、先ほど申しましたように生活に必要なものといったものは当然できないわけでございますし、また、給与等、また預金等についてもまったくそれをやってしまうと生活ができないというようなことでは大変困るわけでございます。

したがいまして、給与等の差し押さえにおいても一定のルールがございまして、その家族の家族構成、人数が何人いるか、またどういうあれかによって基本的な、基礎的な額を除いた以外の、それ以上の額についていただいているというのが実態でございますので、その点まずひとつご理解いただきたいと思います。

二つ目ですが、将来的に年金等により入るケース、中に確かにこういうケースのかたもいらっしゃいます。まずは、滞納整理については相談ということでございまして、その中のお話の中で、今は確かに金がないと。ただ、将来的には入る可能性があるということであれば、ただ、どのくらいの額になるかによってケースバイケースだと思いますので、それは個々にご相談を申し上げながらできるだけ納めていただくというのが基本でございますので、しっかり皆さん納めていただいているかたが大半でございますので、そういう点からもまず相談をして、できるだけ分納なり何なりで納めていただくという形で進めたいと考えております。

○議長 14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 まず最初に、この決算議会においての監査委員の報告を私は聞いていたが、いたるところでいわゆる改善すべきだと、そして努力すべきだという指摘をされたわけで

ありますが、この点については当局はどのように受け止めていたのか、それからまずお尋ねしたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　監査意見書の内容については町としても十分に来年度の予算編成にあたっての指針にしたいというのが基本でありますので、十分にこの監査内容についての議員がご指摘されている努力すべき点、あるいは改善すべき点、いろいろ出されておりますのでそうしたところについては、これは十分にこの内容等については検討し、また、各課ごとにそれぞれ努力すべきものについては努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長　14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　そしてあと特に重視しておかなければならないと私思うので質問するんですが、当局としては健全財政だとかね、そして黒字決算だとかと言われておるんですけども、その辺が私は解せないというか、納得いかないんですよ。健全財政なんていうのは借金、結局返せる範囲内の借金であっても、これはやむを得ないだったらそれは健全もいいかもわからないけども、健全財政なんて口曲がっても言える言葉じゃないんですよ、今現在の西会津の状況を見れば。

例えばですよ、町税収入額が6億4,311万9千円しかないのにですね、やはり何というか、一般会計だけでも返済は年7億9,462万5千円となってますよ。これですら町税収入額よりオーバーしてんですよ。これ、地方交付税とかいろんな資金を使ってお返しになっていると、私はこう理解してるんですが、そういうことを含めて一般町民のかたは、実際あなたがたがそういう健全財政とか、黒字決算なんていうこと自体が、やはり戸惑うわけですよ。誤解しているんですよ。

もう一つは、黒字決算なんていうのは、例えば西会津町の行政の運営するのには、例えばざっくばらんに50億ぐらいいるんだと。そういう中で予算編成をするんですけども、そのその50億以内で、例えば48億であがったとか何とか、それは黒字決算というような表現されているかわかんないんですけども、黒字決算なんていう言葉やっぱよくないよ、これ。町民のかたが誤解を招くよ。黒字決算では町の運営は大丈夫なんだと。そういう受け止め方をする人がかなりいるわけなんですよ。

だからそういう言葉は今後やはり、何というんですか、ケーブルテレビ見てる町民の前でやはり言うべき言葉じゃないと私は思うの。黒字決算と言ったってあなた、その中身は50億なんてありっこないんだから。地方交付税の算入とか、そういった県の助成、補助とか、そういうもので当て込んでの予算なんだから、それだけ一般町民のかたはそういうこと知らないから、黒字決算なんていうと、ああ、黒字なんだ、西会津は大丈夫だと、そういう単純の考えするから、そういった表現も私はどうかと思います。

そういうことで3回しかできないから、もう1回しかできないからね。こんなこといいべ、はい。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今ほど決算の状況についてのご質問をいただいたわけでございますけれども、まず、地方債の借り入れにあたりましては、これまでも何度となく申し上げてきたところでございますが、毎年地方債の償還をする額がございます。その範囲内で借り入れを行っ

ていくということでございまして、過般、全員協議会でもご説明申し上げましたように、地方債の残高については年々減少している。いわゆる右肩下がりで推移してきておりますし、これから先もそのような状況で推移するということで財政計画を組んでやっているところでございます。

それから、議員もご質問の中で申されましたけれども、償還額の中には地方交付税で制度的に交付税に算入をされてくるものがございまして。その率が一般会計では全体の60%を超えているということでございます。一般会計で申し上げますと65.4%が地方交付税で算入されておりますので、実質、例えば10億を返すということであれば、実際の一般財源では3億4,600万の持ち出しということであります。

そういうことがございますので、まず地方債の借り入れについては計画的にこれを進めているということをまずご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、黒字決算という表現についてのご質問がございましたけれども、これは監査決算審査意見書にもいろいろとございますけれども、すべてこれは黒字で決算をしておりますので、間違いなく黒字決算ということはまずご理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、北海道の夕張市の財政破綻を契機として制度化されました健全化判断比率というものがございまして。その中で一番ウェイトを占めますのが実質公債比率と将来負担比率ということでございます。これにつきましても、実質公債比率、これは後年度にわたってこれまでの起債の償還の関係、あるいはいろんな広域等の団体に出資している公債費に準ずるようなものについても全部含めて、総体的な視点に立っての財政の比率ということでございます。

特に実公債比率については昨年度よりも0.9ポイント改善して16.2%、それから将来負担比率は30.9ポイント改善して127.1ということでございまして、いずれも早期健全化の危険ラインを大きく下回ってございますので、それらを含めて健全財政ということで、財政担当としてこれを進めているところでございますので、それらも併せてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 14番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 見解の相違かもわかんないけども、私は公債比率がうんぬん、また、健全財政団体とあなたがたが間違いのない表現をしていると、そう思われているかわかんないけども、私は絶対、総体的な、いわゆる町民の感覚でいうんですよ。黒字決算とか健全財政なんていうと、なにか西会津は裕福な町であると。全然何も借金も赤字もないんだと、そういう誤解されるから、そういうのはやはり、何というかな、もっと言葉の表現を変えるなり何なりして、はっきり申し上げれば私はあなたがたと違ってプロじゃないから、いわゆる平成22年度末、借入残高は合計で113億9,892万5千円となっているんですよ。

それはあなたが今言ったように、公債比率がどうのとか、右肩下がりだと言うけども、借金は借金でしょう、これ。交付税を当て込んでいたって、この3月の大震災であれだけ東日本の大災害起きれば、本当に国だって四苦八苦してるんですよ。

だから、国のほうだって、今、900兆円とか1,000兆円とかという赤字国債で賄っているんですよ。そういうことを考えた場合には、国のほうとしても今、今度地方の時代だな

んて言ってるけども、あれは裏を返せば、やはり国でも面倒見切れないというその限界だと思うんですよ。

地方は地方でやんなさい。権限を与えるなんて言ったって、今までみたいに交付税とか国のそういったあれが、手助けがないとやっていけないんだから、そういうことを考えた場合には、今までどおりに、あなたが言うようにそういう国から間違いなく交付税が入ってくるという保障は何もないんですから、そういうことを考えた場合には、やはり監査報告でないけども、やはり一つ一つ真剣に予算というものに取り組んでもらわなければならないし、当て込んでと言ったって先がはずれるというだから、来年どうなるか、再来年どうなるかわかんないですよ。

そういうことを考えれば、まだまだ不安定な町政の財政なんだから、悠長なことを言ってもらっては困るの。やっぱり慎重になって、町民のかたがたから、ああ、西会津の町政は楽じゃないんだと。借入で113億もあるんだから、これは容易じゃないわいと、そういう理解も得られると思うのよ。

だからあなたがたみたいに今までのやり方が間違っているんだ、これ。113億なんておどけだもんじゃないよ。これは今伊藤町長で2年だから、2年でなったわけじゃないの。山口町政時代は40年にわたっての結局長い間、それ以前かもわからない。その積み重ねがこうなってんだから、健全財政だとか、黒字決算だとか、そういうところの表現そのものがおかしいと私は言ってるんですよ。

そういうことやめてください。やはり町民の理解を得るためには、町の財政は大変なんだから、どうか皆さん協力してくださいと、こういう姿勢で臨まないと駄目だと私は思うんですけど、伊藤町長、いかがですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議員も長く席にあるわけですから、財政、あるいは西会津町の予算の組み立て方というのは十分知ってると思います。

まず、西会津町のほとんどの地方自治体は、これは自前で税収を上げて、すべてが自前で支出できるというのがございません。かつては福島県では地方交付税を不交付団体としてもらわなかったのがいわゆる原発周辺であった自治体であるわけです。

そこで、この予算に関しては国の財政計画、地財法できちっと法律によって地方自治体の運営経費というものはどういうふうに対応しなさいよということで決められているわけです。

その基本は、いわゆるその地方にある規準財政需要額、これは一つの基準に合わせて、人口がどれだけ、あるいはその人口に対して具体的にどういう行財政、財産があるか、運営経費ができるか、道路がどれだけあるか、そういったものに対してのきちとした一つの基準によって決定されているわけですが、これに対してその基準財政収入額はどうかと、その差額によって交付税が国からきちっと交付されるというその内容によって財政計画が立てられているわけでありまして、まずこれが基本であります。

そこで西会津町が、あるいはどの地域でもそうですが、どの自治体もそうですか、独自のいわゆる取り組みがあるわけでありまして。例えば学校つくるにしてもそうでありまして、あるいは橋を架けるのもそうでありまして、あるいは農業問題でいろいろ取り組むべき課

題もそうであります。

そうしたことに對する、今度はそれを對應するために逆にきちっとした對應の中で起債を受けられる制度もあるわけでありまして。そしてその中においては補助金という對應もあるわけでありまして。

こういうことを總體的に集約しながら、その中には町税でいただく部分も確かにございますけれども、そうして予算が組み立てられ執行するわけでありまして、その結果、歳入と歳出の差額において黒字決算であるというのが今回の西会津町の財政状況でありますので、そうした對應、そういう制度であるということでご理解をいただかなければならないと。

そしてこれは、西会津は明日、明後日にはなくなるわけではありません。これから百年、二百年と続くかもしれません。そうした場合に必ずその年度年度においたいわゆる継続した起債というものについては、これは借り入れもそうでありまして、返済もしなければならぬし、常にこれはずっとその町が存続する限り私はついて回るべきものであるというふうに思っておるところでありますので、そのいわゆる出入り、あるいは借り入れよりも、特にここは大事なんですけれども、借り入れよりも返すということに対する考え方、これをやはり私は継続していくべきであるし、借り入れよりも返すほうが少なくなれば借金とはたまるということは当然でありますので、そのところについては十分検討して、そして将来とも大きな負債を残さないように努力をするというのが執行者の務めであるのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長　ほかに総括はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　それでは、総括はこの程度にとどめ、引き続き款ごとに入ります。

それでは、まず歳入の1款町税、ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　2款地方譲与税。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　3款利子割交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　4款配当割交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　5款株式等譲渡所得割交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　6款地方消費税交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　7款自動車取得税交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　8款地方特例交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　9款地方交付税。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 地方交付税であります、町の歳入の 49.5%、半分です。これがなければ町の財政が立ち行かなくなるわけですが、20 年から見れば 21 年、21 年から見れば 22 年と、地方税増えてきてます。ひところから見ればこんなふうに毎年伸びてくるというような予測はつかなかったときもあるわけですが、これは国の方針の転換で地方交付税が増えているのか、それとも町の財政のいわゆる起債の、借り入れの 55% 交付税に算入されてますから、そういうような絡みで地方交付税増えておるのか、その年々増えてきている地方交付税について、ひとつ明快な解説、説明していただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 普通交付税の関係でございますけれども、議員もおただしのとおり、ここ平成 20 年度から段階的に増えてきております。その前については、12 年か 13 年ころから減り始めまして 19 年までずっと減ってきたということでございます。

ご承知のように 16 年、17 年、18 年、あの当時につきましてはいわゆる小泉政権の都市型政治の時代ということがございまして、三位一体の改革等がありまして、地方にとっては非常に厳しい財政状況が続いてきたところでございます。

その後政権等も変わりまして、地方をやはり、国の発展は地方の発展なくして成り立っていかないという判断のもとに、やはり地方に財源をきちんと持っていこうということになりまして、地方交付税が平成 20 年度からまた徐々に増えてきたということでございます。そういったことで、国の方針が大きく転換した部分がございます。

それと地方債の算入につきましては、その算入率は有利な起債を優先的に活用している中で算入率は上がってきておりますが、全体の償還額が下がってきておりますのでその辺は交付税の増額にはあまり影響してきていないということでございます。

一番は国の考え方が変わってきたということでございます。

○議長 10 款交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款使用料及び手数料。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款国庫支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款県支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 15 款財産収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16 款寄附金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 17 款繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18 款繰越金。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 19 款諸収入。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 20 款町債。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて歳出に移ります。  
1 款議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款総務費。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款民生費。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款衛生費。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款労働費。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款農林水産業費。

8 番、青木照夫君。

○青木照夫 6－1－3の中で健康な土づくり普及促進ということで450万円の補助がなされているようですが、これはいろんなグループとか団体とかあるんでしょうけども、販路というか、その団体のかたはどういう、地元のかたなのか、いろんな農業に関する関係のかたなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 健康な土づくり普及事業の内容についてご説明申し上げます。

この事業の主なものは町の栽培指導専門員の報酬であります。それ以外については土壌の分析料、一部町が各農家に対して行っておりますので、その分析料。それから健康な土づくり研修を行っている旅費の一部補助であります。特定の団体に補助しているものではありません。

あとは昨年、健康な土づくりと関連して、加工研修会を行っておりますので、それに関する講師の報酬、それから材料費など、合わせて450万7千円になっております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 昨年度一般質問した経緯があるのでお尋ねをいたしますが、いわゆる農地の耕作放棄地ですか、今、農業委員のかたがたが農地パトロールをして実態を調査をなされておると聞いておりますし、それは去年からやっていますから、町役場では農振地以外の農用地の実態調査をしたと。大事なはその集計ですか、結果がどうなっているのか。それをはっきりしてもらわないと農地の利用計画を立てるのにも不便といいますか、来すのではないか。

私は昨年、耕作できないのを二つにわけるのが必要があんじやないのか。本当にこれは放棄



地でやむを得ない。しかし、この農地は絶対に作物を栽培していくんだと。そういうような観点でお尋ねをしましたので、そういう調査をした結果どうなっているか、まずご報告いただきたいわけであります。

なお、今日のマスコミによれば、そういう耕作放棄地、全国で15万ヘクタールでしたっけかな。発電に向けるなんていう新たな動きもありますので、西会津の耕作をしてない農地の実態についてお尋ねをいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 耕作放棄地、それからその利活用についてということなんですけれども、ご質問の中にもありましたように、昨年度から農地制度実施円滑化事業を活用しまして農業委員の皆さんにおかれましては担当地域の農地の見回り、あとは農業委員会全体として町内全域の農振農用地の調査を行っております。

また、町の事業として農振農用地以外の耕作放棄地の調査を行っておりますが、最終的にその所有者が不在で町外に出てつかまらなかったりして、最終のデータを今とりまとめをしているところなんですけれども、そのうち、1箇所モデル的に行ったところはすでに農地面積も確定して、現地調査も行っておりますので、それについては議員が今お話をされましたように、農地として利用する分、農地以外の地目に変更する分ということで所定の手続を農業委員会にかけるとき準備を進めております。

利活用については、一般質問の中でもお話をしたと思いますが、なかなか耕作放棄地をもとの状態に戻して耕作を再開し継続するというのは実際困難な状況であります。農地・水等の事業を利用して2町歩の耕作放棄地をそば畑に利活用を図っている集落もありますので、それらの取り組みなどを推進しながら現実的にその耕作放棄地の改善が見込まれない分については、現況に即したそれなりの対応をしていかなければいけないのかなということで、今年度具体的に1集落について手続をこれから進めてまいります。

○議長 7款商工費。

8番、青木照夫君。

○青木照夫 7款の中に町商工会育成補助金270万円が上がっております。その中で商工会関係の中での補助だろうと思いますが、いわゆる自慢館の中にもこの補助金が金額に入っておられるのかどうか。また、入っているとすれば、来年の3月が期限だろうと思いますが、自慢館に対するそういう町に対してのいろんな評価というのはどういうふうにとらえていらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、商工会の育成補助金270万円ですが、この270万円につきましては、商工会の団体育成補助ということでありまして、主に職員のかたの人件費に充当されてございます。

それから、今、ふるさと自慢館の運営につきましては、商工会が行ってございまして、それらにかかる経費につきましては緊急雇用創出基金事業の中で自慢館の案内事業ということで経費についてはそちらから出てございます。

自慢館に対する評価につきましては、現在、町のほうといたしましても町中再生プロジ

ェクトですとか、あと若者まちづくりプロジェクト、そちらのほうで野沢の町中の活性化ということで現在さまざまな作業をしています。

その中で、自慢館につきましても当然町中のそういった核となる施設ということで位置付けていただきますので、今後連携を図りながら町中の活性化を図っていくという考えでございます。

○議長　　8 款土木費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　9 款消防費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　10 款教育費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　11 款災害復旧費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　12 款公債費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　13 款予備費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号、平成 22 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、平成 22 年度西会津町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

暫時休議にします。（1 4 時 2 5 分）

○議長　　再開します。（1 4 時 4 5 分）

日程第 2、議案第 2 号、平成 22 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　　今議会でも一般質問等がありましたので、おかれている状況はわかるわけですが、そういう中で昨年度も振興局なり東京事務所なりいろんな関係機関に、町長を先頭にして担当課長とお願いといいますか、話し合いをしたということを伺ったわけですので、どういう状況か、その話し合いしたことで特色的なことがあれば、あるいは何が参考になったか、あればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、東京事務所に行ったのはこの大震災、特に大震災があって、やっぱり誰しもが考えるわけですが、浜通り、あるいは中通りの一部については企業が存続には相当厳しい環境にあるだろうなということです。やっぱり比較的原発がらみで安全なところといえば会津周辺であると。この会津周辺が福島のリ・ニューの機軸になるというような意味での想定のもとに、この会津にこれからのいわゆる生産体制というものをもっと推し進めていただきたい。

できればそうした企業の誘致、そしてそうした条件というものがいろんな各方部からあれば、そうしたことをいち早く情報としてお知らせしていただければ、それに沿って町としても十分対応できるところは対応していきたいということでいろいろ意見交換をしてきたところであります。

東京事務所については、やっぱりどんな企業でも、例えば中小企業でもその本社といわれるのは東京にあるわけでありますので、そういう関連会社にあって今の現在の状況はどうなのかという話をしてきたわけであります。

やはりその中においては、あの当時、原発前はリーマンショックの後でありますから、なかなか国内企業、特に中小企業の立ち直りが遅いということで、相当厳しい環境に経済状況が置かれているという流れの中でこの原発が起きてしまったということでありまして、非常に今、現在でもなおそうではありますが、円高が異常なほどになってしまったということでありますので、なかなか経済の環境の問題は企業誘致にとっては大きな障害となっているという話など、そうした意見交換を行ないながら、できればそうした紹介をしていただければありがたいという話をしてきました。

もう一つは商工労働部でありますけれども、ここはちょいちょい行けば顔を出しているところでありますので、わざわざ特定な話ではなくともそうした話し合いに来て、そしてその中でいろんな意見を聞いたり、あるいは少しでもとっかかりがあればそうした対応にいち早く取り組んでいきたいなというようなことで、そうした意見を行ってきたというところであります。しかしながら、福島県においてはやっぱりあれ以降そういう話が出てまいりませんでした。

この前も課長からお話あったように、ある企業というのは、これはミズノの関係でありました。これは田村市にあった企業でありますけれども、これもあの事故以来、従業員であった中国から来たかたが、たいてい、ほとんどといっていいほど帰国してしまったと。その要件はここであれば、やっぱり働くということについては拒否をするというような話があったので、どこか安全な場所というようなことで物色をしてきたところ会津周辺がいいんじゃないかと。そして新潟が近いということもありまして、これはいろんな貿易との関係もあったんでしょうか。そうして西会津に話がきたわけでありますが、何せ、今は工場の団地があってもそこに基礎から建屋を建てるというところまではなかなかいかないというのが企業の実態です。

例えばある企業が来るという場合に、建屋があり、工場がある程度形があり、そうしたところに移ってくるというところ、そうしたものがないかという物件探しというのが今度の話でありまして、なかなかここには西会津が合致するところがなかった。

その一部を紹介したのがいわゆる空いていた学校の体育館であったり、そういったところでありましたけれども、しかし企業は企業なりに一つの自治体だけではなくて、方々やはり物色しているわけですね。

それで結果的に阿賀野市のほうに、ここに倒産した会社がそっくり建屋があったそうです。そこに結果的に入っていったしまったという内容の一連の経過がありました。一つ例を例えてみるとそうしたことでありまして、これからも一つの中小企業であれば、まず利便性が高いこと、そしてそれに合致する建屋がそろっているかどうかということも条件の一つでありまして、なかなか整地されたところに土台から、母屋からつくるというのは非常に厳しい状況にあるのかなという実感を持ったところであります。

○議長 14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 関連みたいになるんですけども、今町長がいった土地から建屋から容易じゃないと。今、こういった状況の中で企業もそれだけの余力というか、よっぽどの間違いないという保証されるものなければ手を出さないというように私は受け止めたんですけども、建物で阿賀野町に行ったとかいう企業があるというので、ちょっと私聞いたんですけども、これ、議会で言ってはどうかと思うけど、わが町にもかつては操業していた企業が、倒産ではないけれどもやめちまったわけだな。そういうところがあるんですよ。それらをやはり当局としては視野に入れて検討されたことがあるのかどうか、どうなんですか。どこってはいえないでしょう、ここで。西会津町にもそういうようなあれがあるんですから、そういうことはあなたがたどう、課長。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今議員さんがご質問の中で出された空き工場について活用といいますか、実際、どことは言えませんが、別の企業でぜひ空き工場を探しているんだということで、現在その空き工場の所有者は別のかた、民間のかたでありまして、問い合わせは町商工観光課にきまして、実際所有者のかたとの間を取り持って、あとは民間同士のお話し合いで条件面とか、それで合えばそこに入っていただくというようなお話で、つなぎまでは町としてやってございます。

まだ、結論については出てございません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号、平成 22 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、平成 22 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決

算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第3号、平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

8番、青木照夫君。

○青木照夫　今年繰越しということになりましたが、今までも何度かこの商業団地に対してはいろんな計画がされていたわけですが、なかなか進まないという状況なんですけども、今回はどのような努力をされてこられたのか、繰越しになられたのか、また、今後どのような方針でおられるのか、アーケードの区画で計画されているんでしょうけども、今までのことと今後について伺います。

○議長　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　商業団地の整備についてのご質問にお答えいたします。

議会の全員協議会でもご説明いたしましたとおり、平成22年度におきまして、商業団地の活用検討委員会を立ち上げまして、町、商工会、振興公社等の関係者が協議を重ねまして、昨年テナント方式とする整備方針及び道の駅よりっせを核とした統一感のある商業団地を目指しまして、野沢の町中へも誘客が図られるようなテナントにしようという整備方針と活用方針が昨年決定されてございます。

今年度につきましては、具体的に関係者、町、商工会、振興公社、あと出店希望も一応取りまして、若干でありますでしたがございましたので、出店希望者等も入っていただきまして、今年度中に、例えば整備方針と活用方針に合致しました出店の業種でありますとか、店舗のレイアウト等について基本計画を今年度中に策定をするという予定でございまして、23年度予算におきまして調査費、委託料として500万円を計上してございますので、その調査費を使いながら今年度中に基本計画を策定し、来年度以降の早期完成を目指してまいるということでございます。

それからもう一つのご質問の22年度決算における繰越金1,682万円ほどでございますが、これにつきましては、現在、リオンドールの近くに会津商工信組さんの事務所が建っておりますが、その建設の際の土地代の一部を商業団地の整備に回すという財源としてこの団地の特会にとってございまして、その繰越しということで、これにつきましてはきちんとした整備が決まればその財源として充当するという事で予備費としてとってあるものでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成22年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第4号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第5号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第6号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、議案第7号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第8、議案第8号、平成22年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成22年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成22年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第9、議案第9号、平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定についての質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 保険料の徴収であります。特別徴収が前年度と比較で増えていて、普通徴収が減ってます。全体的には 180 万円くらい保険料が減っていますが、この後期高齢者の医療制度ができたときの保険料に関しては、非常に不満が多くて、やむなく政府はそれぞれの負担の額を減らして、段階的に負担率を高齢者にお願いするというような形でできてると思ってますが、そういうようなことで保険料がどういう影響をしてるかということ、歳出では広域連合の納付金が減ってます。県全体でも後期高齢者は増加してるのではないかなと思っておりませんが、そういうふうに見るならばこれは 1 人当たりの医療費といえますか、それがかからなくなったのかなという気もしますが、そういう点ではどういうふうにとらえておられるかお答えをいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは後期高齢者医療の保険料についてお答えをいたします。

はじめに普通徴収保険料減でございますが、昨年に比較しまして 427 万 4 千円ほど減になってございます。これにつきましては、特別徴収の場合ですと年金額、年額 18 万円以上のかたが年金から天引きということになります。それ以下のかたにつきましては普通徴収という形になります。普通徴収の対象者減並びに被保険者数の減ということでご理解をいただきたいと思います。

また、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これにつきましては、療養給付費、医療費の納付金ではございません。医療費の納付金につきましては一般会計から広域連合のほうに支出をしてございます。この 3 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては徴収いたしました保険料並びに事務費等の納付金でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 保険料であります。特別、普通、これ合わせますと 194 万円、200 万円近くが前年度よりも少ないわけですね。これの要因はどうか。先ほど言いましたが、国では年々負担を高齢者にお願いするというふうなことでできたのではないかなというふうに思っていますので、そこら辺も含めてご答弁をいただければと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは保険料についてお答えをいたします。

後期高齢者医療の保険料につきましては、福島県の広域連合に加入している町村 59 町村のうち数町村を除いてはすべて同じ保険料でございます。制度的なものとしてしましては、それまで後期高齢者医療が始まる 20 年 4 月以前に、例えば社会保険加入者の扶養であった 75 歳以上のかたは医療費を納めていなかったわけでございますが、それにつきまして、段階的に 2 年間は軽減し、3 年目からそのかたにも負担していただくというような内容でございましたが、その軽減額が今のところ延長しておりますので、そのまま減ということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。



(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第10、議案第10号、平成22年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成22年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成22年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第11、議案第11号、平成22年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成22年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成22年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算につい

ては、認定することに決定しました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 簡易水道飲料水供給施設あるわけでありますが、3 月 11 日の東日本大震災の影響は受けなかったのか受けたのか。受けたとするならばどのような影響があって、どのような対応をなされたかお尋ねをします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 簡易水道の中で青坂簡易水道につきまして水源が濁ったというようなことがございました。それにつきまして今も若干濁っているような状況でございまして、水源の変更等を含めまして、今検討中でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 22 年度西会津町水道事業別会計決算の認定についての質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これも東日本大震災の影響がどのように出たかをまずお尋ねをします。

今回の監査委員の報告にもありますが、漏水事故減っている。漏水の箇所は減っていると。ところが有収率は低下している。ということは 1 件あたりの漏水のときに漏れる水が多くなっているということの表れだと思いますが、そういう認識で間違いだか間違いでないか。

それで、問題は今議会の全員協議会で私、財政の説明のときに総務課長にお尋ねしたわけですが、これからの大きな事業、何を考えているのかと。そのときに水道の本管の敷設替え、石綿を使ってますから、耐用年数も間近だということでもありますから、それが出るとかなと思ったが出てきませんでしたが、やはり耐用年数に近いから漏水の量が多いのではないかなとこう思ったりもしているわけでありますが、1 件当たりの漏れる水の量が多くなった要因はどうお考えですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 有収水量のご質問にお答えいたします。

漏水箇所につきましては昨年と今年で漏水箇所は少なくなっております。また、漏水の1箇所当たりの漏水の水量が少ないというようなことが有収水量に現れているというふうに考えております。

あと石綿セメント管の更新事業でございますが、漏水箇所につきましては本管の箇所が1件か2件くらいしか発生しておりません。石綿セメント管による漏水というのはそんなに多くないというような状況であります。

それで更新事業につきましては、下水道事業と一緒に水道管を敷設替えしているというのが今の原状でございます。下水道事業の配水管の事業が終了した後に水道管の石綿セメント管の更新事業に着手したいというふうに考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 大変失礼いたしました。今回の大震災につきましては、大久保の浄水場におきます配水池の積みブロックに被害が受けまして、災害の査定を先月受けまして査定が終了したところでございます。今次の補正予算にその配水池の積みブロックの復旧工事の補正予算を提出しておりますので、補正予算がご議決賜った後工事の発注をしていきたいと、このように考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 有収率が年々低下している。それはどんな要因でこれ低下しているのか、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 有収率の低下につきましては、今、過疎化によって人口が減ったということと、電化製品等の省エネタイプということで水の使用料が減っているというようなことでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それじゃ、使用しなくてもよければ水作らなくていいわけですから、ちょっと今の有収率の答弁だと、私の頭では理解できがたかったので、わかるようにもう一回。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 有収率の質問にお答えいたします。

今回、22年度につきましては冬期間等に人が空き家になっているという、冬その家を離れて別な家族のところに移って冬を過ごして、それが水道管が破裂して水が漏水していたのが気がつかないというようなことで使用水量が増えたというようなことで今回の有収率がそういうことになったということだと考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そういう原因で漏水が多かったということは、私が心配するのは管路が老朽化してきて、そのために漏れる水が多くなったのではないかなと、件数が少ないのにもかかわらず有収率が低いのはそれが要因ではないかなと思って質問したわけですが、答弁によれば冬期間のことだと、漏水が配管じゃないということですが、本当かどうか、もう一回だけ聞いておきます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今回、冬期間の一時的に自然漏水といいですか、漏水の箇所が多かったことも事実でございます。２月、３月について漏水箇所、冬期間発見できなかったということがその一因ということでもございます。

また、冬期間空き家の漏水というようなことで、それも有収率に影響しているというふうに考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

日程第 14、議案第 14 号、平成 22 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、平成 22 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 22 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（１５時２９分）

平成23年第8回西会津町議会定例会会議録

平成23年9月16日（金）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 正 義 | 7 番  | 多 賀 剛   | 12 番 | 武 藤 道 廣 |
| 2 番 | 長谷川 義 雄 | 8 番  | 青 木 照 夫 | 13 番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4 番 | 伊 藤 一 男 | 9 番  | 荒 海 清 隆 | 14 番 | 長谷川 徳 喜 |
| 5 番 | 猪 俣 常 三 | 10 番 | 清 野 佐 一 |      |         |
| 6 番 | 鈴 木 満 子 | 11 番 | 五十嵐 忠比古 |      |         |

欠席議員

3 番 渡 部 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 建設水道課長     | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長   | 和 田 正 孝 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 伊 藤 てる子 |
| 企画情報課長  | 杉 原 徳 夫 | 教 育 長      | 佐 藤 晃   |
| 町民税務課長  | 成 田 信 幸 | 教 育 課 長    | 大 竹 享   |
| 健康福祉課長  | 高 橋 謙 一 | 代表監査委員     | 新井田 大   |
| 商工観光課長  | 新 田 新 也 | 農業委員会会長    | 斎 藤 太喜男 |
| 農林振興課長  | 佐 藤 美恵子 | 農業委員会事務局長  | 佐 藤 美恵子 |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 健 一 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

## 第8回議会定例会議事日程（第8号）

平成23年9月16日 午前10時開議

### 開 議

- |       |                       |                                       |
|-------|-----------------------|---------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第15号                | 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第8次）               |
| 日程第2  | 議案第16号                | 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）         |
| 日程第3  | 議案第17号                | 平成23年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）           |
| 日程第4  | 議案第18号                | 平成23年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）             |
| 日程第5  | 議案第19号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて         |
| 日程第6  | 議案第20号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて         |
| 日程第7  | 議案第21号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて         |
| 日程第8  | 議案第22号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて         |
| 日程第9  | 議案第23号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて         |
| 日程第10 | 報告第1号                 | 委任専決処分事項                              |
| 日程第11 | 西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 |                                       |
| 日程第12 | 意見書案第1号               | 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続の実施場所に関する意見書 |
| 日程第13 | 常任委員会の管外行政調査実施申出について  |                                       |

日程第14 議員派遣について

日程第15 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第16 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

第8回議会定例会議事日程（第8号の追加1）

平成23年9月16日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第24号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第9次）



第8回議会定例会議事日程（第8号の追加2）

平成23年9月16日

追加日程第1      議会案第1号      西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置について

追加日程第2      西会津町議会基本条例制定特別委員会委員の選任

第8回議会定例会議事日程（第8号の追加3）

平成23年9月16日

追加日程第1 西会津町議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について

○議長 おはようございます。

平成 23 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 15 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 8 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 おはようございます。

議案第 15 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 8 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入では平成 22 年度決算の確定による繰越金の増と、普通地方交付税及び臨時財政対策債の額の決定に伴う増減のほか、現年災害復旧事業にかかる国県支出金及び災害復旧事業債などを計上したところであります。

一方歳出におきましては、生活バス運行事業にかかる車両購入費、原子力発電所事故にかかる放射線量計購入費、町内商工業者への支援事業費、消防団員の公務災害補償等負担金、7 月末の新潟福島豪雨にかかる本格的な災害復旧事業費などについて計上したところであります。

これら歳入歳出の調整を行った結果、9,670 万 1 千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 23 年度西会津町の一般会計補正予算(第 8 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 4,092 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 1,884 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。8 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。8 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金 56 万 4 千円の減であります。これは子ども手当の創設により平成 18 年と 19 年に行いました児童手当の拡充分の廃止に伴う減であります。

9 款地方交付税、1 項 1 目地方項税 8,688 万円の増であります。本年度の地方交付税が当初見込んでいた額よりも国勢調査による人口減少の影響が少なかったことによる増であります。なお、平成 22 年度の交付額と比較いたしますと 1,182 万円、率にして 0.5%の減となったところであります。

次に、11 款分担金負担金、1 項 3 目災害復旧費分担金 1,641 万円の増であります。農

地及び農業用施設災害復旧事業の分担金であります。

次に、12 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料 40 万円の増であります、ケーブルテレビ使用料であります。

次に、13 款国庫支出金、1 項 2 目災害復旧費国庫負担金 3,493 万円の増であります、道路河川災害復旧にかかる負担金であります。

次に、14 款県支出金、2 項 1 目総務費県補助金 51 万円の増であります、県のサポート事業であります地域づくり総合支援事業の新規計上であります。2 目民生費県補助金 121 万円の増であります、地域支え合い体制づくり事業などあります。3 目衛生費県補助金 1,307 万 3 千円の増であります。放射線量を計測する機器の購入事業補助金であります。9 目災害復旧費県補助金 1 億 3,495 万円の増であります、農地、農業用施設及び林道施設災害復旧にかかる補助金であります。

次に、17 款繰入金、1 項 4 目介護保険特別会計繰入金 458 万 4 千円の増につきましては前年度分の精算に伴うものであります。

次に、18 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 億 808 万 4 千円の増であります。これは平成 22 年度分の繰越金であります、当初予算で 6,000 万円を計上しておりましたのでその差額分を増額するものであります。

次に、19 款諸収入、5 項 4 目雑入 34 万円の増であります、ケーブルテレビデジタル加入金などあります。

次に、20 款町債、1 項 2 目過疎対策事業債 1,160 万円の増であります、バス交通体系整備にかかるバス購入事業であります。3 目一般単独事業債 20 万円の増であります、急傾斜地対策にかかる自然災害防止事業であります。4 目災害復旧事業債 6,600 万円の増であります、農業、林業道路河川にかかる補助災害復旧事業と農業施設の小規模災害復旧事業にかかるものであります。5 目臨時財政対策債 3,850 万円の減であります、決定による減でございます。

次に、12 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 9,733 万 3 千円の追加であります。財政調整基金への積立金 9,670 万 1 千円の追加などあります。この結果補正後の財政調整基金の積立残高は 6 億 6,958 万 8 千円となる見込みであります。次に 6 目企画費 492 万円の追加であります、統合小学校新築にかかる用地測量造成設計業務等にかかる委託料であります。8 目自治振興費 154 万 1 千円の追加であります、平明、呼賀両村の集会所改修にかかる補助金などあります。10 目ふるさと振興費 171 万 4 千円の追加であります、さゆり公園施設等にかかる修繕料などあります。12 目生活バス運行事業費 1,448 万 6 千円の追加であります、デマンドバス運行に伴う予約システム構築委託料と車両購入費などあります。

次に、3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費 109 万 4 千円の追加であります。旧奥川保育所への多目的トイレ設置にかかる修繕料などあります。5 目障がい者福祉費 311 万 3 千円の追加であります。障がい者自立支援等にかかる国県負担金の精算による償還金などあります。3 項 1 目災害救助費 63 万円の追加であります、会津ダストセンターへの下水道汚泥搬入にかかる水質検査等の手数料であります。

4 款衛生費、1 項 4 目健康推進費 1,396 万 7 千円の追加であります、原子力災害にか

かる放射線量計の購入費などであります。

次に、５款労働費、１項１目労働諸費８万円の追加であります。会津地域雇用創造推進協議会への負担金でございます。

６款農林水産業費、１項３目農業振興費４４万７千円の追加であります。中山間地域等直接支払事業にかかる事務費であります。

７款商工費、１項２目商工振興費４１２万７千円の追加であります。物産交流にかかる所要の経費と現下の厳しい経済情勢を踏まえまして、町内商工業者の経営支援を行うため、町単独で中小企業融資制度資金利子補給補助金の拡充を行うとともに、新たに福島復興特別資金等を借りる際の保証料の一部を助成するものであります。

次に、８款土木費、１項１目道路橋りょう総務費２４万１千円の追加であります。旧傾斜地対策にかかる県営事業負担金であります。４項２目定住促進住宅管理費５０万１千円の追加であります。施設修繕料であります。

次に、９款消防費、１項２目非常備消防費１,１０５万８千円の追加であります。東日本大震災で犠牲になりました消防団員のかたがたに対する公務災害の補償金支払が増大したために、本年度限りの措置といたしまして負担率の引き上げを行うものであります。４目防災費１３９万７千円の追加であります。防災行政無線にかかる修繕料であります。

次に、１０款教育費、１項２目の事務局費６万４千円の減であります。外国語指導助手に変更がなかったことによります所要経費の減であります。２項２目小学校の教育振興費１５２万３千円の減であります。特別支援教育支援員賃金の不用減であります。３項１目中学校の学校管理費４５３万３千円の追加であります。西会津中学校の施設改修にかかる経費であります。２目教育振興費２８０万９千円の減であります。特別支援教育の支援員賃金の減であります。４項３目文化財保護費１６０万円の追加であります。町道野沢柴崎線改良工事に伴い橋屋遺跡の試掘が必要となりましたことから計上するものであります。

次に、１１款災害復旧費、１項１目農業施設災害復旧費２億１,０４４万円、２目林業施設災害復旧費１,８５４万円、２項１目道路橋りょう河川災害復旧費４,９９３万２千円はいずれも７月末の新潟・福島豪雨によって発生いたしました災害箇所にかかる本復旧費であります。

次に、５ページに戻っていただきたいと思います。

第２表、地方債補正の変更であります。まず過疎対策事業費であります。バス交通体系整備事業で１,１６０万円を増額し、限度額５億２,３６０万円を５億３,５２０万円とするものであります。

次に、一般単独事業費の防災対策事業であります。自然災害防止事業におきまして２０万円を増加し、限度額１００万円を１２０万円とするものであります。

次に、災害復旧事業債であります。補助及び小災害復旧費といたしまして６,６００万円を増額し、限度額７７０万円を７,３７０万円とするものであります。

次に、臨時財政対策債であります。本年度発行額が決定いたしましたことから、３,８５０万円を減額し、限度額２億４,２００万円を２億３５０万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねいたします。

歳出の 12 ページの総務費の生活バス購入費 1,212 万 8 千円、これ説明あったかもしれませんが、どのようなデマンドバスをどれだけの数購入なさるのかそれをまずお尋ねします。

それと歳出の 17 ページの商工費の福島復興特別資金等保証料補助金 250 万円ありますけれども、これは震災の影響で売上が落ちたり、あるいは被災された場合、3 年間県が無利子で融資を受けられる制度で、これの保証協会の保証の 0.5 の 3 分の 1 を補助するということでありますけれども、これは 250 万円になった時点でもう終了する予定なのか、あるいは先月 8 月の臨時会で補正あったように、生活環境づくり補助金のようにある程度申し込み多数の場合でもこれは面倒みてくれるようなことがあるのか、それとずいぶんこれは 3 年間無利子だというようなことで申し込みが殺到していると、ずいぶん多いように聞いておりますが、現在の申し込み状況はどうなっているのかわかればお尋ねします。

それと 8 款の土木費、2 目の定住促進住宅管理費、金額は少ないんですが、50 万 1 千円の修繕費追加がありますが、これは風呂の修理だというようなご説明いただいたわけですが、一般の賃貸住宅とかアパートであれば入居していた人が出る場合は原状復旧というか、もとに戻すというようなことだと思うんですが、これはどのような修繕なのかその内容をお示しいただきたい。

あとは 10 款の教育費、学校管理費の中の中学校施設改修工事 420 万円、これは雪が降ってなかなか出入りがしづらいというようなことの説明がありましたけれども、具体的にはどんな工事だったのか、この 4 点をお尋ねいたします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　1 点目の質問のデマンドバスの購入費についてのご質問にお答えしたいと思います。デマンドバスは計画の説明の中で 7 台を準備するというようなことでございます。その辺、現在のバスでどれだけ使えるのか、さらにはスクールバスとのやりくりなどをうまくしまして、最終的には 3 台新たに購入したいということで考えてございます。

今回の備品購入費 1,212 万 8 千円でございますが、バス 3 台の購入にかかる費用、それに町民バスですので、特装というようなことでいくらか予算を見込んでいるということでございます。

なお、今回購入しますのは 15 人乗りのマイクロバスというようなことで予算を計上しております。

○議長　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　福島復興特別資金保証料補助金についてお答えいたします。

まずこの資金につきましては、県の資金ということで震災、放射能により影響を受けた企業、又は最近 3 カ月の売上が 10% 以上落ち込んだ企業に対して県が貸し付けする資金でございます。

なお、議員が申されたとおり 3 年間は利子は県が見るということでありまして、ただし借り入れされた企業につきましては、保証料、借り入れした時点で保証料 0.5% がかかるということでありまして、結構借りられた企業にとっては負担になっているということで、

今回町単独として保証料の3分の1を予算計上させていただいたところであります。

この資金につきましては、本年6月1日から年度末まで貸し付けがあると。来年以降継続するかどうかまだ未定でございますけども、6月1日から今年度末まで借り入れされたかたについては町として補助をするという考えでございます。なお、現在まで町で証明が必要になりまして、借り入れに当たっては、金融機関を通して借り入れをするわけでありまして、町にその売上減の証明を町で出しまして、それをもとに金融機関で貸し付けを決定すると、保証協会の審査もございまして、今日現在で町として証明を発行した事業所につきましては合計で16件であります。

今現在、250万円の予算を計上させていただきましたが、この16件分は飲み込める額ということで、今後借り入れが増えましたらばその時点で補正で対応させていただきたいと考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 定住促進住宅の修繕料のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり定住促進住宅につきましては、雇用促進住宅を町で買い受けまして、それを定住促進住宅として町で町民のかたがたの住宅の確保に努めているところであります。

雇用促進住宅から買い受けたときに、もうすでに各部屋に風呂釜は全部設置しておりますので、それにつきましては修繕につきましては町で負担するということになりますので、今回その修繕料として3戸分計上させていただきました。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 中学校施設改修についてのご質問にお答えしたいと思います。

中学校では、冬になりますと、雪が積もりますと生徒及び教職員の皆さんは体育館側から校舎に出入りしているわけですが、その際、渡り廊下の下を通過して、そして職員室のわきの雁木になっている部分、そこを通過して校舎に入っているわけですが、今回改修工事をさせていただくのはその渡り廊下の屋根の改修と、それから雁木の屋根を延長するというような、そういった工事でございます。

渡り廊下につきましては、屋根の雪がそのまま生徒や教職員が入る際に落下してくるというようなことで、雪が積もった場合にそういった危険性があるということで、出入口のほうには雪が落ちないように片屋根にするというような改修工事、それから雁木につきましては、雁木とその渡り廊下が現在直結してなくて、ジョイントしてなくて、1メートルちょっとほどの空間がある状況なんです。そこに渡り廊下からの雪が落ちてくるというような、そういった状況になってまして、応急対策として網などをかけていたわけですが、昨年は大変な豪雪でその網も切れてしまうほどの落雪状況だったというようなことであります。

そういったことからその雁木を延長しまして、その空間部分をなくしまして、生徒や教職員の皆さんの通行の安全性を図るというようなことで、そういった屋根の延長工事をするということで、2カ所の屋根の工事を今回計上させていただいたところでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、福島復興特別資金に関しましては6月1日からもうすでに借り入

れをされてるかたもこの補助の対象になると。年末まで一応やっているけども、250 万円を超えても申し込みが多い場合は対応できるという認識でよろしいですね。

あと建設水道課長にお尋ねしますが、雇用促進事業団からあの住宅を取得した際は、ふすま、畳み等、障子なんかも全部きれいにして譲り受けたというような記憶がありますけれども、そのとき風呂の設備とかなんかは正常な状態で受けたということではなかったわけですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 定住促進の風呂釜の修繕についての質問にお答えいたします。当時、譲り受けますときには、ふすまとかそういうものについて異常のあるものについてはすべて更新させていただきました。風呂釜につきましても当時点検をいたしましたが、異常なく作動しているということで、風呂釜についての修繕はいたしませんでした。

○議長 7 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると今まで入居していた人が壊してそのままにしてあったとかじゃなくて、譲り受けたときは問題なかったけども、いざ入居しようと思ったら壊れていたというようなことでこの修繕費が発生したということですか。普通入居して出ていったというのであれば、もし壊れてしまったような状況であればもとの戻してくれというようなことはあってしかるべきだと思うんですが、その点 1 点だけお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。今回の風呂釜につきましては、入居しているかたが使用しているうちに壊れたというようなことで、その修繕ということでございます。ただ、退去するときに壊したまま、そのまま行ったというようなことではございません。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いくつかお尋ねをいたします。よろしくお願いをしたいと思いますが、今次の補正で今回の豪雨による災害の対応というのは一応整うのかというふうに考えております。町の責任でやるのはこの予算に含まれておるでしょうが、かねてお願いをしておきましたように国の責任でやる箇所といいますか、県の責任で災害復旧するというのもわれわれに知らせていただくことをお願いをしておいてから質問に入ります。

地方交付税が 8,688 万プラスになりました。前年度と比較すればマイナスということですが、今後の見通しといいますか、含みといたらいいのかな、見通し、これで終わりじゃなくて最終的には決算でも言いましたが、毎年、20 年からですか、少しずつ増えてますが、今年度の見通しも含めてお答えをいただきたいと思います。

それから国庫支出金の中で災害復旧国庫負担金があります。この金額は激甚指定の前の数字か、あるいは激甚災害が決定されたのでそれを含めたいわゆる算定といいますか、決定なのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

それから介護保険特別会計からの繰入金がこれで見ますと補正は 0 で 458 万 4 千円ですか、入ってくるわけですが、0 という数字だからお尋ねするわけですが、この特別会計からの繰入金というのは珍しいのかどうか、通常あるならば 0 でなくてここにいくらかの数字を入れるべきではないかなという気がしましたのでお答えをいただきたいと思います。

それから、臨時財政対策債 3,850 万円のマイナスですが、これは説明ですと決定による



マイナスだということではありますが、もう少し、ただ決定じゃなくてももう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

歳出であります。今回総務費で小学校の建築にかかわる予算が計上されました。私も基本的には小学校は新校舎という考えでおりますが、今まで議会でのやりとりの中で、町では学校建築決定する前にまず設計をしておくんだと。そして国の有利な補助とかそういうの見つかったならば即手を上げて建てたいというようなことをおっしゃっておられましたのでそのように理解をしておったわけですが、ただ、最近聞くところによれば、本来小学校というのは統合するときに建築するんだ。それができなければおおむね6年間の猶予を与えるから建てなさい。そういうふうに国から言われている。これ本当か間違いか。これがそういうふうに国でそういうふうになっているというならば、なぜわれわれにそういうこと説明しなかったのか。議会で明らかにしなかったわけですから、こういう話は小学校統合推進委員会でも明らかにしてあるのかないのか。

次、デマンドバスに移りますが、15人乗りを買うと。デマンドバスは7台だと、私は全部7台買うのかなという気がしたんですが、3台ということではありますが、それではそのデマンドバス運行に使用する7台のうち、何人乗りが何台、それを説明していただきたいと思います。

衛生費で消耗品の追加が960万8千円、1,000万近くの消耗品の追加というのはかなり大きいのでありますので詳しく説明をしていただきたいと思います。

それから消防費で公務災害補償等の負担金の追加がありました。この制度はいわゆる自治体だけで運営といいますか、しておるのか、あるいは国等が応分の負担をしてこの制度があるのか、そのことについてもお答えをいただきたいと思います。

最後になりますが、橋屋の文化財の試掘であります。私の今の15分道路の関連でこういうことになったと承知するわけですが、すべてほ場整備、あるいは道路の整備で以前の原状ではない。そういう中でもこういう試掘をしなくちゃならないのかということがいまいち理解できませんので、そこら辺もお答えをいただきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　まず普通交付税のご質問がございました。今回の補正におきまして8,688万円を増額させていただいたわけではありますが、この当初予算との比較をいたしますと、国勢調査の人口が875人ほど減ったわけでございますけれども、その急減補正分を当初予算では少し留保していたと。余計に逆に減らしていたということでございます。

それともう一つは、基準財政収入額のほうで若干でありますけれども市町村民税の法人税割、あるいは自動車取得税交付金関係、それから自動車重量譲与税の関係、こういったものが見込みよりも少なかったということで、これが増額要因となります。

それから臨時財政対策債の部分でございますけれども、これ議員もご承知のように普通交付税で本来交付すべき部分について国のほうの財源が非常に厳しいということで、その不足分を国と地方が2分の1ずつ負担するということでございますけれども、今回の当初予算の見積りにあたりましては臨時財政対策債、国全体では20.1%地方財政計画で減額になる見通しということでありましたけれども、普通地方交付税の算定をした際に、本算定をした際に交付金割れを起こさないように、普通交付税で見れる部分の一部を臨時財政対

策債のほうで少し余計に見ていたということでございます。

結果的に臨時財政対策債の振り替え分が減額というふうになりましたので、その分がプラス要因ということでございます。臨時財政対策債のご質問もございましたけれども、いわゆる普通交付税と臨時財政対策債はいつたりきたりの関係ということになりますので、普通交付税のほうで、普通交付税の算定の中の臨時財政対策債の発行分が普通交付税で増えれば、地方債のほうの臨時財政対策債の発行額が逆に減るという形になりますので、そういういつたりきたりの関係で普通交付税は増えて、臨時財政対策債は減ったということでございますのでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいまの質問のうち、小学校整備にかかるご質問、それからデマンドバスに関するご質問にお答えしたいと思います。

小学校の建築、校舎整備についてのご質問でございます。今回補正で用地測量、それから造成設計業務、それから用地を取得するための土地鑑定の調査委託料というようなことで合わせて 492 万円ほど補正で計上させていただきました。町長の提案理由説明でもございましたように、町としましては校舎整備にあたりましては、新校舎の整備計画であります、24 年度中に用地取得をしまして造成まで完了させて、校舎整備につきましては 25 年度、26 年度、その 2 カ年をかけて整備をしていくんだというような方針を打ち立てたところでございます。

最初に統合が決まりまして、校舎整備をどうするんだというような話になったときに、中学校の整備の経緯もございますので、できるだけ有利な財源を確保して整備を進めたいというようなことで考えていたところございまして、景気対策というようなことでいろんな補正予算も組まれていた時期でございますので、これからもそういった財源措置がされるのかなというようなことで期待をしていたところでありますが、ご承知のように今次の大震災もあったわけでございます。

そういった意味で、大震災がらみの補正予算はどんどんついてくるわけですが、その他の地区の校舎整備、そういったものに関してはなかなか財源を手当したような形での有利な財源が回ってくるということはちょっと考えにくい状況になっているということでございます。

6 年と新しい校舎整備、本来は統合という場合は新しくその学校を整備して統合をスタートさせるというのが一般的なやり方でございます。町は統合をどうしても急がなくちゃならないというようなことで既存の小学校、野沢小学校を活用して、とりあえずは開校を急ぎましょうという方針を出したところでありまして、じつくりと校舎整備を進めていくというような考えでございました。

それでその 6 年という話は、昨年教育長が国のほうに出向いた際に、統合で学校を作る場合にはおおむね 6 年という制約がありますよという話を聞かされたというようなことでございまして、それでわかったところでございます。

今回の整備計画もそうありますが、おおむね 6 年といいますと平成 29 年というようなことになります。今回の整備はそれにこだわるのではなくて、とにかく少しでも小中連携というようなことで町では打ち出しているわけで、できるだけ早く校舎を整備して子

どもたちにいい教育をさせたいという、そういったことから今回こういったスケジュールを作ったところでございます。

その6年というのは特別、統合推進委員会の中でも、さらには議会の中でも特別に説明はしていなかったということでございます。この辺説明不足と言われればそのとおりでございます。

それからバスについてのご質問に引き続きお答えします。

デマンドバスであります、先ほど申し上げましたように7台でございます。路線バス、残る部分につきましては当然現在のバスをそのまま継続して活用するという考え方でございます。デマンドバス7台はどういうふうに用意するのかということでもあります。今回の地区説明会なんかでもこれちょっといろいろ言われているのは、15人乗り、基本的には15人乗りを基準にして運行したいという考えでございますが、15人乗れないときはどうすんだというような話も出ております。29人乗りという現在の町民バスがございますので、それは少なくともデマンドバスとして1台は活用したいというふうに考えております。

それからもう1台、弥平四郎とか大滝だとか弥生だとかいう集落対応のバスを買ったばかりのバスが1台ございます。それも15人乗りでございます。その2台は現在の町民バスから継続使用したいというふうに考えております。あと新車3台ございまして、残りが2台あるわけですが、今回スクールバスの購入ということで新たに4台を購入するというところでございます。

若干古くはなっておるわけですが、13年、14年ごろに購入しましたバス2台を今回デマンドバスとして活用したいというようなことで考えております。これらもいずれ15人乗りということでございまして、それら2台を活用しますと7台がそろうというようなことで考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 国庫支出金の災害復旧費国庫負担金につきましてのご質問にお答えいたします。

これは道路河川災害復旧にかかる国の国庫補助金でございます。通常でありますと工事費の3分の2が国庫負担金ということでまいりますが、今回激甚災害の指定ということで80%の補助率で計上させていただきました。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 介護保険特別会計からの繰入金、補正前の額の件、さらには衛生費の消耗品費の内容についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計からの繰入金でございますが、本年度は介護保険特別会計におきましては2,480万8千円の22年度の決算による繰越しがございました。これにつきましては、通常ですと介護給付費に対するルール分の割合が決まっているわけですが、介護給付費に対してルール分の歳入が多かったということで介護保険特別会計の補正予算の中でもご説明申し上げますが、返還金という形で出ております。介護保険特別会計からの繰入金、これにつきましてはルール分ですと介護給付費の12.5%にあたるわけですが、その分が多く繰り出しをしていただいたということで精算による戻しでございます。毎年同じような形で出るということではございませんが、戻し入れ、特別会計からの精算

による繰り入れがあることも想定しておかなければならないと考えておりますので、存目程度、来年度からは計上したいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

続きまして4款衛生費の中の需用費、消耗品費追加が960万8千円の計上をしてございます。これにつきましては、個人の空間積算線量計を県の補助を受けて3万円程度のものを300台購入するための経費でございます。なお、歳入にもございますが、県から線量計等緊急整備支援事業補助金をいただいて15歳未満の乳幼児、小学生、中学生、そして妊婦のかたに、希望者に貸与するという事で計画をしております。

なお、貸与にあたりましてはローテーションを組みながら貸与していく考えでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 消防費の公務災害のさきの追加についてお答え申し上げたいと思います。

これは説明にもありましたように、消防団員に関する公務災害の補償ということでございます。これについては市町村の総合事務組合、これを通じまして消防団員があった際に、補償を支払うために基金を造成しておりまして、その中で本来運用しておりました。

ご存知のように今回の東日本大震災によりまして、消防団員が多く殉職、又は行方不明になりまして、この基金から支出するに際しまして不足を生じたということで今回追加するものでございます。

なお今回の追加の額につきましては、国の第二次補正予算によりましてこの追加分についてはすべて特別地方交付税によって配分されるというふうになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 13番、長谷沼議員のご質問に先ほど企画情報課長がお答えを申し上げたわけですが、文科省との関係等々で一部訂正させていただきたい部分がありますので補足を兼ねてお答えをさせていただきたいと思います。

私が文科省に出向いたときに、文科省からはじめて6年間なんていう数字を教えていただいたわけではございません。統合推進委員会の中でいろいろとご議論、ご検討いただく中で町の財政状況も逼迫している状況であり、大事業も今取り組んでおる最中であるので、統合と同時に校舎を建てるということは不可能ですというふうにご理解をいただいていたかと存じます。

したがって、おおむね統合してまず児童数の減少から1学級1名の学級で勉強させる。これも学力は十分保証できますけれども、社会性や人間性についてはとてもとても難しい状況ですと。したがって統合は喫緊の課題ですよということでご説明を申し上げ、そして昨年の5月の答申をいただいた中に組み入れていただいたわけであります。

その一番の骨子となるのが、まず早期に5校を1校に統合しなさい。そして校舎は中学校の隣接地に建設をすることが望ましいという内容の答申をいただいたわけですが、私どもそういう審議会の中でも6年うんぬんの話は全部承知しておりました。そういうことで取り組んできていることでございますので、そこをよろしくご理解を賜りたいと思います。

で、私どもも審議会でそのことを十分に説明申し上げまして、皆様のご理解をいた

だいて進んできたわけでありましたが、昨年の秋だったでしょうか、答申をいただいて、そして私も町長に随行いたしまして県教委に西会津町はこのように統合します。校舎はいずれ建設をしますということでご説明を申し上げて、応援しますというご回答をいただきましたわけでありましたが、県庁の担当部局から私にクレームが来しました。

西会津町は野沢小学校で耐震補強工事が終わったでしょう。そこで国からの補助をいっぱいいただいてつくったじゃないですか。そして今度統合して校舎を建てる。また国から補助をください。そんなこと言えるんですか、というふうに言われたんです。

私も当時県庁のときの部下であった者が教育次長やってましたので、いつから国の方針がこんなふうに変ったんだというふうにして確かめたところ、いや、それは間違っていないはずですということでしたので、文科省に直接出向きました。こんなこと言われたけど本当ですかと。

そしたら大臣官房の施設助成の課長のほうから、そんなことはありません。まったく問題ありません。西会津町さんの計画どおりどうぞ進めてください。そのとき県からは少しは校舎建築について補助が出るんですかなんてご質問もいただいたんですが、これはアドリブですけども、申し訳ないけども福島県からはビター文そういうのは出ないんですというふうに申し上げたわけでありまして。

何といたしましても国の責任で市町村立のいわゆる義務教育の小学校であっても環境は整えていかなければならないという責任がありますので、どうぞ国としても責任を果たしていきますからやってくださいと、そういう回答でございましたので、したがって統合の適正配置審議会の中で申し上げてきたことの継続といいますか、一貫して進んでいるということでご理解を賜ればありがたいと思います。

したがって、統合と同時に校舎が建築されて、これは一般的です。特殊な事情によっておおよそ6年くらいは大丈夫ですよと、いわゆる統合事業として国も考えていますよ。ちゃんと最大の補助をしますよと、こういうことでしっかりとした回答をちょうだいしておりますから、審議会から一貫して同じ流れで私ども取り組んでいるということでご理解を賜りたいと存じます。

それでは橋屋の文化財関係につきましては、大竹課長から答弁をしてもらいます。

○議長　教育課長、大竹享君。

○教育課長　橋屋の試掘調査についてお答えしたいと思います。この試掘調査につきましては野沢柴崎線の改良工事に伴いましてそのルート上に橋屋遺跡があるということから試掘調査を行うということで所要経費を計上させていただいたわけでありまして。

議員おただしのようにこの箇所につきましては、昭和47年から55年にかけて土地改良工事を行っております。そうしたことから教育委員会でもその箇所について遺跡調査、試掘調査をやってるんじゃないかというようなことで県文化財課等への確認、それから町の資料等、さらに当時の町の担当者等に確認したわけでありまして、県のほうにもそういった調査報告書はないというようなこと、さらに町のほうにもそういった調査をした結果が、資料が残ってないというそういった状況でありました。

そういった調査報告もない状況でありますので、県のほうに確認したところ、やはりそういった土地改良事業をやっている箇所ではあるけれども、文化財法に基づいて土木工事

を行う前に試掘調査をしてくださいというような、そういった指導を受けたところであり  
ますので、今回所要経費を計上させていただいたということでございますので、ご理解い  
ただきたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 学校の建築ですが、新しく校舎を建てるということは審議会ではそういう  
答申いただいたということを知っていますが、多くの町民のかたがたにはまだ理解の度合  
いが、私は薄いなと思ってます。そういう中で新しい学校をつくっていくわけですから、  
やはり本当のことを議会にもお話して、われわれの理解がなければ駄目なんですから、  
くどくは言いませんが、やっと 3 月、6 月までですか、具体的な校舎建てるつもりあ  
りませんなどと言っていて、今回急にこういう話が出てくるわけですから、そういうこと  
ではなかなか町民の理解が得られないと思いますので、十分に意を用いてこれからやって  
いただくということをまずお願いをしておきます。

デマンドバスであります、説明会、座談会をしたとき、集まった人数が少ないと。そ  
れもほぼ利用する人じゃなかった。ですからこの前の全員協議会での説明ですと 9 月には  
実際利用するであろう老人クラブのかたがたから意見を聞くと。いわゆるこれは大事だ  
と思います。

それともう一つデマンドバス、7 ブロックですか、分けましたが、おおよそ何人利用す  
るんだろうかと。ある種の予測があってはじめてバスの 15 人乗り、29 人乗りとこうな  
ると思うんですが、そういう見方からすれば新しく買うのがなぜ 15 人乗りだと。もっと小  
さなバスでもいいじゃないのか。10 人乗りとかって。それでも十分間に合う可能性もある  
のではないのか。

このバス買うのは、デマンド交通やるということは私もいいことだと思っているし、バ  
スも買わなくちゃならないでしょうが、最終的な決定はそういう利用する老人クラブの皆  
さんの意向をきちっと確かめてからでも、ああ、やっぱり 15 人乗りでは多いところあるか  
ら 10 人乗りでもいい。あるいは 20 何人乗りやはり必要かと、そういうふうなことをして  
いくことが本当に町民の声を聞く、町民の目線に立ったやり方ではないのかなと。

今、ここで決定をしないと 4 月 1 日からのバスの利用に支障が起きてくるんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。当然今回デマンドバスの計画を立てるにあたっては、現  
在どういった乗車状況になっているのかというようなその乗車の状況のデータなど見なが  
ら計画をしたところでございます。

やっぱり診療所開設している日、そういったときにはだいたい 10 人を超すような形で乗  
車をしている場合がございますので、やはり少し大きめのバスが必要だろうということで  
15 人乗りというような形でやっておけば、10 人乗りも 15 人乗りもそんなにバス購入費も  
そんなに変わらないということで、現在のスクールバスとして活用しているのがその 15  
人乗り、あのくらいのバスであれば小回りもきくしいだろうというようなことで考えた  
ところでございます。

それで意見を聞いてからというような話でございますが、バスというようなことでござ  
いまして、バスが新たに納入いただくまでだいたい 4 カ月か 5 カ月かかってくるのかなと

思います。そこに特装というような形で塗装するかどうかちょっと考えなくちゃなんないんですが、いろいろ絵を入れたり、町民バスというような形でわかるような形でやっていくためにはそれなりの日数がかかるということで、今次の補正予算で購入費を計上させていただいたところでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 10 人乗り、15 人乗りのバスなんかは普通に販売してるんでしょう。特別な消防の自動車みたいに特別注文で発注して製造するなんていうことでないと思いますよ。これは入札すればすぐに 1 カ月ほどで納車とするならば納車できるような今状態ではないかなと思ってます。本当に 4 カ月、5 カ月かかるんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほど申し上げましたように、今回も特装費ということで、通常のバスに特装を加えるということの費用を見ております。バスとして利用するためにそういったいろんな装備を備えなくちゃなんないと、そういった作業もあるということでございまして、そういった意味では 1 カ月とかそのくらいの納車ではちょっと無理なのかなというふうに思います。

現実的に今スクールバスも同じような車両の購入を進めているところでございますが、かなりの期限を用意して、町のほうでは入札、さらには最終的な納車というようなことになるということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の 13 番でも話が出たように、統合小学校建築については議会に報告したということはよくあなたがた言われておるんですけども、議会としてこの統合小学校建築はどうしても必要かというような議論は一度もしていないんですよ。

ただ、統合小学校推進委員とか、30 名ぐらいいるでしょう。私は後で入ったんですけども、そのころにはすでに統合小学校は、5 校ある小学校が統合するというようなことは私はやむを得ないと。奥川小学校、新郷小学校でも入学生が 1 人か 2 人しかいない原状では、これはやむを得ないでしょうと。そういう私も同意はしたんでありますけども、今まさに佐藤教育長が文部省にはぜひ応援するからやれというようなことを言われたというようなことを言っておりますけども、一般町民の感覚としては、まだまだ統合小学校はなぜ必要かという意見が相当根強いですから、それをあなたがたね、よく把握してないで先に進んでも、私はあるときには問題はあろうと思うんですよ。

その前に来年 4 月統合するんですが、その入学生、野沢から尾野本、群岡、新郷、奥川と含めて何人くらいの入学生がいるんですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 来年度、平成 24 年 4 月 1 日に入学する町内の 1 年生、児童は 29 名でございます。特別少ない年でございます。

○議長 14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、教育長からお話あったように、野沢、尾野本、群岡、奥川、新郷と含めて 29 名、30 名足らずですよ。再来年になって増えるという保証ないんですから、だいたい 30 名そこそこでいったって、統合小学校、そう莫大な費用かけてつくるまでの必要性

というのか、あなたがた統合小学校推進委員という内容は自治区長代表とか、PTA代表とか、議員からも5名の代表、今議長やっている武藤君なんかはそうなんだけど、もう私が出たところにはとにかくつくようになって、汽車はもうすでに走ってるんだよ。

こういうことを私が言うと、やはり、委員の中から反論を受けるんですよね。何で決まったこと、報告したこといまごろくつがえすんだと、そんな感じでずうっと今まできたんですよ。

例えば、30名の入学生、6年までいったって180名でしょう。私の子どものころには、そんなことは過ぎた昔だと言えばそれまでなんですけども、野沢小学校なんていうのは私のころは同級に150人くらいいたんですよ、1学年。私は尾野本ですけど、尾野本でも105、6名いたんですよ。そういうことから考えてみても、まったく必要性があんのかどうか、まだまだ納得いかない、疑問点があるんですよ。

と申しますのは、だいたい言われたと言ったでしょ、2億何千万も助成というか、補助かわかんないけど、それもらってあれだけの立派な耐震工事をしてつくった野沢小学校あるんですから、それを使って、さらにこれは不便だと、ここでは収容できないというようなことがあってからでもよかったですよ。

何だか知らないけどもバタバタバタバタと行っちゃったんだな、この統合問題が出てから。私はいまだかつて納得しませんよ。はっきり言って。あなたがたやるんだったらやんなさいよ。私は理解できないから。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 来年度の入学生は29名ということで先ほどご報告申し上げましたけれども、平成25年になりますと40名ちょっとかけて38名の入学。その次の年も38名ということで推移していく見込みでございます。

来年だけが29名ということで極端に少ないんですね。38名ということでありますと、国において今35人学級を今年から始めました。小学校1年生のみでございましたけれども、県においては小学校1年から全学年について、小学校1年、2年、それから中学校1年については30人学級でやっておりますので、学年2学級ということになりまして、国のいわゆる法律で定めております適正規模の学校と、こういうことになるわけでございます。

それから校舎建築について私ども所管ではなくて実際は建てていただくほうの側でございますけれども、統合のための適正配置審議会の中でもご議論をいただきまして、まさに小中連携教育、あるいは一貫教育、そういう中で学習指導要領で定めている学習内容がすべての子どもたちに効果的に身につけて、そして心の教育も十分に行っていかなければいけないということで連携教育についてご理解を賜って、そしてなるべくお兄さんやお姉さんの活動が見えるように中学校のすぐそばに校舎を建てるのが望ましいという答申をいただいたところでございまして、そのことによって現在まで動いてきているということでございます。

なお、先ほど野沢小学校の耐震補強工事で国からたくさんの補助をいただいておりますが、今度統合して校舎を建てるという、そういうまた国から補助をいっぱいもらいたい、そういうことはできないのではないかというふうに県から言われたんです。それはおかしいでしょうと。そこで文科省に確かめに行ったわけでございます。その結果がそういうこ



とでありまして、校舎を建てなさい、建てるのはやめなさいとかというそういう指導をいただいたものではございませんのでよろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長 14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の教育長の話聞いていると、国からたくさんの助成をもらって耐震工事をやっておきながら、あなたがたまたさらにもらうということはないでしょうと言われたとはっきりあなた言ってるんだから、それが納得いなくて文部省に行ったというんだからね、国の方針と県の方針ではまったく違うということなんですか。どういうことなんですか。

あなたが言ったとおり、昨日もパソコンの使用料ですか、1 千何百万なんて膨大な借上げ料出てるでしょう。だから、あなたも今言ったからね、これから心の教育だなんて口先で言ったって実際そうじゃないの。子どもにはものを与えればいいと。そして学校でもそうでしょう。あるものを使おうという昔の思想というのは全然なくなったんだよ。新しいものをつくれればいい、ものを与えればいい。心の教育なんて口先だけだ。

まったくいまの子ども手当もそうでしょう。今予算審議だからそれは関係ないというけど、一般質問の部類に入ると思うんですけども。

心の教育と言ってるから、口先だけじゃなくて実際それに伴ってやってんのかと聞いてんじゃないの。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 まず、第 1 点目でございますが、長谷川議員おっしゃるとおり、県教委と国の文科省の見解がはじめずれていたんです。それはおかしいんです。県教委のその部署の室長をはじめ職員がそのことについて十分に理解していなかったということなんです、結果から言いますと。そこで国に聞きにいったわけです。そのことが一つでございます。

それから二つ目の心の教育は口先だけだと、こういうふうにお叱りをいただきましたが、そういうことではなくて、統合することによって学力とともに人間性、社会性、議員おっしゃるように心の教育、これも体制的に十分にできるようになるんですよ。

パソコンの例でお話されましたけど、ものを与えればいいんだと、そんな考えは私どもまったく持っておりませんので、そこのところはよろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 8 次)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 15 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 16 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 16 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明いたします。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定についてであります、去る 6 月 10 日開催の町議会定例会においてご議決いただきました税率改正に基づき本算定を行い、それに伴う所要額を計上したものであります。

なお、国民健康保険税につきましては、被保険者の負担軽減を図るため、第 4 期国保財政 3 カ年計画に基づき、当初予算において国民健康保険給付費支払準備基金から 2,000 万円を繰入しておりますが、前期高齢者交付金が平成 21 年度概算交付金の翌々年度精算により 6,900 万 1 千円減と大幅に減額される見込となり、今次補正で平成 22 年度の決算剰余金の中から、充当可能な 3,890 万円を減税財源としてもなお、国保税率の大幅な上昇が避けられない状況となりました。

このため、本年度につきましては、国の医療制度改革による激変緩和と東日本大震災の影響を考慮しての特例措置として、さらに国保支払準備基金から 1,300 万円を追加繰入することにより、国保税の一般医療分と後期支援分につきましては、昨年度と同じ税率に据え置き、負担の軽減を図ることとし、6 月の議会定例会において国保税率改正についてご議決をいただいたところであります。今次の補正予算は、国保税率改正の内容を調製したものでございます。

また、施設勘定につきましては、決算により平成 22 年度繰越金が確定しましたことや患者数の増加から医薬品費が不足する見込であること、落雷被害による設備等の修繕が必要となったことなどにより、それに係る所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 23 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 920 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,453 万円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,332 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 728 万円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

8 ページをご覧くださいと思います。事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、2,908 万 7 千円を減額するものであります。

医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分であり、税率の改正、据え置きにより、本算定した結果、被保険者数で 95 人減少、前年所得の減少などにより、当初予算と比較して減額補正となりました。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は、279 万 6 千円の増額であります。退職被保険者数、60 歳～64 歳の増加によるものであります。

9 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、1,953 万 7 千円を増額するものです。現年分の療養給付費、医療費の一定額 34%分であります。

1 目調整交付金、財政調整交付金は、135 万 8 千円の増額であります。普通調整交付金として現年度分の療養給付費、医療費の一定額 9 %分であります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金は、1,186 万 9 千円を増額するものです。これは、社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者に係る療養給付費、医療費に対する交付金であります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金は、6,900 万 1 千円を減額するものです。これにつきましては、平成 21 年度概算交付金の翌々年度の精算による減であります。

前期高齢者交付金は、平成 20 年 4 月の医療制度改革 75 歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の創設に伴い保険者間の負担の不均衡を調整するためのもので、前期高齢者、65 歳～74 歳までの高齢者の割合に応じて国が定めた一定の率で見込給付費が概算交付され、翌々年度に実績により確定した調整給付費を精算額として当該年度交付金と合算調整され交付されるものであります。

10 ページをご覧くださいと思います。

6 款県支出金、2 項 1 目県財政調整交付金は、344 万 9 千円の増額であります。県財政調整交付金として現年度分の療養給付費の一定額 7 %分であります。

2 目災害臨時特例補助金は、12 万 6 千円の計上であります。東日本大震災による避難者の医療機関窓口の一部負担免除や減税等に対する特例補助金であります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、575 万 8 千円を増額するものです。

11 ページをご覧くださいと思います。

9 款繰入金、2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 1,300 万円を増額するものです。これにつきましては、国保税を据え置くための追加減税対策として、特殊事情を考慮しての基金繰り入れでございます。

10 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金は、4,866 万 7 千円を増額するものです。平成 22 年度繰越金の追加であります。

11 款諸収入、3 項 1 目一般被保険者第三者納付金は、119 万 9 千円の増額であります。交通事故等による損害保険会社等からの損害賠償金であります。

歳入合計では、920 万 9 千円を増額し、10 億 1,453 万円とするものであります。

次に、12 ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目賦課徴収費は、87 万 2 千円を追加するものです。国保税に係る電算システム機器等の保守管理委託料であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、1,200 万円の減額であります。一般被保険者療養給付費、医療費、保険者負担金の減額であります。平成 22 年度の一般被保険者の医療費は、月平均 4,439 万 9 千円であったこと、被保険者数が、昨年同時期と比較し、95 人減少していること、一人当たりの年間医療費を 22 万 5,847 円、2.9%増とすることなどを総合的に判断し、一般被保険者の医療費月額を 4,500 万円とし、年額 5 億 4,000 万円としたことから減額となったものであります。

2 目退職被保険者療養給付費から 13 ページの 3 項 2 目退職被保険者等移送費までは、財源の移動であります。

3 款後期高齢者支援金、1 項 1 目後期高齢者支援金は、426 万 8 千円の追加であります。後期高齢者医療制度への支援金であります。

14 ページをご覧いただきたいと思います

4 款前期高齢者納付金、1 項 1 目前期高齢者納付金は、14 万 2 千円の追加であります。これは、国保被保険者全体に占める 65 歳から 74 歳までの割合に応じて納付するものであります。

15 ページをご覧いただきたいと思います。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金は、293 万 6 千円の追加であります。これは、40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者分の納付金の額が社会保険診療報酬支払基金から示されたことによる追加であります。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金は、92 万 2 千円の減額であります。これは、80 万円以上の高額医療費に対し、県内における市町村の保険料を平準化し、国保財政の安定化を図るため、国保連合会に拠出するものであります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、268 万 8 千円の追加であります。30 万円以上 80 万円未満の高額医療費に対し、小規模保険者の運営基盤を安定化するため、国保連合会に拠出するものであります。

10 款諸支出金、1 項 1 目償還金は、療養給付費負担金等返還金 1,069 万 5 千円を追加するものであります。平成 22 年度の療養給付費精算による返還金であります。

歳出合計 920 万 9 千円を増額し 10 億 1,453 万円とするものであります。

18 ページをご覧いただきたいと思います。

施設勘定の歳入であります。

1 款診療収入、1 項 4 目後期高齢者医療診療収入は、512 万円を増額するものであります。昨年同時期に比較し、後期高齢者の患者数が増えているため、増額を見込んだところであります。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、820 万 6 千円の増額であります。平成 22 年度決算により確定した繰越金の計上であります。

歳入合計では、1,332 万 6 千円を増額し、4 億 728 万円とするものであります。

19 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、162 万 6 千円を追加するものであります。

8 月 7 日、日曜日の夕方でございますが、西会津診療所付近で発生いたしました落雷により、被害を受けた電話設備やナースコールなどの修繕料 160 万円などであります。

2 款医業費、1 項 3 目医療衛生材料費は、1,170 万円の医薬品費の追加であります。

10 月から医薬分業が開始するため、9 月末までの所要額を積算いたしましたところ不足の見込でありますので、追加計上したものであります。

なお、医薬分業開始により 10 月 1 日時点で医薬品の在庫がある場合、夜間等の救急患者用の医薬品を除き、返品精算することとしておりますが、9 月末までに納入された医薬品については、一旦 10 月末までに支払わなければならず、在庫品返品に係る精算金については、11 月に各業者から納入されることになります。納入される見込みの額は、おおよそ 500 万円から 600 万円程度を見込んでおります。

返品に係る医薬品の精算返納金につきましては、残額となりますので、今後の補正予算で減額補正する予定にしております。

歳出合計でございますが、1,332 万 6 千円を追加し 4 億 728 万円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 8 月 31 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 17 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　議案第 17 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）

についてご説明申し上げます。

今次の補正は、平成 22 年度決算が確定したことから繰越金の精算に伴う所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 23 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,602 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 6,825 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

6 ページをご覧いただきたいと思います。歳入であります。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、121 万 4 千円を増額するものであります。前年度分の介護給付費精算による追加交付金であります。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、2,480 万 7 千円を増額し、2,480 万 8 千円とするものであります。平成 22 年度からの繰越金であります。

歳入合計では、2,602 万 1 千円を増額し、9 億 6,825 万円とするものであります。

次に、7 ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

2 款保険給付費、7 項 1 目概算請求費は、2 千円を追加するものであります。これは、東日本大震災により被災した介護サービス事業所等からの介護給付費概算請求分の国保連合会への負担金であります。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、284 万円を追加するものであります。第 4 期介護保険事業計画の 2 年目であります平成 22 年度繰越金の中から今年の介護給付費の増嵩に備えるため、介護給付費準備基金へ積立て、第 4 期及び第 5 期、平成 24 年度～平成 26 年度の介護保険財政の安定運営と健全化を図るものであります。

この積立により、介護給付費準備基金の平成 23 年度末残高は、4,129 万 4 千円となる見込であります。

6 款諸支出金、1 項 2 目 償還金は、1,859 万 5 千円を計上するものであります。平成 22 年度介護給付費確定に伴う国県等への返還金であります。

内訳は、国庫負担分が 1,026 万 3 千円、県費負担分が 775 万 3 千円などであります。

2 項 1 目一般会計繰出金は、458 万 4 千円を計上するものであります。平成 22 年度介護給付費確定に伴う町一般会計への精算返還金としての繰出金であります。

歳出合計では、2,602 万 1 千円を追加し、9 億 6,825 万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　本来ならばこの 23 年度予算案の審議の中で指摘をしなくちゃならなかつ

たでしょうが、先ほどもお尋ねしましたが、いわゆる 0 で予算を組み立てたということでもあります。決算の審議でも明らかになっておりますが、ここずっとすべての会計は黒字決算で終わっている。そうするならば繰越金は必ず出るわけですね。そうすれば繰越金はそれなりの負担割合に応じて返還をしなくちゃならない。するならばやはりここで 0 ということはあり得ないのではないかなという気がしているわけですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のように 6 款の諸支出金、一般会計繰出金につきましては補正前の額 0 でございました。先ほど一般会計でも申し上げましたとおりでございますが、精算による返還又は精算による一般会計への繰り出し、一般会計への戻しにつきましては、繰越金の精算によりまして、まったくぴったり、介護給付費に対する財源がぴったりということはなかなかないと思いますので、今後存目 1 千円程度計上するような形で対応してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町の方針として必ず、方針ですか、必ずすべての一般会計、特別会計とも黒字決算になる。そうするならば繰越金は出るわけですから。繰越金が出ればそれをルールによって返還しなくちゃならない。全部が返還ではないでしょうが、毎年返還という事実があるのではないかなと思っているんですが、それを存目ではやはりいざというきのためにということではありますが、毎年繰越金が出るならば存目などということではなくて、それなりの積算見込みをしてここに金額を表示すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

例年、全会計黒字決算ということで返還しなければならない部分が出てくるということでございますが、介護給付費の年間の見込み額につきましては、国県補助金等も含めましておおよそ 11 月か 12 月時点でそれまでの介護給付費の見込みを立て、その後につきましては国県、又は一般会計からの繰り入れにつきましては概算でいただくという形になっておりまして、翌年度に精算を行うのが通例でございます。

その際、一般会計につきましても介護給付費のルール分、12.5%になるわけでございますが、それについても見込みを立てるような形になります。制度上、財源につきましてはルール分が決まっておりますので、今後見込みを立てながら対応してまいりたいと思いますが、現在、考えておりますのはある程度見込めるとは思いますが、過大、過少であってはいけないということもございますので、制度上存目という形で対応していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を採

決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

○議長 暫時休議にします。(11時53分)

○議長 再開します。(13時12分)

日程第 4、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長。酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 18 号、平成 28 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、東日本大震災により大久保浄水場の配水池におきまして、土留積ブロックに被害を受けたことによる、災害復旧工事及び公共下水道工事と県営中山間地域総合整備事業における支障水道管移設に係る工事請負費の追加計上であります。それでは予算書をご覧ください。

第 1 条、平成 23 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 23 年度西会津町の水道事業会計予算第 4 条本文中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,270 万 5 千円は、当年度分損益勘定留保資金 4,246 万 3 千円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24 万 2 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,802 万 7 千円は、当年度分損益勘定留保資金 4,778 万 5 千円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24 万 2 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。第 1 款資本的収入であります。既決予定額 5,290 万に 5,850 万円増額しまして合計額を 1 億 1,140 万円とします。その内訳であります。第 1 項補助金につきまして、3,850 万円増額し 9,140 万円とします。第 2 項企業債につきましては、2,000 万円新たに追加いたしまして、同額 2,000 万円といたします。

次に支出です。第 1 款資本的支出であります。既決予定額 9,560 万 5 千円に 6,382 万 2 千円増額しまして合計額を 1 億 5,942 万 7 千円とします。その内訳ですが、第 1 項建設改良費について同額 6,382 万 2 千円を増額し 8,428 万円とします。

第 3 条、予算 6 条中 9,818 万 3 千円を 1 億 3,668 万 3 千円に改める。

第 4 条、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は下表の記載のとおりです。

2 ページをご覧ください。補正予算実施計画により補足説明をいたさせていただきます。資本的収入及び支出の中の収入です。



1 款資本的収入、1 項 1 目他会計負担金 100 万円の追加です。公共下水道事業堀越地区及び県営中山間総合整備事業縄沢地区における水道支障管移設に伴う工事負担金の追加であります。

2 目国庫補助金 3,750 万円の追加です。大久保浄水場配水池の災害復旧工事にかかる補助対象額 5,625 万円の 3 分の 2 について、国庫補助金となることからの追加計上であります。

次に支出です。

1 款資本的支出、1 項 3 目施設改良費、6,222 万 2 千円の増額です。大久保浄水場配水池の災害復旧工事における、工事費 6,222 万 2 千円の追加です。

4 目配水管布設費 160 万円の増額です。公共下水道事業堀越地区及び県営中山間総合整備事業縄沢地区における水道支障管移設に伴う配水管移設費 160 万円の追加です。

3 ページの会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　説明ありました今回の大震災の影響で大久保の配水池の工事しなくちゃならないというわけですが、金額が 6,222 万もかかるわけですから、これの工事の概要といえますか、いつから始めていつまで終わるのか。今の水道の水の供給には影響がないのか、そこら辺を 6,000 万も使ったの工事ですから、もういっぺん詳しく説明してください。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　大久保浄水場の災害復旧工事の内容についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、大久保配水場の一番高い位置に配水池がございまして、その配水池を囲むようにして積みブロックが 2 段から 3 段積み上がっております。その積みブロックにクラックが入ったりしておりますので、それを今次災害復旧工事として提案いたしまして決定されたところであります。

工事内容につきましては、積みブロックのほうから 4 メートルほどの穴を削孔いたしまして、穴を掘りまして、ピッチが 1 メーター 50 でございます。それに鉄筋を通しまして今の積みブロックにコンクリートを 30 センチ貼りまして、その鉄筋と連結させ、それによりまして積みブロックの安定を図るという工事内容でございます。

本予算につきましてご議決を賜りましたら早急に実施設計を組み、工事に着手したいと思っております。工期につきましては、一応年度内というふうに考えております。

なお、水道水の給水につきましては、現在の配水池を取り壊すなどということがありませんので、その回りにコンクリートを貼るということでございますので、給水には異常なく工事を進めてまいりたいと考えております。

○議長　14 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　大久保浄水場というんですか、あれはかなり作ってから年数もたつし、以前は砂かきなんて表面に浮遊物があるね。ああいう作業をやっておったけども、今でもあの作業はやっているのかどうかと、そして全体の西会津の給水利用というのか、その何

パーセントが結局あそこに今やってるのか、それをまず。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 大久保浄水場は砂で水を濾過しております。その濾過をしておりますと上に薄い膜ができ、その濾過ができなくなりますので、その砂の上の濾過できなかった分を砂かきということで今もそういう作業を実施しております。

あと、西会津町の上水道関係の大久保浄水場でどのくらいの水の使用をしているかということでございますが、だいたい27%くらいが大久保浄水場で水を配水しております。

○議長 14番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 そうすると濾過できない部分、砂ごしというか、それは以前にやった方法で今でもやってるわけ。上の汚れた部分を洗ってまた入れると。再利用すると、そういう方法じゃなかったっけかな。

それと今、上小島の浄水場、あれの方式とどんなふうに違うのかな、中身、説明はできないか。大久保の場合砂でこすとか、こっちは塩素でこすとかのそういう解釈でいいのかな。どうなっているの。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

大久保浄水場につきましては、上に溜まった汚れた砂につきました砂をかき取りまして、それは廃棄処分としております。以前は洗っておりましたが、現在は廃棄処分として入れ替えるということで作業を行っております。

小島浄水場と大久保浄水場の違いということでございますが、基本的には砂で濾過をするということで基本的には変わりはありません。ただ、大久保浄水場は砂の上に水を張りまして、それが自然に濾過してきれいな水ができるというようなことで行っております。

小島浄水場につきましては、小島の水がマンガンと鉄分が多いもので、マンガン砂という特殊な砂を使っております、急速に濾過をして水を作るということで行っております。

基本的な原理については同じでございます。

○議長 14番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 いずれにしても6,000万円の大金を費やして工事するんですから、やはり人間生活には欠かせない水資源でありますので、それは十分いい水を供給してもらおうと、そういうことを念頭にやってください。

それと6,000万の主にかかるその使い道はどういうふうになっているの。どういうところに使われるの。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

先ほど工事内容をご説明申し上げたとおり4メートルの穴を削孔するのにだいたい2,000万から3,000万程度かかります。前にコンクリートを貼るのに1,000万くらいと。その穴をあけるのに足場を使うということで、それで1,000万程度というふうな内容になっております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 19 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 19 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、大久保の清野邦夫さんの功績について、平成 23 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 22 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

清野邦夫さんの功績であります、昭和 50 年 7 月から平成 23 年 6 月までの 9 期 36 年間、町議会議員として地方自治の進展と町政の向上発展に貢献されました。特に、平成 7 年 7 月から 1 期 4 年間、町議会議長として円滑なる議会運営に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 19 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 6、議案第 20 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについ

てを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

- 総務課長 議案第 20 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、大久保の清野興一さんの功績について、平成 23 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 22 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

清野興一さんの功績でございますが、昭和 50 年 7 月から平成 23 年 6 月までの 9 期 36 年間、町議会議員として地方自治の進展と町政の向上発展に貢献されました。特に、昭和 58 年 7 月からは総務常任委員会委員長を務め、その後も各常任委員会の委員長として円滑なる議会運営に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

- 議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 20 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 7、議案第 21 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

- 総務課長 議案第 21 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、野沢本町の大沼洋平さんの功績について、平成 23 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 22 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

大沼洋平さんの功績であります。平成7年7月から平成23年6月までの4期16年間、町議会議員として地方自治の進展と町政の向上発展に貢献されました。特に、平成19年7月から1期4年間、町議会議長として円滑なる議会運営に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第21号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第8、議案第22号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第22号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、上小島の佐藤和市さんの功績について、平成23年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月22日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

佐藤和市さんの功績であります。町消防団員として37年余の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。特に、昭和57年7月からは、第2分団の分団長として4期8年間務められ、団員の指導と組織の強化に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第22号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて

を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 9、議案第 23 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 23 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、野沢横町の金子和男さんの功績について、平成 23 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 22 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

金子和男さんの功績であります。町消防団員として 37 年余の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。特に、昭和 61 年 7 月からは、第 1 分団の分団長として 2 期 4 年間務められ、団員の指導と組織の強化に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 23 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 10、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告・説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、昭和53年6月30日にご議決をいただいております「町長の専決処分事項の指定」に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、交通事故に係るものであります。

それでは、報告第1号をご覧いただきたいと思います。

発生年月日は、平成23年2月13日であります。その内容であります、西会津町野沢字芝草後地内の町道野沢安座線において、歩道用ロータリー除雪車が除雪作業を行っていたところ、風雪により突然視界が悪化したため、シューターの操作を誤り、歩道脇に立っておりまして看板に雪を当て破損させたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成23年7月28日、賠償額5万5,650円で和解したところであります。過失割合は、当方100%、相手方0%であります。

なお、事故発生から示談まで5カ月余の日数を要したのは、相手方の看板が受注生産であったことから、製作日数に時間を要したことによるものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

追加議事日程配布のため暫時休議します。(13時46分)

○議長 再開します。(13時48分)

お諮りします。

ただいま、町長から議案第24号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第9次)が提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第24号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第24号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を日程に追加し、追加日程第1、第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま追加をいたしました議案第24号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第9次)についてご説明を申し上げます。

今次補正の内容は、本年4月10日に予定されておりました福島県議会議員一般選挙が東日本大震災及び原発事故の発生により延期されていたところではありますが、去る9月8日、県選挙管理委員会において11月10日告示、11月20日の投票と選挙期日が決定されたことに伴い、この選挙に係る経費の追加をお願いするものであります。

補正額であります。210万円を増額し、予算の総額を62億2,094万円とするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議案の詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので十分なるご審議をいただきたく、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 追加日程第2、議案第24号、平成23年度西会津町一般会計補正予算（第9次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第24号、平成23年度西会津町一般会計補正予算（第9次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、本年4月10日に予定されておりました福島県議会議員一般選挙が東日本大震災及び原子力発電所事故の発生に伴い統一地方選特例法によりましてその執行が延期されておりました。

去る9月8日の福島県選挙管理委員会におきまして11月10日告示、投票日を11月20日とすることで選挙期日が決定されたところでもあります。

今次補正はこの選挙執行に係る経費の追加をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成23年度西会津町の一般会計補正予算（第9次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,094万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。14款県支出金、3項1目総務費委託金、210万円の増であります。これは県議会議員選挙に係る県からの委託金であります。

次に5ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。2款総務費、4項3目県議会議員選挙費、210万円の追加であります。当該選挙の執行に必要な報酬、時間外勤務手当の人件費や消耗品費、印刷製本費の需用費並びにポスター掲示場設置、撤去委託料などを追加計上するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。



○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 24 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）は、原案のとおり可決されました。

追加議事日程配布のため暫時休議します。（13 時 57 分）

○議長　再開します。（13 時 59 分）

ただいま、長谷沼清吉君ほか 5 人から、議会案第 1 号、西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 とし、西会津町議会基本条例制定特別委員会委員の選任を追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第 1 号、西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置について及び西会津町議会基本条例制定特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、議会案第 1 号、西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　議会案第 1 号は、西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置についてであります。提出者は、記載の 6 名、議会運営委員会の議員の皆さまがたであります。

西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置について、上記の提案を下記のとおり、西会津町議会委員会条例第 3 条の規定により提出します。

記。

特別委員会の名称。西会津町議会基本条例制定特別委員会。

特別委員会の定数。13 名。これは議長を除く全員であります。なお、議長は地方自治法 105 条によって、委員会に出席し、発言することができとなっておりますので、全員でこの特別委員会に臨むということになります。

提出の理由であります。

本格化する分権時代にあつて、執行機関と並んで地方自治の大きな担い手であり、また、

住民の意思を体現している議会の役割と責任はますます重要となってきた。このような中で町議会及び議員がその責務を果たしていくためには、これまで以上に町民に開かれた議会づくりを推進し、説明責任を果たすとともに、町民の積極的な参加を求めていくことが必要である。これらを実現するため、本特別委員会を設置し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にする西会津町議会基本条例の策定を行うものである。ということであります。

このことについては、22年の6月から23年の3月まで、議会基本条例調査特別委員会というものが設置されまして、鋭意9回の検討を重ねてきました。それが委員長報告がなされまして全員の賛成で可決されたわけでありまして。改選後の議会で設置をして、議会基本条例を策定すべきだということであります。

また、基本的事項を定めるということの中には、今回新しく議員になられた皆さんがたからも議会改革についてのご意見が出されておりますので、それもあわせてこの委員会で話し合いをしていくということでもありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第1号、西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会基本条例制定特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、西会津町議会基本条例制定特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

西会津町議会基本条例制定特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、長谷川徳喜君、長谷沼清吉君、五十嵐忠比古君、清野佐一君、荒海清隆君、青木照夫君、多賀剛君、鈴木満子君、猪俣常三君、伊藤一男君、渡部憲君、長谷川義雄君、三留正義君、以上の諸君を西会津町議会基本条例制定特別委員会委員に選任したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、諸君を西会津町議会基本条例制定特別委員会委員に選任することに決定しました。

この後直ちに第一会議室において、西会津町議会基本条例制定特別委員会を開催し、委

員長、副委員長を選任してください。

暫時休議します。(14時06分)

○議長 再開いたします。(14時40分)

先ほど設置された西会津町議会基本条例制定特別委員会の委員長に清野佐一君、副委員長に多賀剛君を選任した旨の報告がありました。

日程第11、西会津町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、西会津町選挙管理委員及び補充員の選挙は指名推薦とします。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

資料配布のため、暫時休議します。(14時41分)

○議長 再開します。(14時43分)

選挙管理委員には、野沢字原町乙2122番地、薄上幸一君、登世島字馬場乙3874番地、佐藤秀一君、群岡字御館野甲1193番地、豊島洋一君、新郷大字豊洲字千歳島5131番地、武藤達朗君、補充員には、野沢字原町乙2207番地、高濱秀道君、睦合字縄沢甲14番地、三留南海雄君、上野尻字下五職神3408番地、平野茂穂君、奥川大字元島字向原1293番地、鈴木利信君、以上のかたを指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名したかたを選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

選挙管理委員には、ただいま指名いたしました薄上幸一君、佐藤秀一君、豊島洋一君、武藤達朗君を、補充員には高濱秀道君、三留南海雄君、平野茂穂君、鈴木利信君、以上のかたが当選されました。

日程第12、意見書案第1号、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続の実施場所に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 意見書案第1号、提出者は記載の6名であります。議会運営委員の議員の皆さまがたであります。

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続の実施場所に関する意見書。

標記の意見書案を、会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出します。

これは、議会運営委員会、議員全員協議会にお諮りして提出するものであります。また、県弁護士会会長、菅野昭弘さまからのご要請によるものであります。

提出先は記載の内閣総理大臣、文部科学大臣であります。

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続の実施場所に関する意見書。

平成 23 年 8 月 5 日に原子力損害賠償紛争審査会が発表した中間指針は、損害賠償額を実際に算出する基準としては曖昧なものであり、また、避難対象区域外の住民が自主的に避難した場合の費用など、損害賠償についての指針がいまだに示されていない項目もあることから、今後、東京電力が本格的に損害賠償を実施していくとしても、被災者の請求を東京電力が認めない事案が多発することも予想される。このような場合、原子力損害賠償紛争センターによる和解仲介手続により、被災者に対して迅速かつ十分な損害賠償が行われることが期待される。

原子力損害賠償紛争解決センターは、福島及び東京の二カ所に事務所を設置して、和解仲介を実施するとの報道がなされており、福島県内では郡山市内に事務所が設置された。

しかし、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続が、上記二カ所の事務所においてのみ実施されるだけでは、被災者に対する救済措置としては極めて不十分である。

すなわち、今回の原子力発電所の事故の被災者は、福島県内においてはもちろん、全国各地に広く避難しているのであり、仮に、郡山市及び東京都の二カ所のセンター事務所においてのみ和解仲介手続が実施されることにとどまるとすれば、センター事務所から遠方に避難している被災者にとっては、センターの和解仲介手続を利用することは事実上不可能なものと言わざるを得ない。よって、以下の事項について対策を講じられるよう要望する。

記

1 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続について、福島及び東京の二カ所の事務所のみにおいて実施するのではなく、全国各地に広く避難している被災者が容易に利用できるよう、実施場所について特段の配慮を行うこと。

2 上記和解仲介手続について、福島県内においては、少なくとも福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市、相馬市及び南相馬市のそれぞれにおいて実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第 1 号、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続の実施場所に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続の実施場所に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第13、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管に係る事項の現況を把握するため、閉会中の管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いたしました。なお、その結果は12月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第14、議員派遣についてを議題とします。

来る9月27日、火曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成23年度会津耶麻町村議会議員研修会及び10月27日、木曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員出席するため、西会津町議会会議規則第117条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第15、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申

出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加議事日程配布のため、暫時休議します。(14時55分)

○議長 再開します。(14時57分)

ただいま、西会津町議会基本条例制定特別委員会から、継続審査申出が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、西会津町議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、西会津町議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

西会津町議会基本条例制定特別委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

西会津町議会基本条例制定特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、西会津町議会基本条例制定特別委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、本議会に提出いたしました全議案とも認定及びご議決をいただき、まことにありがとうございました。

今定例会は、改選後初めての議会であり、新たな視点でのご質問やご意見を賜りました。また、平成22年度決算においては一般会計はじめ各会計とも黒字決算となりました。改めて町民の皆さまのご理解と議員各位のご協力に衷心より厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、本年度においては3月早々に東日本大震災や原発事故、さらには会津地方の豪雨災害などが連続して発生し、地方自治の経済や財政状況は一段と逼迫しており、

予断を許さない状況にあります。

こうした中、本町における本年度事業の進捗と交付税等財政状況を十分見極めながら、年度内完成を目指し、鋭意取り組んでまいります。

さらに、各地区の災害箇所については、降雪前の復旧を目指すべく努力してまいります。今後ともご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

これから秋も深まり、刈り入れの多忙な時期となりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意されまして、ますますのご活躍をご祈念いたしましてあいさついたします。

どうもありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は去る9月9日の開会以来本日まで8日間にわたり、平成22年度の決算をはじめ平成23年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始きわめて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に考慮され執行の上、十分反映されますよう強く望む次第であります。

9月半ば、いまだ厳しい残暑が続いておりますが、町当局はじめ、議員各位におかれましてはこの上ともご自愛くださいまして、町政のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって平成23年第8回西会津町議会定例会を閉会します。(13時02分)